

議 錄 第 二 号

衆議院 商工委員会

平成三年十一月二十日(水曜日)
午前十時二分開議

出席委員

委員長

武藤 山治君

理事

逢沢 一郎君

理事

井出 正一君

理事

額賀福志郎君

理事

吉富 勝君

官員

経済企画次官

官員

田中 秀征君

官員

経済企画官

官員

藤井 戒君

官員

経済企画調整官

官員

吉富 勝君

官員

経済企画官

官員

加藤 雅君

官員

生活局長

官員

経済企画官

官員

吉富 勝君

官員

経済企画官

官員

長瀬 要石君

官員

経済企画官

官員

富金原俊二君

官員

計画局長

官員

計画局長

官員

計画局長

官員

計画局長

官員

計画局長

官員

計画官

官員

太田 道士君

官員

計画官

官員

佐藤 信二君

出席國務大臣

通商産業大臣

川端 達夫君

鈴木 久君

安田 篤君

樺藤 恒夫君

渡部 一郎君

吉田 二見

小沢 和秋君

江田 五月君

野田 桂君

渡部 恒三君

通商産業大臣

通商産業省通商政務官

通商産業省通商政務官

通商産業省通商政務官

通商産業省通商政務官

通商産業省通商政務官

通商産業省通商政務官

通商産業省通商政務官

通商産業省通商政務官

出席政府委員

公正取引委員会

梅澤 節男君

糸田 省吾君

矢部丈太郎君

高島 章君

鈴木 英夫君

熊野 英昭君

山本 幸助君

高島 章君

鈴木 英夫君

熊野 英昭君

通商産業省生活局長

堤 富男君

通商産業省生活局長

通商産業省生活局長

通商産業省生活局長

通商産業省生活局長

通商産業省生活局長

通商産業省生活局長

通商産業省生活局長

○武藤委員長 これより会議を開きます。

この際、新たに就任された渡部通商産業大臣及び野田経済企画庁長官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。

○渡部国務大臣 通商産業大臣を拝命いたしました渡部恒三であります。

このたび、国会冒頭にもかかわりませず、大韓民国で開催された第三回アジア・太平洋経済協力閣僚会議に出席させていただき、大変ありがとうございました。本会議は、中国、香港及び台湾の三者が正式に参加したほか、アジア・太平洋経済協力に関する宣言採択等があり、大変意義のある会議がありました。

世界情勢を見ますと、東西冷戦構造の終結に伴い、新たな世界経済秩序の形成が模索されており、戦後形成された政治経済秩序のもとで著しい発展を遂げてきた我が国としては、今こそ世界経済の秩序ある発展に積極的かつ主体的な役割を果たすべき責務を負うに至っております。

一方、国内に目を向けてみると、我が国経済は、昭和六十一年十二月以来、内需を中心として、景気の拡大を続けてきたところであります。しかし、景気拡大は緩やかに減速してきており、景気拡大のテンポは緩やかに減速してきております。こうした状況のもとで公定歩合の引き下げが行われましたが、内需を中心とした景気の持続的拡大を図るために、引き続き適切かつ機動的な経済運営を行っていく必要があります。

通商産業行政は、通商、産業、エネルギー、地域経済、技術、そして中小企業など、幅広い分野にわ

たつており、このよな情勢の折、いずれも我が國の将来にとてゆるがせにできないものばかりで、まことに責任の重大さを痛感いたしておるところであります。

私いたしましては、全力を擧げて任務の遂行に当たる所存であります。今後とも委員各位の御意見を十分拝聴いたしまして、通商産業行政の推進に努めてまいりますので、何とぞ御指導並びに御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、所信の一端を申し上げさせていただきて私のごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○武藤委員長 野田経済企画庁長官。

○野田国務大臣 このたび、経済企画庁長官を拝命いたしました野田毅でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

世界経済の現状を見ますと、景気後退にあつた一部の国で回復過程に入るなど全体として減速から脱しつつあります。また、主要国間の対外不均衡には総じて改善が見られます、が、発展途上国の累積債務問題など解決すべき課題も残されております。

我が国経済の現状を見ますと、現在、拡大テンボが緩やかに減速しつつあります。それは、我が国経済が完全雇用を維持しながらインフレなき持続可能な成長経路に移行する過程にあることを示しております。今後につきましては、雇用者数の堅調な伸び、最近の市場金利の低下、公共投資の増大に支えられ、個人消費は着実に増加し、設備投資も総じて底がたく推移すると見込まれます。しかしながら、景気の減速が企業家や消費者の心理に及ぼす影響については十分注意していく必要があります。きめ細かい対応が必要と考えております。

先週、日本銀行は、こうした点を踏まえ、公定歩合を〇・五%引き下げたところであります。政府としては、内需を中心としたインフレなき景気の拡大をできる限り持続させていくことが重要と考えております。このため、今後とも、主要国との政策協調にも配慮しつつ、物価の安定を基礎とし、適切かつ機動的な経済運営に努めてまいり

たいと考えております。

次に、对外経済面につきましては、引き続き保護貿易主義の抑止と自由貿易体制の維持・強化に対し積極的な貢献を行っていく考え方であります。

国民生活の面につきましては、地価の適正化、内外価格差の縮小、労働時間の短縮等国民生活に関連する分野を重視し、消費者の視点に立った経済構造調整を積極的に進めていくとともに、消費者の保護、支援に積極的に取り組んでいく所存であります。

また、二十一世紀展望し、人口の急速な高齢化、社会資本ストックの整備、環境・資源エネルギー制約への対応等の中長期的課題にも的確に対処していく所存であります。

今日の世界情勢には予断を許さないものがありますが、私は、経済運営に誤りなきを期し、国際社会の持続的な発展のために価値ある貢献を行うとともに、活力と潤いに満ちた「生活大国」の形成を目指して最大限の努力を行つてまいる所存であります。

本委員会の皆様の御支援と御協力を切にお願い申し上げる次第であります。ありがとうございました。(拍手)

○武藤委員長 引き続き、新たに就任されました古賀通商産業政務次官、沓掛通商産業政務次官及び田中経済企画政務次官から、それぞれ発言を求めておりますので、順次これを許します。古賀通商産業政務次官。

○古賀政府委員 このたび、通商産業政務次官を拝命いたしました古賀正浩でございます。

渡部大臣のもと、沓掛政務次官と力を合わせ、

通商産業行政に一生懸命取り組んでまいります。

○武藤委員長 添掛通商産業政務次官。

○沓掛政府委員 このたび通商産業政務次官を拝命いたしました沓掛哲男であります。

微力でございますが、古賀政務次官とともに、渡部大臣を補佐して、通商産業行政の進展のため、何とぞ委員長初め委員各位の御指導、御支援を心からお願いする次第でございます。よろしくお願ひをいたします。(拍手)

○武藤委員長 田中経済企画政務次官。

○田中(秀)政府委員 このたび経済企画政務次官を拝命いたしました田中秀征でございます。

商工委員会の先生方にはこれから何かとお世話をになりますが、先生方の御指導、御支援を賜りまして、野田長官を精いっぱい補佐してまいりたいと決意をいたしております。どうかよろしくお願ひをいたします。(拍手)

○武藤委員長 通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。逢沢一郎君。

○逢沢委員 野田長官、今御退席のさなかでございませんけれども、御就任本当におめでとうございました。心からお祝い申し上げます。また、通産大臣に就任をされました渡部大臣、本当におめでとうございます。両大臣長官の大活躍をまず冒頭お祈りを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○武藤委員長 通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

四年度に一体どういう考え方で、どういうところに重点を置き、行政を進めていくこととしているか、そのことについて勉強させていただいておるわけ

であります。「平成四年度通商産業政策の重点」ということで承っているわけであります。その副題として「国際社会との連携・調和」、そして「地域産業文化の創造」、この二つのことを挙げておられる。これはまことに適切な表現であり、かつた上で大変重要なテーマだなというふうに改めて

思わせていただけであります。

そこでは大臣に、一体これから先行き景気がどうなるんだろうか。経済は生き物でありますので、なかなか見通しのつかないところもあることそのこと 자체が日本の経済、また国民生活を考えた上で大変重要なテーマだなというふうに改めて思われます。また、さきにはアメリカの通商代表のヒルズ代表が日本に来られ、会談をされたたということでおざいまして、就任早々大変お忙しくなさつておられるわけであります。どうもこのこの

○渡部國務大臣　ただいま遠沢委員から極めて重要な御指摘がございました。我が国は昭和六十一年以来、いわゆるインフレなき持続的成長ということで、常に消費者物価の上昇を経済成長が上回り、豊かさを増進してまいりましたけれども、最近に至つてこの経済に非常に心配な点が幾つか出てまいりました。今景気の予測のお話がありましたが、我が国経済の近年における牽引車ともいべき自動車産業においてすら今ほんどの企業が減益になつておりますし、また経済が減速ぎみのために中小企業等にもいろいろ年末心配なことが出でております。また、そういう中で貿易黒字はきょうの新聞にも二らんのようには一千億になるのではないかというふうに、外圧は大変厳しくなつてまいりまして、今お話を出ましたヒルズ通商代表とも私は前後三時間にわたつていろいろお話をしまつたけれども、自動車問題あるいは部品の問題、半導体の問題と、いろいろ厳しい注文がつけられております。

こういう内外の厳しい情勢の中で、経済を守つていくことがつまり官澤内閣のスローガンである生活大国日本、国民生活の豊かさを守つていくことではありますから、私も就任最初の記者会見で思いついた金利の引き下げを一日も早くお願ひしたいということで、先般〇・五%の公定歩合の引き下げが行われたのですけれども、今後景気の問題は、私はもう黄信号から、場合によつては赤信号になるおそれもある、そうなつてからでは遅いので、これから金融面等にもいろいろ注文をつけてまいりまして、日本の経済がさらに、国際摩擦を解消しながら内需拡大に努めて、伸展していくように努力をしてまいらなければならぬと考えておるところでございます。

○遠沢委員　景気から目を離すことができない、そういう厳しい認識を持つておられる。そういう状況の中で、御案内のように国民ひとしく注目をうやら最終段階、最終ステージを迎えたな、そういうことであります。ヒルズ代表との話の中にも、

アメリカとヨーロッパの間では大分すり合わせができて、歩み寄りができた、そのことが減益になつておりますし、また経済が減速ぎみのために中小企業等にもいろいろ年末心配なことが出でております。また、そういう最終的な決着を見ることができるか、そのことにどんな見通しを持つておられるか、率直にお教えをいただきたいというふうに思います。

○渡部國務大臣　ペークー國務長官も私の就任早々に参りました、これも一時間ほどお話をしました。また、さきに申し上げたように、ヒルズ代表あるいはウイルソン・カナダ国際貿易大臣など、また幸いに皆さん方のおかげで出席をさせていたたいたアジア・太平洋閣僚会議でもいろいろの大臣とお話をしまつたけれども、特に我が国が大変厳しい、これはいろいろ具体的な問題を含めています。

特に、その中で一番厳しいのがアメリカであります。したがつて、まだいろいろこれから話し合つていかなければならぬ問題が多いと思いますが、結論を申し上げますと、日本は資源エネルギーも乏しい、しかも国土も狭い、そしてあの太平洋戦争において壊滅的な犠牲を受けた。その中で、今日今やアメリカ、ドイツと並んで世界の豊かな成長国というふうになつてきたのは、世界が平和であつて、また世界のすべての国と自由に貿易ができる、我々の国民のすぐれた技術と勤勉が付加価値をつくつて、今日の豊かさをつくり上げておつたわけですから、これを継続させていくためには何としてもウルグアイ・ラウンドは成功させなければならない、これは前提になる。これは委員の皆さん方にも御認識、御理解を賜りたいと思います。

ただ、対外政策といふものはまず国益が大事であります。ですから、ガットという場はそれぞれの国の代表がみんな自分の国益を主張いたします。しかし、自分の主張を一〇〇%通さなければならぬ

アメリカとヨーロッパの間では大分すり合わせができて、歩み寄りができた、そのことが減益になつておりますし、また経済が減速ぎみのために中小企業等にもいろいろ年末心配なことが出でております。また、さきに申し上げたように、ヒルズ代表あるいはウイルソン・カナダ国際貿易大臣など、また幸いに皆さん方のおかげで出席をさせていたたいたアジア・太平洋閣僚会議でもいろいろの大臣とお話をしまつたけれども、特に我が国が大変厳しい、これはいろいろ具体的な問題を含めています。

○遠沢委員　ぎりぎりの努力をして年内に何が何でも決着をさせたい、強い決意をお伺いしたわけでありますけれども、しっかりと頑張つていただきたい、私どもも精いっぱい御支援、応援を申し上げたい、そのよう思います。

さて次に、アメリカとの関係、日米関係について幾つかのことをお伺いを申し上げたいと思います。

かつて駐日大使であられたマンスフィールド大使が、日米関係というのは世界の中で最も大切な二国間関係、こういう表現をされました。私もまた同じにそのとおりだなと思います。大ざっぱに申し上げて、御案内のようにアメリカのGNPは約五兆ドル、日本は三兆ドル、この二国間で世界のGNPのおおよそ四〇%を占める。この数字だけが、結論を申し上げますと、日本は資源エネルギーも乏しい、しかも国土も狭い、そしてあの太平洋戦争において壊滅的な犠牲を受けた。その中で、今日今やアメリカ、ドイツと並んで世界の豊かな成長国といふうになつてきたのは、世界が平和であつて、また世界のすべての国と自由に貿易ができる、我々の国民のすぐれた技術と勤勉が付加価値をつくつて、今日の豊かさをつくり上げておつたわけですから、これを継続させていくためには何としてもウルグアイ・ラウンドは成功させなければならない、これは前提になる。これは委員の皆さん方にも御認識、御理解を賜りたいと思います。

ところが、昨日米両国民の間に、日本人がアメリカをどう見るか、アメリカ人に対するどういう感情を持つか、またアメリカ人が日本のことどう評価しているか、さまざま世論調査や意識調査というものが行われ、それが発表されているわけがありますけれども、総体で大ざっぱにつかめば日米両国の関係はうまくいっている、そういう肯定的な前向きの評価が両国民の間からなされたいわけがあります。しかし、それと同時に微妙な感情がやはり双方に存在しているなどいうことについても非常に注視をしておかなければいけないかと思います。

日米構造協議というのが二年前、八九年からスタートしたということではありますけれども、このSIIを通じて相互理解の促進、また良好な関係の発展のためにやはり双方が努力をしていく、そ

ればならないということでは、これは世界の平和、国際協調は成り立たないわけではありませんから、主張すべきものは主張し、また譲るべきときは譲つて、その中でこれから厳しいいろいろの中で最大公約数を求めていて、やはりこのウルグアイ・ラウンドは年内に決着をさせる、そういう方向で努力をしてまいりたいと思いますので、先生方の御理解を賜りたいと思います。

○遠沢委員　ぎりぎりの努力をして年内に何が何でも決着をさせたい、強い決意をお伺いしたわけでありますけれども、しっかりと頑張つていただきたい、私どもも精いっぱい御支援、応援を申し上げたい、そのよう思います。

さて次に、アメリカとの関係、日米関係について幾つかのことをお伺いを申し上げたいと思います。

かつて駐日大使であられたマンスフィールド大使が、日米関係というのは世界の中で最も大切な二国間関係、こういう表現をされました。私もまた同じにそのとおりだなと思います。大ざっぱに申し上げて、御案内のようにアメリカのGNPは約五兆ドル、日本は三兆ドル、この二国間で世界のGNPのおおよそ四〇%を占める。この数字だけが、結論を申し上げますと、日本は資源エネルギーも乏しい、しかも国土も狭い、そしてあの太平洋戦争において壊滅的な犠牲を受けた。その中で、今日今やアメリカ、ドイツと並んで世界の豊かな成長国といふうになつてきたのは、世界が平和であつて、また世界のすべての国と自由に貿易ができる、我々の国民のすぐれた技術と勤勉が付加価値をつくつて、今日の豊かさをつくり上げておつたわけですから、これを継続させていくためには何としてもウルグアイ・ラウンドは成功させなければならない、これは前提になる。これは委員の皆さん方にも御認識、御理解を賜りたいと思います。

ところが、昨日米両国民の間に、日本人がアメリカをどう見るか、アメリカ人に対するどういう感情を持つか、またアメリカ人が日本のことどう評価しているか、さまざま世論調査や意識調査というものが行われ、それが発表されているわけがありますけれども、総体で大ざっぱにつかめば日米両国の関係はうまくいっている、そういう肯定的な前向きの評価が両国民の間からなされたいわけがあります。しかし、それと同時に微妙な感情がやはり双方に存在しているなどいうことについても非常に注視をしておかなければいけないかと思います。

日米構造協議というのが二年前、八九年からスタートしたということではありますけれども、このSIIを通じて相互理解の促進、また良好な関係の発展のためにやはり双方が努力をしていく、そ

ういう引き続きの努力というのはいかにも大切なことだというふうに私ども感じるわけであります。この構造協議について、伺うところによりますと大臣とヒルズ代表との間では特に具体的な論議はなかったというふうに漏れ聞いているわけでありますけれども、我々日本人はどうもこの構造協議については日本側が一方的にアメリカから追い込まれられているな、そんな国民感情と申しますか感触が、率直に言って、さくばらんな話になりますけれどもございますね。例えば建設市場へのアクセスの問題も、いろいろ業界に難しいことがあるけれども相当改善をした、努力をした、そんなこともあるし、あるいは大臣も御案内のように、大店法もさきの国会で法律がかわりました。あるいは再販制度についても今相当詰めが行われている。そういうふうに具体的な成果は、日本の方はいろいろと困難もあるけれども前進をさせてきた。それに對してアメリカの方は一体どうなっているんだ。これはマスコミに出ないだけなのかかもしれませんけれども、日本もアメリカに対して相当のことを、実はよくそこまで言えたなどいうところまで言っていますね。アメリカ人といふのはどうも貯蓄率が低いじやないか、これはやはり貯蓄率を上げてもらう努力が必要である。あるいは財政赤字も何とかしなさい。あるいは企業の経営者にとって目先の利益よりもっと長期的な観点というのが必要なんだ、そういうふうなことをずっと言つてきているわけでありますけれども、そういう日本側の指摘したことが具体的に本当に改善されているんだろうか、日本が頑張つていると感じぐらいに前進しているんだろうか、どうもそのあたりが我々日本人には、特に一般の方々にはつまびらかでない、そういうふうに感じられるわけでありまして、その進捗状況、特に日本側がアメリカ側にお願いをしたことか一体どうなっているかということについて簡潔に御報告をいただければというふうに思います。

○岡松政府委員 御質問の日米構造協議の問題で

ございますが、最終報告に盛り込まれた措置につきまして両国がそれぞれ実施していくといふのが当然のこととございまして、先生の御指摘のとおりでございます。

日本側といたしましては、米側の実施状況について重大な関心を持つて見守っているところでございますが、このような観点からフォローアップ会合という場で、通産省から貿易収支の改善を力の強化を図つていくこととか極めて重要だという事を指摘しておりますが、そのような観点から、先生からも御指摘ございましたが、例えば海外からの直接投資は米国産業の競争力を高めていく上で重要な役割を果たしておるので、開放的な投資政策を進め、規制的な動きを抑えるべきだという事を主張いたしましたし、またメートル法についても、九二年九月の導入時期に向けてその進捗状況を示す「アグレスレポート」というものを作成して着実な進展を図つていく必要があるんだ、これがアメリカの競争力を高めていく上に重要なんだというふうなことを指摘いたしましたし、さらに先ほどお話をございました、米国産業がとかく短期的な利益を追うといふことでは経営は成り立たなくなるわけで、長期的な展望を持つていくことが必要だというふうな点を提起し、議論を進めてきております。

米側の措置につきましては、一部進捗が見られるものの、米国議会等の関係で必ずしも進展してないというのも先生御指摘のとおりでございまして、問題の推移」という一覧と申しますか、コピーがございまして、機械に始まって鉄鋼、テレビ、工作機械、自動車、VTR、御案内のようにずっと経済摩擦がこういうふうに推移をしてきました。これは一目でわかるわけであります、そうこうしている

さて次に、自主規制の問題、輸出自主規制についてお伺いをいたしたいといふに思います。実は今、私どもの手元に「我が国の主要な通商問題の推移」という一覧と申しますか、コピーがございまして、機械に始まって鉄鋼、テレビ、工作機械、自動車、VTR、御案内のようにずっと経済摩擦がこういうふうに推移をしてきました。これは一目でわかるわけであります、そうこうしているうちに自主規制、輸出自主規制ということを日本側がアメリカに対して、ECに對して、あるいは他の地域に對して行つてあるものもあるわけであります。

輸出自主規制というと、私どもすぐそれはやはり自動車ということが思い浮かぶわけでありますけれども、改めて考えてみると、一体この輸出自主規制というのは何なんだろうかなということなんですね。一体これはきちんとした日本の法律に基づいた一つの行為、概念といふように規定ができるのか、あるいは広い意味での行政指導のようなのなか、あるいはそんなものじやなくて、言つてみれば率直に言葉のとおり、業界が自主的に洪水のような輸出をするのを差し控えよう、そ

ういう自主的な判断に基づく行為なのか、一体どうなつていてもお教えをいただきたいといふに思つておる次第でございます。

○達沢委員 ありがとうございました。

いずれにいたしましても、構造協議の成果を上げていくことは、これはもう日米双方にとって大事なこと、日米にとって大事なことといふことは世界じゅうにとってとても大切なことでありますので、しっかりとした成果が上がるようになります。

に引き続きの努力をお願いを申し上げたいと思います。

特に、どうもアメリカは日本に対し、日本の市場というのはどうもフェアな市場になつてない、そういう印象を持つておられるようあります。したがつて、この構造協議を通じて日本の構造障壁は随分なくなつた、アメリカと対等の競争ができる枠組みになつた、そういうふうに理解していただけるよう引き続きの努力をお願いしたいと思ひますし、また同時にアメリカについても、日本は言うべきことは言つておる、そしてそのことが進歩しているんだということはしつかり国民の皆様に對して知らしめる、広報をしていただくということについても御努力をいただきたい。お願いを申し上げておきたいというふうに思ひます。

さて次に、自主規制の問題、輸出自主規制についてお伺いをいたしたいといふに思います。実は今、私どもの手元に「我が国の主要な通商問題の推移」という一覧と申しますか、コピーがございまして、機械に始まって鉄鋼、テレビ、工作機械、自動車、VTR、御案内のようにずっと経済摩擦がこういうふうに推移をしてきました。これは一目でわかるわけであります、そうこうしているうちに自主規制、輸出自主規制についてお教えをいただきたいといふに思つておる次第でございます。

○岡松政府委員 先生御指摘の輸出自主規制の問題でございますが、ガットにおいて改めてお教えをいただければといふに思つておる次第でございますが、ガットで認められておりますのは、ガット十九条によりまして緊急輸入制限、

すなわち、ある産業が他国からの輸出によって被害を受けるという事実がありました場合には、ガットに決められた一定の手続に従つて緊急輸入制限をすることができる。これはセーフガード条項と言つてゐるわけでございますが、そういう形でとるのがいわばガットのルールに従つた正常な規制ということになるわけでございます。

それに対しまして御指摘の輸出自主規制は、いわば輸入国側がやるのはなくて輸入国・輸出国との話し合いによって輸出国が自主的に措置をとることでござりますので、ガットルールから見ますとこれは灰色措置といふに言われてゐるわけでございまして、灰色と言われるよう、ガット上はどちらかといえば余り明確な位置づけがないものということをあらわしているわけでござります。その意味で、御質問のウルグアイ・ラウンドはどういう取り扱いかということでございまが、このような灰色措置が先生御指摘のようにいろいろと広がつてきていて、これでは何のために貿易ルールのガットかということになるわけでございまして、このルールをきつとだしていこうというところから、このウルグアイ・ラウンドにおきましては灰色措置と言われる自主規制を禁止ないし撤廃していくことでござりますし、同時にきちんとしたルールに基づいてセーフガードがとり得るようにしていこうではないかと

○遠沢委員 ありがとうございました。

こういうふうに見てまいりますと、世界で最も大切な日米関係、大切なだけでもその中身はさまざまなことがあるな、そういうふうに思うんですね。しかし、やはり理解をし、世界の平和や繁栄のために、とにかくけんかせずに協調しながら力を合わせてやつていかなけばいけません。例えば、セラミックパッケージなんていうのはもう日本からほとんど一〇〇%アメリカに輸出をしているというふうなことでありますし、そういうものも実際あるわけありますから、これはやはり

相当な摩擦は将来もあるなというふうにも感じられるわけであります。

そこで、大臣に改めてお伺いするわけでありますけれども、より良好な日米関係を将来にわたつて築いていくために、一体どんな経済や産業政策、貿易や投資を含めての政策やあるいは態度といふものが必要になるのか、その御所見についてお伺いができますと、いうふうに思います。

○遠部国務大臣 先ほどから遠沢委員がお話しのとおりに、日米関係、極めて重要な問題であります。明治維新後百二十年の歴史振り返つても、日本とアメリカの関係がいい状態にあるときは日本は平和で豊かでありましたが、戦争を思い出すと、日本とアメリカの関係が悪くなつたときは世界にとてもお互いにとても極めて不幸な時期がありました。したがつて、我が国が世界に貢献し、また国民の福祉と生活を豊かにしていくために日米関係というのは極めて重要な問題でございます。

ただ、残念ながら結果として四百億ドルあるいは五百億ドルという貿易黒字が続いております。この貿易黒字がある限り、アメリカとしては日本に対してもいろいろな言い分が出てくるわけでありますけれども、ただ、今遠沢委員御指摘のようにアメリカこそまさに自由主義経済の世界のリーダーなのですから、やはりアメリカは世界の自由主義経済のリーダーであるという誇りをもつてはならないと思います。また、日本も自由主義経済によつて今日の豊かさを築いてきております。しかしながら、遠沢委員もいろいろ経験されておると思いますが、私どもアメリカの要人等と会談するたびに出る話は、日本はアンフェアじやないか、そういうことが結局一番問題になつておるのですが、これは我々が反省して直さなければならぬこともありますし、同時にアメリカも大事なことは、お互いに言うべきことは遠慮し

ないで率直に言う、その中で我々に過ちがあれば直してもらおう。日米構造協議はまさしくそういう中で生まれたものであつて、単にアメリカから押しつけられたからやむを得ずやるというよりも、これから新しい時代の中で日本が国民の豊かな生活を目指して進むべき方向を指示しておるものであると我々は考えます。

具体的な問題等にいろいろ御質問がありますれば政委員から答弁をさせますが、基本的に世界の平和のために、世界の自由のためにお互い手を握つて貢献をしていかなければならないといふ、國の進むべき哲学についてはお互い一致しております。しかし、現実に四百億ドルから五百億ドルの、日米貿易の中でも我が國の黒字になつてゐる、つまりアメリカにしてみれば赤字になつておるのです。かつては自動車王国であったアメリカが今や日本にその座を奪われようとしておる。あるいは半導体において、あるいはテレビにおいて。そういうふた具体的な中でアメリカ側のいろいろも我々は理解をしていかなければならぬといふところです。今、私も就任わずかの期間でありますけれども、これらの問題でベーカー国務長官あるいはヒルズ通商大臣等から受けた指摘については、相手側が誤解をしている面については、私は率直に、それはあなたの方の誤解であるというふうに申し上げましたが、また、我が方として改善すべきものについては、これは通産省の各関係の者に改善するように指示をいたし、基本的には、繰り返すようですが、アメリカに日本のもどんと売れている。またアメリカからはなかなか買わないといふことでありますから、先般、五十に近い日米貿易に最もかかわりの深い企業の皆さん方等にも御参考をいただいて、できるだけアメリカからの輸入をするように積極的に協力をほしといふことでありますから、お互いの貿易が拡大均衡の方向で進んでいくように努力をしてまいりました。

改めて考えてみると、我が国の中小企業というのはそれを地域や社会の中心的な存在である、極めて大きな役割を果たしている、そのこと間に違ひないといふに思います。産地や企業城下町等の中小企業群というのは、地域における効果といふものは相当上がつたといふに評価をしているわけあります。しかし、引き続き地域における産業の育成、特に中小企業への育成施策というのはとても大事だというふうに思いました。

遠部国務大臣の考え方、哲学は一致しておるのでありますから、日本も自由主義経済によつて今日の豊かさを築いてきております。しかし、昨今の大きな経済の変動、中小企業をめぐる環境の変化を見ると、やはりいろいろな意味で体質が弱いものですから、行政として、政治として応援すべきところは相当応援をする、また、

それでは、時間も大分少なくなつてしまいましてたのですが、最後に地域産業政策のことについて一点だけお伺いをしたいと思います。

冒頭にも申し上げましたように平成四年度は、地域産業、文化を創造するんだ、通産省としても、そういう大きな柱を掲げておられるわけであります。しかし、地域における産業の育成、とりわけ中小企業の振興というのは日本にとって最重要の課題、テーマの一つである、そういうふうに私も思いますが、昭和六十一年に五年間の時限立法で、特定地域中小企業対策臨時措置法、これをつくつていただきました。もうその五年が近づいてきたわけですが、地域における産業の育成、とりわけ中小企

企業家の精神に、それはもうやらなければいけないところはそれに心から精神的な支援を送るという態度が必要ではないかなというふうに思いました。ほんとうとやはりこれはますいなということがあります。ほんとうとやはりこれらはますいなということがありますから、地域経済活力の維持発展、また個性ある地域社会の持続的発展の基盤が揺らいでしまうおそれがある、あるいはそんなことになると我が国経済全体の長期的な健全性というものを損なつてしまふかもしれない、そういうことがありますから、こういった観点に立つたときに、じやあ一体地域における産地や企業城下町等における中小企業群に対してどういうことをこの時期改めてしまいかということは、非常に重要なテーマだらうというふうに思うわけあります。

ここで中小企業厅にお伺いをしたいわけありますけれども、そういう状況を踏まえて、平成四年度以降、どういう観点で地域の産業を育成するか、あるいは中小企業を応援するか、時間でございまして簡単に御答弁、お教えをいただきたいというふうに思います。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、産地、企業城下町等の各地域の中小企業は、地域経済社会の中核的な存在でありまして、当該地域経済の発展のために、さらには我が国経済全体の発展のためにも重要な役割を担つてゐるわけであります。

しかし、昨今、こうした中小企業をめぐる経営環境というのは大きくかつ激しく変化をしてきておりまして、このような環境変化は、大企業に比べいろいろな面でハンディを持つておる中小企業にとって極めて大きな問題になつてゐるわけであります。地域中小企業がこうした環境変化に対応しながら長期的な発展を図つていくためには、これが重要であると私ども考えておりまして、その際、政府としても支援策を講じていくことが不可欠であると認識をいたしております。

このような観点に立ちまして、去る十月一日に通産大臣から、地域の中小企業に対する今後の施策のあり方につきまして中小企業近代化審議会に對し諮詢を行つたところでありまして、現在この審議会において御審議をいただいているところであります。私どもといしましては、今後、この審議会の答申も踏まえながら、地域中小企業活性化のための新しい法律案を速やかに準備いたしまして、総合的かつ抜本的な地域中小企業活性化のための支援措置が講じられるよう最大限の努力をしてまいる所存であります。

○遠沢委員 時間が参りましたので、質問を終わらせていただきります。ありがとうございました。

○武藤委員長 小岩井清君

○小岩井委員 私は、独占禁止政策全般について質問をいたしたいと思います。

独占禁止政策のうちの最初の質問は、証券不祥事と独占禁止法の関係についてあります。

証券会社による損失補てんの行為については、一般指定の九、不当な利益による顧客の誘引に明らかに該当すると考えられます。

梅澤委員長は、今まで、証券会社が損失補てんに抵触する、そして、不公平な取引方法に関する争秩序が乱される、今回事件のようにそれが有力な証券会社によって行われる場合にはその弊害の度合いが強いわけでございますとということ過去に述べておるわけであります。その意味で今回この損失補てんにつきましては独占禁止法の「不公平な取引方法」に該当する、このことは十分考えられます。地域社会の持続的発展を図つていくためには、公正な取引方法を確立する必要があります。この見解に基づいて独占禁止法違反についての証券会社大手四社を対象にした事情

○梅澤政府委員 ただいま御指摘いただきました点につきましてお答えを申し上げます。

その結果、二つの措置をとるようになります。

とで、独占禁止法第十九条に違反するという認定をしたわけでございます。

先般、大蔵省が特別検査を実施いたしまして、その結果を立法院に報告すると同時に、即日当委員会に連絡がございまして、私ども直ちにこの問題についての審査を開始したわけでございました。本日まで鋭意作業を進めてまいったわけでございますが、今回のいわゆる損失補てん問題につきましてはこれが独占禁止法十九条に違反するということで、野村証券株式会社、大和証券株式会社、日興証券株式会社及び山一証券株式会社の四社に対しまして、本日、勧告いたしました。この勧告の内容、骨子につきましては後ほど事務局から御説明申し上げます。

同時に、今回の損失補てん問題につきましては、先般、証券業協会が準大手を含む十七社の損失補てんの事実を公表いたしておりますが、この問題につきましては、四社については勧告、十七社を含む証券会社、証券業協会会員である証券会社全社に対しまして、今後かかる行為が行われないよう、今回の四社に対する措置の内容を周知徹底するよう要請をいたしました。

本日のこの措置をもちまして今般の一連の証券会社のいわゆる損失補てん問題に対する独占禁止法上の対応、公正取引委員会での措置を終結いたしましたと考えております。

○糸田政府委員 本日勧告いたしましたその内容につきまして御説明申し上げたいと思います。私ども、これまで審査を行つてまいりまして、その結果として、野村証券ほか大手証券会社四社が昭和六十二年十月から平成三年三月末日までの間に損失補てんをいろいろと行つてきた、その大部分が顧客との取引関係を維持し、または拡大するためのものであるというふうに認められましたので、こういった行為は不公平な取引方法のうち

の不当な利益による顧客誘引行為であるということとで、独占禁止法第十九条に違反するという認定をしたわけでございます。

その結果、二つの措置をとるようになります。

とで、独占禁止法第十九条に違反するという認定をしたわけでございます。

その結果、二つの措置をとるようになります。

とで、独占禁止法第十九条に違反するという認定をしたわけでございます。

社が不当な利益によって顧客を誘引するということが行われますと、市場における公正な競争を妨げる影響が非常に大きいものでござります。こういった非常に大きなウエートを占める大手四社が不当な利益によって顧客を誘引するということとが行われますと、市場における公正な競争を妨げる影響が非常に大きいものでござります。

今回そういった意味で大手四社に対しても法的措置をとつたわけであります。それによって、大手四社の地位などからしましても、証券市場にお

ける公正な競争といふものはそれなりに回復が期待できるものといふようにも考へておりました。それからまた、こういった損失補てん行為が独占禁止法に違反するものである、以後やつてはならないということが今回の措置によつて十二分に関係業界に周知することになるだらうと思いますので、そついたことも含めまして、この業界における公正な競争の確保といふものは十分図られるものと考えております。

また今回、実はあわせまして日本証券業協会に対しまして要請することいたしました。その趣旨は、今委員おつしやつたよに十七社も損失補てんをしているといったよな事實がございま

すので、今回大手四社に対してもとりました勧告という法的措置、この趣旨を日本証券業協会の全員に対し十二分に徹底するように、そして二度とこついた行為が会員の中から行われることのないようなどいことを強く本日要請をしたところでございますので、こうしたことと相ま

ますと、損失補てん等によります公正な競争を阻害するという行為はこれで払拭され、また、この業界における公正競争といふものの回復は十二分に図られるもの、そのように考へたところでございます。

○小岩井委員 大手四社に対して勧告をしたといふことについては、この点については評価をいたしました。ただし、独占禁止法第二十条で排除措置が出されたわけですね。除外措置についての二点、今御答弁がありました。これは、「証券四社は、次の事項を各社の役員及び従業員並びに顧客に周知徹底させること。」顧客との取引関係を維持し、又は拡大するため、一部の顧客に対し昭和六十二年から平成三年にかけて行つて来た損失補てん等は独占禁止法の規定に違反するものであること。」それからの次に、「証券四社は、今後、顧客との取引関係を維持し、又は拡大するため、顧客に対

し、損失補てん等を行わないこと。」ということとで、両方とも「今後」なんですね。
ということは、これは一点目で独占禁止法違反だ、十九条違反だということを明確にしておきながら、後で、一項目目は今後のことなんですね。といふことは、独占禁止法違反の効果は残るじゃないか、そういうふうに理解できませんか。その点はどうですか。

○糸田政府委員 先ほど私の御説明が少し舌足らずであった点があつたと思ひますので補足的に申し上げますが、先ほど申し上げたように、今回の私どもの調査によります損失補てん問題といふのは、昭和六十二年の十月から平成三年三月までの間に行われたものであるというよう認定いたしました。四月以降は損失補てんは行われてないと

いうよう認識しておりますし、また、御承知のようにこの証券大手四社は社内においても十二分の対応措置を講じたというふうに伝えられておりますし、また、大きな新聞広告その他、今後こういったことのないようにしていきうような報道もございます。こういったことからも、現在は大手四社による独占禁止法に違反するような損失補てん問題といふものは存在していないというよう考へられたわけでございます。したがつて、勧告における措置につきましても、先ほど申し上げたように、これまでの行為が違反するものであつたといふことの十分の認識を持つこと、それがもござります。こういったことからも、現在は大手四社による独占禁止法に違反するような損失補てん問題といふものは存在していないといふふうに考へられたわけでございます。

○小岩井委員 大手四社に対する勧告をしたといふことについては、この点については評価をいたしましたけれども、要は、やり得たんだね、こうしたことがありますけれども、要は、やり得たんだね、これが不正な取引方法の禁止、第十九条に違反をしてるわけですから、違法行為ですけれども、独占禁止法といふのは違反行為に対する抑止のための法律ですね。と

いうことになると、これは不公正な取引方法に対する罰則といふのはないのですね、ない。これで、今回勧告は出したけれども、独占禁止法の目的、趣旨に沿つて今後この再発防止、抑止ができるのか、罰則規定がなくて。この点について、どうです

○糸田政府委員 第十九条違反だということを明確にしておきながら、損失補てんをした事実がある、それも残つてゐるわけですね、そうでしょう。ですから、違反の効果はそのまま残つちやう。

○小岩井委員 観点を変えて伺いますけれども、この勧告、占禁止法違反勧告について、これについては受取人に対する返還義務を生ずるのかどうか。この点は法の解釈として何つておきたいわけです。

○糸田政府委員 いわゆる補てんを受けた取引先企業に対して、例えば独占禁止法で何か措置をと

れなかといつたよな御趣旨のお尋ねかと思ひますけれども、独占禁止法で措置がとれますのは、これは申し上げるまでもなく、独占禁止法に違反した行為を行つた企業に対してその排除措置を広く求めることができることでございま

して、直接違反をしていない者に対する義務を課すということは独占禁止法の予定しているところではございません。

○小岩井委員 違反をした者に対する排除措置はできる。していないう者については独占禁止法でできない。違反をしているというは証券会社ですね。ということは、受け取った側は違反をしていないということなんですか。違反をして、その事実として受け取つた側は違法をされてけれども、その辺、どうなんですか。

○糸田政府委員 私どもの今回の認定は、証券会社が取引関係を維持し、または拡大するために損失補てんを行つた、それが独占禁止法違反である。不当な利益をもつて顧客を誘引した行為が違反であるということでございます。したがつて、補てんを受けた企業について独占禁止法の問題を論じておるわけではございません。

○小岩井委員 勧告を出したといふことは評価いたしますけれども、要は、やり得たんだね、こうしたことがありますけれども、要は、やり得たんだね、これが不正な取引方法の禁止、第十九条に違反をしてるわけですね、ない。これで、

たといふことの十分の認識を持つこと、それがもござります。こういったことからも、現在は大手四社による独占禁止法に違反するような損失補てん問題といふものは存在していないといふふうに考へられたわけでございます。

○糸田政府委員 第十九条違反だといふことは、これはアーリー・リーザルな問題につきましては刑罰をもつて臨む、ルール・オブ・リーザルの領域につきましては行政措置によつて排除するというのが基本的な法律の構成になつておるわけでござります。

○梅澤政府委員 独占禁止法の十九条違反に対する罰則といふのはないのですね、ない。これで、今回勧告は出したけれども、独占禁止法の目的、趣旨に沿つて今後この再発防止、抑止ができるのか、罰則規定がなくて。この点について、どうです

ただいま委員が御懇念になりましたように、しからばそついた行政措置の実効性が果たして担保できるのかという点でござります。今回の件に即して申し上げますと、過去に行いました違反行為の事実といふものを排除するため、先ほど事務局から御説明申し上げましたように、従業員並びに顧客に対して周知徹底をする、この周知徹底の方法についてはあらかじめ当委員会の承認を受けておきますので私からお答え申し上げた

方法につきましては、これを行つてはならないという命をかけておるわけでございます。したがいまして、公正取引委員会の今回の勧告による命令に

証券会社が従わない場合、つまり審決命令に従わない場合には、これは罰則をもつて担保されておるわけでございまして、仮に仮定の問題として、今回の勧告を証券会社が応諾し、なおかつこの命令に従わなかつた場合には、当然告発の対象にならぬのが、その十九条の違反に対する公正取引委員会の行政措置の有効性を制度上保障している点でございます。

○小岩井委員 すとんと落ちないのでですね。

さらに伺いますけれども、要するに、不当な利益による顧客の誘引であるということを認めたわけですね。ということは、誘引効果を消さなければ勧告をしたことにならないのではないかと思うのです。一つの例として申し上げますけれども、補てんした相手方との一定期間の取引禁止、これは誘引効果を消すことになると思うのですね。このことと独占法上できますか。

○糸田政府委員 私ども今回の勧告をするに当たつて考えましたことは、これまでの行為が独占禁止法に違反するものであった、不当な利益による顧客を誘引する行為であったということでございますが、その行為は、先ほども申し上げましたように、平成三年四月以降は行われておることは一切認められません。もう既に終わってしまったものだと考えております。それからまた、今回、それまで行つてしましました行為が先ほど申し上げておりますとおり独占禁止法に違反するものであるということを証券会社はもちろん顧客に対しても十分周知するようなどいふうにこの勧告を求めていられるわけございませんから、こういったことが徹底されることによりまして、証券会社と顧客との取引関係がこれまであった損失補てんによつて何ら左右されることなく、公正な姿で取引関係が行われるものであるということを十二分に期待していりますし、またその効果も認められるものと云ふふうに考えておるところでございまして、御指摘のよくなきついて、特段そのようなことを考えるま

でには至らなかつたというところでございます。

○小岩井委員 勧告を出したということについては評価をいたしておりますことを冒頭申し上げま

したけれども、内容的には不十分だということを申し上げておきます。この点については、受取人である企業の監督官庁である通産大臣の見解を求

めたいと思いますが、今席におりませんので、戻つたら伺いたいと思います。

続いて、梅澤公正取引委員会委員長は、この種の不公正な取引というのは証券取引規制を行う主管官庁が第一義的に規制すべきである、それが行政機能の重複を避ける観点からも有効である、そして、大蔵省の処分の状況等を見定めて、排除措置としてさらには独占法上の措置をとるかどうかといふことを最終的に判断したい、こう述べております。今回、勧告を出したからその点についてはいいのですけれども、しかし、この考え方についてはどうなんでしょうか。証取法と独占法は相互に排除しないということがになっております。この答弁だけ見てみると、公正取引委員会は大蔵省の監督下にあるよう聞こえるのです。公正取引委員会の主体性はどこにあるのか、この点について伺つておきたいと思います。

○梅澤政府委員 これはたびたび御質問、御指摘を受ける点でございますが、再度繰り返して御理解を賜りたいと思うわけでございます。

そもそも損失補てんという行為自身は、投資家の保護あるいは証券取引の公正さというものを損なうものとして証券取引法の法規制のもとで行われることでございます。例えば、ある一社がある回の損失補てん行為をやつたといたします。この行為を独占禁止法上問題にできるかどうかが、その証券会社の行いました行為の公正競争阻害性というものを判断する、これが独占禁止法上のこの問題に対する対応になるわけでございますが、証取引法の法規制のもとにおけることと、その証券会社の行いました行為の公正競争阻害性ということがわかるかどうか

ならないと私は考えるわけでございます。

あるがゆえにこそ、一般の国会で証券取引法の改正が行われまして、この損失補てん自体が明確な法違反である、罰則をもつて禁止さるべき行為であるということも明確になりましたし、それから、先ほど委員が御指摘になりました受け取り側も場合によっては法違反を問われる。これは、そこはやはり、この種の不公正な取引というものは法体系からいいまして独占禁止法上の措置をとるということはできないわけでありまして、そこはやはり、この種の不公正な取引といふものにつきましては証券取引法の規制が明確に行われるということが第一義的に有効であるし、アメリカ等の例を見ましても、証券の不公正取引につきましては、連邦取引委員会がこれに関与しました。今回、勧告を出したからその点についてはいいのですけれども、しかし、この考え方についてはどうなんでしょうか。証取法と独占法は相互に排除しないということがになっております。この答弁だけ見てみると、公正取引委員会は大蔵省の監督下にあるよう聞こえるのです。公正取引委員会の主体性はどこにあるのか、この点について伺つておきたいと思います。

ただ、今回、証券取引法が改正前の領域においてはこの損失補てん行為 자체が法違反にはならないということも確認の上、かつ大蔵省が営業停止等各種の処分をとつたわけでございますけれども、それに加えて、改正前の証券取引法のもとにおいては独占禁止法違反であるということも明確にすべきであるという判断に立つて今回勧告を行つたわけでございます。行政機能の重複といふことを私がたびたび申し上げましたのは、今回のような事件につきまして、同じ時期に行政機関が同じ検査に着手するということは明らかに行政

行為と同様の行為を行わないこと。」ということになります。

○小岩井委員 通産大臣が席にお着きになりまして、大臣に伺いたいと思います。

証券会社による損失補てんの問題について、証券会社に対する損失補てん等を行わないこと。この点からいって行政機関が責任を持つて判断する場合の適切な時点、その進め方、これは行政機関が責任を持つて判断すべき問題であると私は考えておるわけでございます。

○小岩井委員 通産大臣が席にお着きになりましたので、大臣に伺いたいと思います。

証券会社による損失補てんの問題について、証券会社に対する損失補てん等を行わないことを明確にしながら、排除措置は、「今後、上記行為と同様の行為を行わないこと。」

第一点。それから、「証券四社は、今後、顧客との取引関係を維持し、又は拡大するため、顧客に対して、損失補てん等を行わないこと。」

ということは、これは否定できないと思います。

ただし、企業が受けた損失補てんの具体的な取り扱いについては、これはあくまで個別の企業の自主的な判断によってこれを行うものと考えます。ただ、いずれにしても、企業も社会的に非常に重要な存在でありますから、企業が社会に対する責任を自覚して行動することが極めて重要なものである、こういう認識を持っております。

○小岩井委員 かなり時間が経過をいたしておりますので、次に移ります。

刑事罰について、独占禁止法に関する刑事罰研究会の中間報告が、本年五月十七日に出されておりますね。この「中間報告を踏まえ、事業者及び従業者等の罰金刑の上限の切離しに係る具体的問題、罰金刑の強化を行うべき独占禁止法違反行為の範囲、罰金刑の水準、いわゆる三罰規定の見直しなどの点を中心にして強化に係る具体的問題の検討を行うこととしており、本年秋頃までに結論を得ることを目指している」というふうにありますね。刑事罰研究会。この間の経過と、中間報告を踏まえ最終報告はいつ出るのか、この点について伺いたいと思います。

○梅澤政府委員 御指摘のとおり研究会の中間報告が出まして、その後数回の研究会を開催しております。実は本日も午前中から午後にかけておきます。この研究会をやついておるわけですが、現在の研究会の御討議あるいは作業の状況から見まして、私どもが期待をいたしておりますのは、十二月の中ごろまでには最終報告をちょうだいしたいというふうに考えております。

内容につきましてはまだ現在御討議の過程でございますけれども、独占禁止法第三条つまり私的独占並びにカルテルの部分を中心いたしまして、現行の罰金刑の上限は事業者、いわゆる会社に対しての罰金刑の上限が五百万でございますので、これを相当大幅に引き上げる必要があるといふ方向で今議論が行われております。同時に、御案内のことと存じますけれども、この行為者と法

人事業者等の刑罰の切り離しにつきましては、法務省の法制審議会の刑事法部会でも同じような方

向で今議論が行われております。私どもは、法制審の御議論の経過も見ながら、十一月のかかるべき時期に最終報告をいただきまして、これは法律改正を要する問題になりますので、関係方面との調整なり御理解を賜りながら立法化をぜひお願ひしたいと考えております。

○小岩井委員 先般の通常国会の折に、課徵金についての法改正がありましたね。その折の質問で、これは刑事罰についての改正についても同時に行うべきではないかというふうに申し上げました。

今の方について、前向きだというふうに理解いたします。

それで、中間報告の中に、「研究会の検討状況については、今後も隨時独占禁止懇話会に報告するとともに、法務省とも密接な連絡をとりつつ、研究会の最終的な結論を得た上で、その後関係機関との調整を図りながら、制度改正の実現に努める」というふうに理解してよろしいですか。

○梅澤政府委員 ただいま申し上げましたように、最終報告は、年度内といたしますか、年内にいただけるということでござります。したがいまして、どうは、通常国会に法改正として提案をされるというふうに理解してよろしいですか。

○梅澤政府委員 ただいま申し上げましたように、最終報告は、年度内といたしますか、年内にいただけるということでござります。したがいまして、

かけましてこの研究会をやついておるわけですが、現在の研究会の御討議あるいは作業の状況から見まして、私どもが期待をいたしておりますのは、十二月の中ごろまでには最終報告をちょうだいしたいというふうに考えております。

内容につきましてはまだ現在御討議の過程でございますけれども、独占禁止法第三条つまり私的独占並びにカルテルの部分を中心いたしまして、現行の罰金刑の上限は事業者、いわゆる会社に対しての罰金刑の上限が五百万でございますので、これを相当大幅に引き上げる必要があるといふ方向で今議論が行われております。同時に、御案内のことと存じますけれども、この行為者と法

というわけですから、この点についてはあるいはないというふうに御答弁いただくのかもしれませんけれども、確認の意味で伺っておきたいと思います。

○梅澤政府委員 先ほど独占禁止法上の措置を終

結したいと申し上げましたのは、今回の一連の損失補てんの問題だけでございます。御指摘のよう

に、この金融あるいは証券の各種の取引慣行につ

いては、今日種々の議論がござります。これもたびび国会で私どもの考え方を申し上げているところでござりますけれども、これは金融、証券に限らないとは思いますが、寡占産業それから政府規制を多く受けている産業分野におきましては、ともすれば協調的行為あるいは独占禁止法違反に

つながりかねない商慣習というものが生じがちでござります。なかんずく金融あるいは証券につきましては、長い期間政府規制の範囲というのではなく常に広げございました。しかし、これは今日自由化あるいは競争促進に向けて制度改革の議論もさ

れておる時期でござります。したがいまして、私どもは、自由化に向けての制度改革について強い関心を持つと同時に、関係省庁との調整を今後積極的に進めてまいりという制度論の立場と、もう一つは、明白な独占禁止法違反があれば当然これは厳正な措置を講ずるわけでござりますけれども、独占禁止法違反の行為ではなくても非常に不

透明である、わかりにくい慣習というものにつきましては、むしろこの機会に公正取引委員会とし

ても全般的な慣習の見直しについて強く要請をいたしたいと考えておるわけでござります。

○小岩井委員 それは、次の質問に移ります

○小岩井委員 それでは、この金利と手数料問題ですね。

先ほどの証券問題に戻りますけれども、各社一律に近い社債の受託手数料一元利払い手数料等の設定があった。これは相談等のカルテルがあつたかどうか、この点について伺つておきたいわけ

の運用強化の一環として、昨年六月に、「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」を公表したところ、本件は、短期間に二回

にわたり大幅な価格引上げが協定され、また、この協定に参加した企業の多くが過去に独占禁止法

違反により審決を受けたものであるなどから、この方針に照らし告発すべき事案と判断して告発を行つたものである。

当委員会としては、今後ともこの刑事告発に関する方針に従つて刑事告発を積極的に行うなど独占禁止法の厳正な運用を行つことにより、公正かつ自由な競争を促進してまいりたい。委員長談

話の中にこのように述べられておりますね。「この協定に参加した企業の多くが過去に独占禁止法違反の審決を受けたもの」とありますけれども、過去に独占禁止法違反で審決を受けている企業と違法の審決を受けたもの」とありますけれども、過去に審決を受けたものは悪いと言つてはいるわけではないのです。この点について、今回過去に審決を受けた企業と業界というのはまだまだたくさんあると思うのです。この点について、今回告発したのは悪いと言つてはいるわけではないです。

○地頭所政府委員 ラップ業界は石油化学業界に属するわけでござりますが、それ以外の業界で過去に違反行為を多く犯している業界といったしまし

てはダンボール原紙製造業、ダンボール製造業、セメント製造業、生コン製造業、ガソリン販売業などを挙げることができるかと存じます。

○小岩井委員 今挙げた業界、たくさんありますね。いや、なぜラップ業界だけ選んだのですか。

○地頭所政府委員 公正取引委員会といたしましては、昨年六月に刑事告発の方針を一般に公表していますが、先ほど申しました分野では行われておらずたわけでござりますが、それ以降における違反行為は、先ほど申しました分野では行われておらずたわけでござります。いわゆる刑事告発の対象とい

う十一月六日、公取は独占法第七十三条第一項の規定に基づいて検事総長に告発を行つた。委員長

談話が出ておりますが、「当委員会は独占禁止法

するいたしました生産数量協定、販売価格協定、共同ボイコット等の事案でございますが、それはなかつたわけでございます。

塙化ビニール製業務用ラップのケースにつきまして告発をいたしました理由は、短期間に一度にわたくて相当大幅な値上げ協定をしておる。それから、ただいまも議論になつておりますように、この関係人八社のうち五社につきましては過去に価格協定等の違反歴があるということ。それから、本件カルテルはかなり組織的に行われておるものでございまし、また関係している企業も八社中七社は上場企業である。しかも、カルテルの範囲も全国的にわかつて行われ、相当程度の実効性を有していだといつたものもその点を考慮いたしまして、昨年六月に公表いたしました告発の方針に欠けるところはないという判断をして告発に踏み切つた次第でございます。

○小岩井委員 告発したことについて聞いているわけではないのです。これは勇断を持つてやつたというふうに評価すると申し上げたわけです。

昨年六月二十日に出された刑事告発に関する公正取引委員会の方針、今言われました。具体的に二点あるわけですね。「一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、その他の違反行為であつて国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案」これが一項目ですね。「一項目が「違反を反復して行つている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によつては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案」、今のはこの二点目に当たるのではないかというふうに思いますが、それども、今回世間一般に言われていることを御存じですか、スケープゴートにしたと言わざつています。まだまだたくさんあるのではないかといふに思うのです。今言わたった段ボール、セメント、生コン、ガソリン、一つ抜けているのでないですか、建設業界が抜けていますね。それ

らはこの二点の公取の方針に当てはまる違反行為がたくさんあるわけですね。なぜこれだけなのか。ただし、今後これをききかけに積極的にやるといふふうに、まだ全然そういう意思表示は、答弁はいただいていませんけれども、その辺のところも含めて、これは委員長から伺いたい。あわせて、現在告発をするという結論は出ないまでも、この二点に該当するということで調査をしている企業ないし業界はありますか。この点についても伺いたい。

○梅澤政府委員 まず第一点目でございますけれども、昨年六月に公表いたしました告発の方針、ただいま御引用いたしましたとおりでございます。これはいわば二つの基本的な方針でございまして、実は二つの方針を発表いたしました後、法務省との間でこの告発方針を実行に移すための詳細な運用基準を定めてございます。しかし、これは抑止力を減殺するという観点から、この告発基準の公表はいたしておりません。したがいまして、この運用基準をつくったということは、先ほど来委員も御指摘になつておりますけれども、今後公正取引委員会がこの告発権を発動する場合に恣意的であつてはならないということです。運用の基準を定めておるものでございます。したがいまして、今後この方針に照らし、かつ運用基準で定めるものについての違反事件が生じました場合は、業種のいかんを問わず告発をいたしてまいります。

○梅崎説明員 お答え申上げます。

ただいま先生御指摘のとおり、公正取引委員会の委員のうち、一名は任期満了で欠員になつております。この伊従氏を除く四名の出身官庁名を伺いたいと思います。

○梅澤政府委員 申すまでもないことでございまして、現在委員長を含め四名となつておりますが、その出身省局別の内訳は、大蔵省、通産省、法務省及び公正取引委員会事務局の出身者各一名となつております。

○小岩井委員 大蔵省、通産省、法務省、公正取引委員会事務局といいましたね。公正取引委員会事務局の方は、事務局に来る前はどこですか。

○梅崎説明員 ただいま先生御指摘の委員につきましては、公正取引委員会に行かれる前は大蔵省で勤務しておられました。

○小岩井委員 とすることは、大蔵省二名、通産省一名、法務省一名というのが正確でしよう。どうですか。

○梅崎説明員 独占禁止法は企業の事業活動の本ルールでございまして、絶えず変動する経済事象に適用され、また事業活動を規制の対象とする構成等については委員長という立場では申し上げることは差し控えさせていただきたいと思います。

○梅澤政府委員 独占禁止法は企業の事業活動の本ルールでございまして、絶えず変動する経済事象に適用され、また事業活動を規制の対象とする構成等については委員長及び委員には、ことから、公正取引委員会の委員長及び委員には、その職務上、法律、経済に関する豊富な知識と高度な専門性が必要とされています。

現在、国際的により開かれた市場の実現や経済力に見合つた豊かな国民生活の実現が課題となつてゐる中で、内外の事業者の公正かつ自由な競争を促進するという観点から、独占禁止政策への期待が高まつてゐるところでござりますが、このよ

うな職務的重要性にかんがみまして、公正取引委員会の委員長及び委員には、公正取引委員会の事務局の出身者であると否とを問はず、法律に定めのとおりです。大蔵省が二名いると見ておるのです。大蔵省が二名いると見ておるのです。

○小岩井委員 今後業界を問わすこういう事案があれば積極的に告発するということですね。といふことは、なぜこういうことを言うかといふと、この独占禁止法は専属告発なんですよ。公取しか告発できないわけですね。ですから、積極的に独

占禁止法の目的に沿つていくことになれば、これは告発しないなければ独占禁止法の目的に沿つていく独立政策というのはできないと思うのです。ですから、その面で申し上げているわけです。二点目については具体的に申し上げら

職員として積み上げてきて、独占政策推進の上からも功績があつた方だと言われているのです。私は率直にそう思います。

それで、公取からの登用ですね、公取プロパー、この人は大蔵省ですよ、公取プロパーじゃないですよ、さつき言つた方です。公取プロパーから登用することの重要性については、伊従さんの実績が示していると思うのです。どうですか。要するに、公取の職員として積み上げてきて、その中で登用されていくという道をふさぐんじゃないですか、どうですか。

○武藤委員長 委員長の感想、どうですか。プロパーの人を出すことは。

人選していくことが重要だと考えております。

○小岩井委員 それでは伺いますけれども、五名の委員の構成の理想的な姿というのはどういうことなんですか。言ってください。大蔵省、法務省、通産省、外務省の利益代表的な構成はやめるべきじゃないですか。

○梅崎説明員 公正取引委員会の委員は、年齢三十五歳以上で法律または経済に関する学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することとされております。公正取引委員会の行政は、経済の広範な分野におきます事業者の活動を対象とし、かつ処分に当たり準司法的手続がとられるなど、法律、経済に関する豊富な知識と高度な専門性が必要とされておりますところから、法律関係の学識経験者と経済関係の学識経験者をもって構成されています。

現在の公正取引委員会の委員は、いずれもこのような観点から法律に定める資格要件を有する者のうちから両議院の同意を得て任命されたものでございまして、人格、識見ともにすぐれた方々であつて、法律を厳正かつ公正に運用しているといふ点から、公取の学識経験者と経済関係の学識経験者をもつて構成されています。

○小岩井委員 では伺いますけれども、公取の人は法律、経済の学識がないということなんですか。今言っているのはそういうことか。○梅崎説明員 ただいま先生御指摘のようなことを決して申し上げているわけではありませんで、委員長及び委員の選任に当たりましては、公正取引委員会事務局の出身者であると否とにかかわらず、広く適材を選択するのが適当であるということを申し上げております。

○小岩井委員 公取の公取出身者が一番適任だと思いませんか。どうですか。

○梅崎説明員 ただいまお答え申し上げました

とおり、公正取引委員会事務局の出身者であると否とを問わず、広く適材を選択するのが基本であると考えております。

○小岩井委員 同じことばかり繰り返しますね。これについては重大問題なんですよ。というのは、

一連の証券問題をめぐつても、それから今までの

独禁政策上の問題まで、梅澤委員長は立派な方だと私は思いますよ。だけれども、大蔵省が二名もいるから大蔵省に弱いと言われているんだね。

「王」に遠慮？重い腰？なんて新聞に書かれているでしょう。それから「国内人事情報」、私初めてこれを見たのだけれども、来年の十月に梅澤委員長、任期満了になるんだそうですね。来年の十月に任期満了になる後任の人の名前まで出ているのですよ。お名前は申し上げませんけれども、「前大蔵次官、三十一年入省の就任が確実視されています。

「経歴まで出ている。見ましたが、これ。こういうことが出てくるんだよね。非常に不明朗だね。どうですか。しかも来年の、一年先の人事まで出している。

○梅澤説明員 現在の梅澤委員長の任期は来年の九月二十三日までとなつておりますが、現時点で任期満了後の委員長人事について政府側で特に申し上げる段階ではないと考えております。

そこで、ただいま先生御指摘の雑誌というのは私どもも拝見させていただきましてけれども、これは私どもとして閲知しているものではございません。

○小岩井委員 これは閲知したら大変ですね。委員長、不愉快じゃないですか。自分の後任まで名前で出されて。まだ再任の道だつてあるのでしょうか。しかも来年のことまで、これは鬼が笑うどころでないですよ。委員長、どうですか。

○梅澤政府委員 この問題につきましては、内閣官房で所管されておるところでございまして、先ほど来内閣官房の方からお答えになつておる以上のことと私がから申し上げる立場にはございません。

○小岩井委員 質問者として大変不愉快ですね、最後にこういう質問をするのは、嚴重に御注意申しあげておきます。

○武藤委員長 午後一時から委員会を開催する午後一時開議

○武藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安田範君。

○安田(範)委員 質問に入ります前に、渡部通商

産業大臣、就任大変御苦労さまでござります。今まで大変に変動の激しい時期の大臣就任でありますので、ぜひ精いっぱいの立派な商工行政を推進していただきたい、かように感ずるわけであります

が、企画庁長官同じであります。特に通産大臣につきましては、古くからこの商工委員会についてはかかわりが深い。とりわけ商工委員会の理事長をやられました。あるいはまた商工委員長を

おやりになつた。こういうようなこともあって今回の大臣就任であります。特にそういう中で、商工委員長が私どもの先輩であります武藤委員長

であります。さよななことから、大臣と委員長、車の両輪のごとく申しますか、そういう関係で十分連携を深めていただきまして、円滑な通商産業行政に取り組んでいただきたい、このことを冒頭心からお願いを申し上げておきたいと思うのであります。

そこで、初めに通商産業大臣の通商産業行政に対する基本姿勢、こういうことでお伺いをしたいと思うのであります。

大臣は、今言いましたように、大変商工には深い造詣を持つおられるわけでありまして、そういう意味からしますと、私どもも今後の行政手腕と申しますか、指導的な立場における力の發揮、こういうものに大変な期待をいたしているわけであります。

そこで、今日の東西対立の解消、こういうものに伴いまして、新しい世界の秩序を構築していく、こういうようなことで、特に平和の構築の問題でありますとかあるいは市場原理の徹底であるとかさらにはまた貿易障壁の解消そして経済圏域の問題であるとかあるいはロック化の問題、こういうこ

とで大変多くの問題が山積をしているわけだと思います。

と思うのですね。そういう意味からしますと、特に我が国の通産行政、これも今日までのありようではなくして、大きな認識の転換ともう一つは当面する問題への対処、こういうものが極めて重要な

問題とそれに対する適切な対処の仕方、これにつけてお伺いをしたい、かのように思っています。

○渡部国務大臣 冒頭大変温かい励ましのお言葉をちょうだいいたしまして、武藤委員長、私の早速でも拝見させていただきまして、先輩でござりますので、この前の国会のときいろいろ心配されま

たけれども、商工委員長になつていただいてよかったです。しかし、たまたま私も通産大臣就任のとき大変気を強くいたしております。

今安田先生からのお話をあります。まさに西冷戦の終結後の新しい世界の秩序をつくっていく中で、経済情勢も、ソ連、東欧のあのよう

な状態、また南北問題、大きく変化をしてまいりました。先般、お許しをいただいてアジア・太平洋閣僚会議に出席して、私はこのことを肌で感じました。

したが、ASEAN六カ国との経済閣僚と話をしましたが、ASEAN六カ国に対する期待が大きい、また大洋州、オーストラリア、ニュージーランドといつたような人たちの期待も大きい。我々はこれから北米、ASEAN、NIES、それぞれの国の中でも、しかもアジアにおける唯一のサミット参加

いたしましたけれども、なかなか世の中そう都合のいいことばかり続くものではありませんで、最近日本

の景気にも心配される問題がいろいろ出てまい

りました。

その中で日米の貿易摩擦は、私も先般ベーカー

国務長官あるいはヒルズ通商代表などの会見の中

で、さらに厳しいものになつておることを肌で感じました。しかし、日米問題というのは、先ほども私は申し上げましたが、明治維新以後近代日本百二十年の歴史の中で、日本とアメリカが不幸な状態になつておるときは世界が不幸な状態になつておるときがありますから、難しい懸案を辛抱強く力いっぱい解決してこれも前進をさせていかなければならぬ。また、官澤内閣、生活大臣ということをスローガンに掲げましたけれども、これらは経済と生産というものが消費者優先、消費者のニーズにこたえるということでやつていかななければならない。

いろいろ私は、問題を多く抱えておる厳しい時期に大変重い責任を仰せつかつたということで痛感をいたしておりますけれども、先生御指摘のとおり、二十一世紀に向かつての新しい世界の新秩序の中で、また、新しい我々の生活大国を目指しておるのでありますけれども、先生御生のなお一層の御指導をお願いいたしたいと思います。

○安田(範)委員 御指導なんというわけにいきませんけれども、そういうことで今の御決意をもとにしまして精いっぱいお取り組みをいただきたいと思うのですが、特に日本が先進国という立場から考えますと、日本の動向、これは国際社会に大きな影響を与える、こういうことはもう当然の話でありますから、そういうことも十分に含めて適切な対処をお願い申し上げたい、かように思ひます。

それと、お話の中にありました官澤首相の所信の表明、同時にまた大臣からもこの場で表明がありました、生活大臣へ転換をしていく、このことにつきましては後ほどまた触れさせていただきたいと思いますが、これはやはり今日の通産行政の中での政策の大転換をする一つの柱だ、かように私ども認識をいたしておりますのですから、これについては改めてまたお尋ねを

したいと思います。

そこで、今のお答弁の中にありました、過般ソウルで開かれました第三回のアジア・太平洋経済協力閣僚会議、APECの関係でありますけれども、これについて関連をして質問をさせていただ

きたいと思うのであります。

大変お忙しい時期に出張された、こういうことで、御苦勞についてはお察しを申し上げるわけであります、こういう中で我が国はこの会議の中

で、カットウルグアイ・ラウンド、この年内の実質合意を全力を尽して解決をする、こういう表明をされ、同時にまた、それの加盟各国

におきましても、相次いで新ラウンドの推進の必

要性、こういうものについて表明をされた、こんなことを知らされているわけであります。さらには、先進国と発展途上国の南北調整問題、こうい

うものが統いております。農業あるいはサービス貿易の扱い、さらには日本が拒否姿勢をとり続け

ております単純外国人労働者問題、こういうものも討議のテーマになつてまいりた、こういうよう

に聞き及んでいるわけであります。こういう中で

宣言を採択したという状況になつておるわけ

であります、その宣言によりますると、アジア・

太平洋地域内の将来の自由貿易圏形成に一歩踏み

出、こういうような状況になりつつあるのでは

ないかな、こういうような印象を深めたわけであ

ります。

もう一つの問題としましては、この構想に対し

ましてアメリカのベーカー国務長官が経済プロ

ク化の懸念を表明した、こういうこともあるわけ

ですね。そういうものと、もう一つ別の問題とし

ましては、北米の経済協力の関係ですね。アメリ

カ、そしてカナダ、メキシコ、この三カ国で経済ア

ロックをつくるというような形になつてきてお

ります。そういう問題を一連のものとして考

えた場合に、これから調整は非常に大変だろう、

こういう印象を一つ持つわけであります。

もう一つは、この加盟国には御承知のように社

会主義国もある、アメリカ、日本のように先進国

もある、そしてまた御承知の発展途上国もまた混在をしています。こういう状況でありますから、そ

れらを含めて加盟国全体の自由貿易構想、こうい

うものを進展をさせつつ、このアロツク全域がこ

れから大きく発展をしていく、こういうものには

いろいろな調整が必要なんじやないか、かように

考えるわけがあります。それらの調整、非常に困

難かと思いますけれども、今後の見解と申します

るか見方、言うならば受ける側、そういうものと

反対の側、そういうものもあるううと思ひますので、

それについての若干の見解をお示しいただきた

い、かように思います。

○渡部国務大臣 まさに安田先生がおっしゃるとおり、今回のアジア・太平洋閣僚会議、今後の日本

の世界における責任を痛感させる幾つかの問題がございました。

その前に一言お札を申し上げさせていただきな

ければなりませんのは、国会開会会にもかかわらず与野党の皆さん方の御理解を得てこの会議に出席させていただきました。行ってみましたらランチタイムというのがありました、これは閣僚以外の者は参加させない、しかもそこで非常に重要な会合がなされて、最初に高級者レベルでつくった原案に対する國の閣僚から修正案が出たり、いろいろあつたのですけれども、あのとき従来の原案に対する國の閣僚が日本から出席できていなかつたところに、我々閣僚が日本から出席できていなかつたとすれば、これは欠席裁判になつておつたので、国会の皆さん方の御理解、世界中の日本の責任を御理解いただいて、会議の初めから終わりまで出席させていただいて日本の立場を十分に世界の人たちに申し上げる機会を持つことができたこと

を、これはお札を申し上げなければなりません。

今度のアジア・太平洋閣僚会議、御承知のよう

に中国、台湾、香港、三つのグループが新しく参加

いたしました。私はアジア・オリンピックでス

ポーツが政治の壁を越え、さらに今回経済が政治の壁を越え大きく前進していることを評価いたし

ております。また、前二回の会議では共同宣言と

いうものを採択することができなかつたわけであ

りますけれども、今回は、激しい各國間の議論は

ありましたけれども、その中で共同宣言が行われました。また、こういう会合は非常にいいことだ

あります。また、マレーシアが参加する、し

ました。その中で、マレーシアが参加する、し

EANといったよなことで心配されました。法務大臣が、あの国では法務大臣が總理の次に高い重

い立場にあるそうですけれども、出席をいたしました。それで、EANといつたよな地域主義を心配されました。それで、その地域主義を、アロツク化を乗り越えて大きく世界に向かって開かれた経済を進めて

いこう、こういう基本方針が決められました。私は記者会見で、日本の果たすべき役割はかつて私が経験した國対委員長のようなものだ、北米、またASEAN、NIESあるいは大洋州といつたようなそれぞの特色のある地域が、それぞれに誤解を生ずるおそれがありますけれども、いわばそれぞの国と共通の接觸点を持てるという立場でこれを調整していく大きな役割を持っておる

のではないか、こういう責任を感じましたので、日本はいわばその中で中心的役割、こう言うと言葉をいつまでも、その中で中心的役割をするおそれがありますけれども、いわばそれぞの國と共通の接觸点を持てるという立場でこれを調整していく大きな役割を持つておる

のではなかろうか、こういう責任を感じましたので、日本はいわばその中で中心的役割をするおそれがありますけれども、いわばそれぞの國と共通の接觸点を持てるという立場でこれを調整していく大きな役割を持つておる

そういうものがありますけれども、さらにそれを乗り越える努力、さらにはまた経済体制も違うという面もありますし、同時にまた経済の格差というのも非常にひどい状況がある。そういう面からしますると、包括的にはなかなか大変な問題だと思いますが、私たちが考えますのに、やはり今回のアジア・太平洋地域、こういうものについてもうちんAPECの問題も非常に重大ではありますけれども、アジアを中心としたきちんとした平和を確立をしたり、同時にまた、それぞれのアジアを中心の国民の人たちが満足のできるような生活の状態というものを築くというのは、何にも増して国際化の時代で日本のるべき政策であろう、かようになりますのをどうぞ。ただAPECは大成功だよというようなことだけではなくて、ひとつのところを考えてもいいと思います。

な形で報道されている、こういう面はあると思うのですね。そういうことからまして、今日、米の問題は十二月合意、年内合意、こういうものについて、どの程度のウエートを持っているのかな、こういう考え方を持たざるを得ないのですね。その辺につきまして、貿易担当大臣という立場もあるのですから、さような意味で、米のウエート、二月のウルグアイ・ラウンドの決着とかかわりを持つた形でひとつ御答弁をいただきたい、かようと思うのです。

○渡部国務大臣 農業の問題、御案内のようにアメリカとECの問題、またアメリカと日本の問題、いろいろあった中で、やはりこれは多角的貿易ということで、ウルグアイ・ラウンドで決着をつけようということで今話が進められておるわけでありますけれども、結論を申し上げると、先ほども申し上げたように、我が国は自由主義経済によつて世界の中で国民が最も恩恵を受けておる国でありますから、このルールを決めていくウルグアイ・ラウンドは何としても成功させなければなりません。

成功させるための幾つかの問題がありますけれども、その中で農業の問題、特に米の問題がシンボリックに報道されておるわけであります、これは農林水産省の問題でありますけれども、私の所見を申し上げさせていただくならば、この問題を避けて通ることはできない、いずれ内閣が決断する時期がやってくると思います。

ただ、誤解のないように一言つけ加えさせていただきますと、そのことが農業を犠牲にするといふようなことであつてはならないので、やはり我が国は国会決議もあり、また今、穀物の大部分をアメリカから輸入しておる現実もあり、また、農林省が奨励して農家の皆さん方につくついていたいたい水田の八十万ヘクタールを減反しておるという現実もあるのでありますから、そういう中で、これは農林水産省の問題であります、政府全体としても、農家、農民の皆さん方に犠牲にしない、将来に展望を持たせるというよつた新向きの農業

政策の中で、農家の皆さん方の理解を得て、このうえで、ウルグアイ・ラウンドを成功させるために、あるとき政府は決断しなければならない、このように考えております。

○安田(篤)委員 大臣の答弁を聞いていますと率直に申し上げましていろいろな考え方が浮かぶわけですね。これは基本的には、私どもは米の市場開拓開放は許してはならないということ、同時にまた関税化の問題についても、これは阻止をしていきたいな、こういうふうに結論として申し上げたわけであります。

大臣になられまして日経新聞のインタビューがありましたね。そのときから大分トーンダウンしていくますか態度が変わったな、こんなふうな印象を非常に強く受けているわけなんですよ。特に昨日の読売新聞でしたか、各閑僚、自民党の人たちは、多數が、五十万トンぐらいの受け入れはやめを得ないのじやないか、こういうような合意もしたというようなことが報道されておるわけであります。

こういうことから見まして、大変札なことを申し上げますけれども、渡部通産大臣、かつてはベトコン議員などと言われましたり、これは今の渡辺外務大臣と一緒にでしたが、まさに農民を代表する、こういう立場の中で大変な御努力をなさられたという経緯も、大臣は福島県で私は栃木県でありますから隣の県でして、十分記憶に鮮明なものがあるわけで、そういう面からしますと、今日今の答弁も含めてなんですねけれども、豹変とまで申し上げませんけれども、大分柔軟な形に変わった。

ただ、私どもが考えますのに、国会決議を三たび繰り返し行つたということについてはやはり重く受けとめておく必要がある、こういうことには、ここにいろいろな議論をしてせんないことに尽きるわけであります。こういうことについては、ここでいろんな議論をしてもらいたいな、ということになろうかと思ひますから、その気持をひとつ十分に受けとめていただき、同時にまた農民、農家を犠牲にしないという今のお話がござ

いたけれども、結局自由化あるいは関税化ということになりますると、もう言葉にはどう表現しましようとも、実質的にはこれは相当の農業の破壊につながるような状況が生まれてくるのではないか、こういう懸念を私も強めておるわけでありますから、この辺については、ひとつしかと受けとめておいていただきたい、かように考えて次の項に移らせていただきます。

時間が過ぎるのが大変早いのですから困っちゃうのですが、次に、いわゆる通産省編の九〇年代の通産政策のビジョン、これについてお聞きしたいと思うのです。

このビジョンにつきましては、六〇年代あるいは七〇年代、八〇年代そして九〇年代、四回目かと思うのであります。それで、それぞれの政策ビジョンといふものを見てみると、政策目標というものは大変大きな変化を遂げつつある、こういうことに気づくわけであります。そういう中で特に今回は、今までの生産第一と申しまするか、企業社会と申しまするか、そういう一つの物の考え方を基盤にしてやられた通産政策、あるいは国全体の政治の方向もそうではなくたかというふうに思ひます。それを今回九〇年代のビジョンで初めて生活といふものを大きく前面に押し出した。言うならば、目をみはるほどの大転換のビジョンではないかな、こういうふうに感心をしているわけです。そういう面では、決して悪い方向ではなくて、今日までの経過を踏まえで、企業社会から人間社会という立場におきましては大変高く評価をしてもらよいらしい、こういうふうに感じて読ませていただきました。

ただ、そういう中で非常に心配なのは、ビジョンだから仕方があるまいというようなことになるかどうかは別にしまして、やはりビジョンということでも、発表するということになりますと国民に大きな期待を与えるわけですね。これは必ず多くの皆さんが期待を持つ、同時にまた関心も深くなる、こういう状態があると思うのであります。が、今までの経過を見ますと、特に七〇年代、八

〇年代のビジョンから見ますと、実績というものはどこまで上がったのだろうか、政策というものがビジョンに大体どのくらい忠実に計画されたのかな、こういう面では非常な私ども、不信感と言つては悪いのですが、言葉は悪いかもわかりませんけれども、そういう不信感を持つような今までの経過というものがあつたように思えてならない。したがつて、今回のビジョンにつきまして、やはり一つはアクションプログラム、こういうものをつけつて現実にそれらのビジョンが政策化をされる、こういうような方向といつものとは何ぞないものかどうか。これは、通常の都道府県の自治体でありますと、一つの基本構想ができる、そういうことになれば、今度は実施計画といふものがきちんと計画をされて年次別の予算化もされ、こういうことで、住民の皆さんに十分にわかりやすいよう形でそれなりの政策が展開をされるということになつてゐるのですが、ただ、残念ながら今日までのビジョンの経過を見ますと、それらがどうも実施に当たつての具体性が乏しい、こう指摘をせざるを得ないのですけれども、この辺についていかがなものでしようか、ひとつ御答弁をいたさないと思います。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、昨年の七月に発表されました通産省の九〇年代ビジョン、これは産業構造審議会の答申でございますが、大きく三つの柱を打ち出しておりまして、国際社会への貢献、それからゆとりと豊かさのある生活、さらには長期的な経済発展基盤の促進、こういうことで御指摘のとおりでございます。

この九〇年代ビジョンをもとにいたしまして、例えばその初年度に該当いたします昨年度でございますけれども、通産省毎年翌年度の重点施策というのを全省ベースで検討いたしまして、予段を使いたしまして実現していく、こういうやり方をして施策の展開を図つておるわけでございます。

例えれば昨年度、平成三年度の例で申し上げますと、先生御指摘のありましたゆとりと豊かさの柱のもとに、大変御支援いただきましたが、大店法改正に伴います魅力ある商店街の整備等々において法律改正をいたしまして、千六百二十億円等の商店街整備のための予算を組んでいただいたとか、あるいは中小企業の労働力確保の観点から、魅力ある職場の実現のために、時短の促進とか職場環境の整備を図つていただき、あるいはリサイクリング法を通していただきまして、それに伴う一層の環境対策に乗り出すとかといったような個別具体的な成果をゆとりと豊かさを目指して実現いたしました。平成四年度につきましても、全く先ほど先生おつしやつたようなりと豊かさというのを一つの柱にいたしまして、大いにそれを具体的に実施していただきたい。

したがいまして、九〇年代は毎年毎年の重点施策の中で九〇年代ビジョンを実現していただきたい、これがいわばアクションプログラムである、かよに考えておるわけでございます。

○安田(範)委員 御答弁ありましめたけれども、なかなか率直に言つてそつ簡単には理解できないわけなのです。というのは、一九七〇年代のビジョンというのがありましたね。その中の通産政策の目標ということで、第一の柱として、人間性豊かな生活の確保というのが出てているのです。これはまさに、今回のゆとりと豊かさと同じような形で、やはりそのときの通産省での考え方をまとめられた、まあ一つのビジョンを示したということなのです。二十年も過ぎて、この中に書いてありますようにいろいろ、経済成長は果たしたけれどもやはりなかなか生活のゆとりと豊かさが実感できない、こういうようなことが反省点としてあります。ですが、二十年も過ぎて、この中に書いてありますようにいろいろ、経済成長は果たしたけれどもやはりなかなか生活のゆとりと豊かさが実感できない、こういうことは提起されたのであろう、こういう面では非常に私ども、不信感と

いふべきです。このことを踏まえて私どももこれを見させていただいたのですが、そういう中で個々の問題について若干話を聞かせていただきたいと思うのですね。

一つは、概略的に、ゆとりと豊かさという言葉を使うのです。ゆとりと豊かさ。これは、どなたがどういう立場でお聞きをしましてもこのことについてノーと言う人はいないと思うのですね。がしかし、本当の意味でゆとりと豊かさというものを考えてみた場合に、何が豊かさなのか、何がゆとりなのだろうか、こういうことで考えますと、国民それぞれの間で受けとめ方はまちまちだと思います。いろいろ、状況の変化、生活の実態の状況も違いますから、あるいは意識の変革も大分異なるわけでして、そういう面からしますと、ゆとりとは何だ、豊かさとは何だ、こういうことに気づいてくるのじゃないかと思うのですね。そういう意味についてひとつ簡潔に認識をお聞かせいただけませんか。

○渡辺(修)政府委員 今先生極めて具体的に御指摘いただきましたように、豊かさあるいはゆとりというのはなかなか難しい問題がございまして、実は、先ほど先生御指摘になつた九〇年代ビジョンでも、この豊かさとゆとりというのを小委員会を設けまして、あらゆる階層の先生方にお入りいたして相当議論を尽くしたわけではございません。年代により性別により、あるいは育ってきた環境によつて皆さんそれ意見が違います。

九〇年代ビジョンの中では、豊かさというのは一定水準以上の衣食住その他の経済条件が満たさることであります。ゆとりというのは余裕があることである、ゆとりというのは余裕があることでも受けとめられるわけなんですね。特にヨー

ロッパ先進諸国等々の比較の中におきまして、日本の一般の国民、特に勤労市民、こういう人たちの今日の生活の実態、こういうものの中から判断をいたしますと、非常に劣悪といいますか劣つていい部分が多い、このことをやらないと、やはりもう政権とかそういうものにもいろいろかかわりが来るというようなことも反省点として出でています。このだろう、こんなことを踏まえて私どももこれを見させていただいたのですが、そういう中で個々の問題について若干話を聞かせていただきたいと思うのですね。

ただ、そのときコンセンサスがございましたのは、今までの國や企業レベルでの経済的な成功と、今申し上げました個人の生活面での充実感との間に著しくギャップがある、先ほど申し上げましたように定量化的には定義はできませんけれども相当のギャップがある、これを九〇年代は埋めていかなければいけないか、そのときの手法としては、個人生活における時間的、空間的、経済的なゆとりと豊かさを最重点にしていく、こういうコンセンサスが得られまして、これに基づきまして、先ほど申し上げておりますような幾つかの、消費者重視、労働者重視あるいは長寿社会への対応等々の施策を提言されているわけでございます。

○安田(範)委員 審議官言われるような状況、私も十分理解をするつもりであります。そういう中で考えられますのは、例ええば衣食住などという話が出ました。特に考えられなきやならないのは住宅の問題、これなどはもう象徴的に人間の豊かさの部分でかかわりを持つのじゃないかというふうに思つてます。今は大分バブルがはじけたといふことです。宣伝などが少くなりましたがれども、それでもやはりなかなか生活のゆとりと豊かさが実感できない、こういうようなことが反省点としてあります。ですが、それと同時に、反省点だけじゃなくて、今の経済の伸展の状況からすれば当然のこととしてこのことは提起されたのであろう、こういう面でも受けとめられるわけなんですね。特にヨーロッパ先進諸国等々の比較の中におきまして、日本の一般的の国民、特に勤労市民、こういう人たちの今日の生活の実態、こういうものの中から判断をいたしますと、非常に劣悪といいますか劣つていい部分が多い、このことをやらないと、やはりもう政権とかそういうものにもいろいろかかわりが来るというようなことも反省点として出でています。このだろう、こんなことを踏まえて私どももこれを見させていただいたのですが、そういう中で個々の問題について若干話を聞かせていただきたいと思うのですね。

かさもゆとりも結局各個人の主觀にかかる性格を有するものであつて、本当の意味でのゆとりと豊かさは経済指標の数値だけで示されるものではなく、また統一的な尺度で規定されるべきものでない、最終的には国民一人一人がみずから価値観に基づき追求し実現していくべきものである。こういうことがうたわれております。そして、そういう意味で、我々の九〇年代ビジョンで豊かさとゆとりを、先ほど申し上げました定量化的な基準で示すということは答申の中では出ておらないわけでございます。

ただ、そのときコンセンサスがございましたのは、今までの國や企業レベルでの経済的な成功と、今申し上げました個人の生活面での充実感との間に著しくギャップがある、先ほど申し上げましたように定量化的には定義はできませんけれども相当のギャップがある、これを九〇年代は埋めていかなければいけないか、そのときの手法としては、個人生活における時間的、空間的、経済的なゆとりと豊かさを最重点にしていく、こういうコンセンサスが得られまして、これに基づきまして、先ほど申し上げておりますような幾つかの、消費者重視、労働者重視あるいは長寿社会への対応等々の施策を提言されているわけでございます。

○安田(範)委員 審議官言われるような状況、私も十分理解をするつもりであります。そういう中で考えられますのは、例ええば衣食住などという話が出ました。特に考えられなきやならないのは住宅の問題、これなどはもう象徴的に人間の豊かさの部分でかかわりを持つのじゃないかというふうに思つてます。今は大分バブルがはじけたといふことです。宣伝などが少くなりましたがれども、それでもやはりなかなか生活のゆとりと豊かさが実感できない、こういうようなことが反省点としてあります。ですが、それと同時に、反省点だけじゃなくて、今の経済の伸展の状況からすれば当然のこととしてこのことは提起されたのであろう、こういう面でも受けとめられるわけなんですね。特にヨーロッパ先進諸国等々の比較の中におきまして、日本の一般的の国民、特に勤労市民、こういう人たちの今日の生活の実態、こういうものの中から判断をいたしますと、非常に劣悪といいますか劣つていい部分が多い、このことをやらないと、やはりもう政権とかそういうものにもいろいろかかわりが来るというようなことも反省点として出でています。このだろう、こんなことを踏まえて私どももこれを見させていただいたのですが、そういう中で個々の問題について若干話を聞かせていただきたいと思うのですね。

けですね、今日もある。そういう面からすると、やはり住宅問題なんかを中心にして考えましても、ゆとり、豊かさ、こういうものについてどうも、それぞの個別の認識というものはもちろん違うのでしょうかけれども、余りにも日本のそういう生活環境の整備というか、そういうものがおくれているために豊かさを感じられない、こういうこともあります。うかと思うのですね。これは決して住宅の問題だけじゃなしに、例えば交通の問題でもそうですし、広く環境の問題、生活環境全体の問題をひくるめてそういうことが言える、こんなふうに感づるわけなんです。

そういう中で一つ一つお聞きをしたいのですけれども、特に住宅環境なんかにつきましては、これは具体的にこのビジョンの中では実施をすべき目標といいますか、これならばいいという一つの方向は示されているわけなんですけれども、具体的にそれをどう私どもが現実のものとして受けとめ、そして求めていくかということになりますけれど、やはりそれの省庁が今日の縦割り行政の枠を超えて十分な協議の中で一つ一つ政策的に具体化をしていく、こういうことが大切だらうと思うのですね。

そういう中で一つ考えられますのは、例えば豊かさを実現させるための一つの住宅の手法といふことになりますと、特に今日の未利用地の国土、未利用地の国有地ですね、こういうものをフルに活用して低廉な住宅ができるないものかな、こういうようなことも考えます。これは、土地購入といふものを考えないで住宅をつくる、そういうことになりますれば、相当低廉な住宅ができるだらうのですね。特に今日の中小企業の労働者、労働者に対してそういうものを提供していくこと、一つの方法かな。特に、御承知のとおり四百三十兆という公共投資があるわけとして、それを例えれば三十兆円これに回したということになりますとも三十兆で十分可能、大体百平米ぐらいのやつ

ということで考えれば、大体そのぐらいの基準で住宅が提供できる、こういう状況にもなるうと思ふのですが。できないことではないわけとして、それほどに心を碎いてやれば、いろいろな意味でどうかと思うのですね。これは決して住宅の問題だけじゃなしに、例えば交通の問題でもそうですし、広く環境の問題、生活環境全体の問題をひくるめてそういうことが言える、こんなふうに感づるわけなんです。

さらにはまた、実はきょうは建設省あるいは労働省、それをおいでいただいて答弁をしてもらつもりであつたのですけれども、なかなか時間が関係がそうはまいりませんものですから、一括して申し上げてしまいますけれども、ともあれ、その住宅の問題なりあるいはまた交通関係、建設省にかかわりがあると思うのですが、交通関係の問題についても、やはり一極集中でいうものがゆとり、豊かさというものを阻害しているのではないか、こういうふうに思うのです。今日の都市の過密の交通、渋滞、こういうものはまさにいらいらだけが募りまして、どなたに会ってお聞きをしましてもとてもゆとりのある環境ではない、こういうことも言われているわけでありますから、そういう面では、生活環境、都市機能、こういうものすべてがやはり豊かさあるいはゆとりと直結をしている。こう見てもらわなきやならないんじやないかと思うのですね。

そういうことからしまして、やはり社会資本、これをどう充実をしていくか、特に四百三十兆の公共投資、これをゆとりと豊かさにどう直結させるかという視点でこれから各省庁との協議をはじめることがあります。

まあ日米構造協議、公園、下水道、こういったものに力を入れようということにこれはなつておりますけれども、いわば生活空間、緑と花と太陽を満喫できるよう、これが求められておるわけで、それは東京に、あるいは京浜葉、ここに人口が集中してしまうということではこれはできないので、この東京に集中してしまった機能をこれからどんどん宇都宮に、さらにもっと白河の方にとか、どんどんどんどん全国に行つて、私は先般まで自治大臣をやつてあると創生事業を訴えました

が、これはやはり北は北海道から南は九州、沖縄まで、四十七都道府県、三千三百の市町村それぞれの地域に生まれた人たちが、それぞれの地域で未来に夢と希望を持つ暮らしていけるよう、こういう日本をこれからつくつていかなければならぬと訴えていたわけであります。先生のお話を承りまして、これは全く同感で、先生が大先輩でありますけれども、やはり私と同じ学校で学んだからかななど、今大変共鳴をいたしております。

○安田(範)委員 まあ妙な話になつて恐縮なんですが……。

それで、通産行政の中で、特に今、自由競争とい

うことで考えれば、大体そのぐらいの基準で

もしみじみ感ずるわけであります。

そんなことを念頭に置いて質問を予定をしておったわけなんですが、こういう考え方はいかがなものか、これは大臣にひとつちょっと御答弁いただけませんか。

さらにはまた、実はきょうは建設省あるいは労働省、それをおいでいただいて答弁をしてもらつもりであつたのですけれども、なかなか時間の関係がそうはまいりませんものですから、一括して申し上げてしまいますが、ともあれ、その住宅の問題なりあるいはまた交通関係、建設省にかかわりがあると思うのですが、交通関係の問題についても、やはり一極集中でいうものがゆとり、豊かさというものを阻害しているのではないか、こういうふうに思うのです。今日の都市の過密の交通、渋滞、こういうものはまさにいらいらだけが募りまして、どなたに会ってお聞きをしましてもとてもゆとりのある環境ではない、こういうことも言われているわけでありますから、そういう面では、生活環境、都市機能、こういうものすべてがやはり豊かさあるいはゆとりと直結をしている。こう見てもらわなきやならないんじやないかと思うのですね。

そういうことからしまして、やはり社会資本、これをどう充実をしていくか、特に四百三十兆の公共投資、これをゆとりと豊かさにどう直結させるかという視点でこれから各省庁との協議をはじめることがあります。

まあ日米構造協議、公園、下水道、こういったものに力を入れようということにこれはなつておりますけれども、いわば生活空間、緑と花と太陽を満喫できるよう、これが求められておるわけで、それは東京に、あるいは京浜葉、ここに人口が集中してしまうということではこれはできないので、この東京に集中してしまった機能をこれからどんどん宇都宮に、さらにもっと白河の方にとか、どんどんどんどん全国に行って、私は先般まで自

治大臣をやつてあると創生事業を訴えました

が、これはやはり北は北海道から南は九州、沖縄まで、四十七都道府県、三千三百の市町村それぞれの地域に生まれた人たちが、それぞれの地域で未来に夢と希望を持つ暮らしていけるよう、こういう日本をこれからつくつていかなければならぬと訴えていたわけであります。先生のお話を承りまして、これは全く同感で、先生が大先輩でありますけれども、やはり私と同じ学校で学んだからかななど、今大変共鳴をいたしております。

○安田(範)委員 まあ妙な話になつて恐縮なんですが……。

それで、通産行政の中で、特に今、自由競争とい

なかなか実際問題としてそれらの弱い立場の人たちが浮き上がるが、また技術水準がずっと特別のあれば話は別なのだけれども、そうでもない通常の一般的な中小零細企業ということになると、これはやはり谷間に落ち込むのじやないか。谷間に落ち込んでしまうのじやないか。そういう面からすると、市場原理と中小零細企業の調和というものが必要なのではないか、このところがやはり今後の通産行政の焦点として灯を当ててもらいたい。ということは、イコールの問題として、中小零細企業で働いている国民ですね、國民の人たちの底上げをしていかなければならぬ、こういうことに通ずるものだと思う。そこのところは明快に一言でお答えいただけるならば結構なのですが、時間がありませんから余り長いお話しや困るのですが、いかがなものでしょうか。

○新聞政府委員 中小企業と大企業との間で賃金格差がやや拡大してきていることは承知しているところでございまして、賃金等の労働条件の問題につきましては基本的に労使間のお話し合いでの決めるべき問題なのだと思いますけれども、賃金につきましては中小企業の経営基盤を強化するための種々の施策を私ども講じることによりまして、賃金格差縮小のための環境整備に努めてまいりたいと思います。

特に、中小企業基本法というものが昭和三十八年にできておりまして、大企業と中小企業との間に格差のは正とか自助努力の促進などを言つておりますし、小規模零細対策、先生おっしゃいますことは非常に大事なこととして位置づけておりまして、私どもそういうようなことで、施策を講じることによってその環境整備に努めてまいりたいと思います。

また、中小企業の労働力の確保の觀点からは、黄金の引き上げのみならず労働時間の短縮とか福利厚生施設の充実等の雇用管理の改善が図られますがことが必要であると認識をしているところでございまして、本年五月に制定をしていただきまし

た中小企業労働力確保法を柱といたしまして、職場の魅力向上に取り組む中小企業を総合的に支援してまいり所存でございます。

○安田(範)委員 これは答弁要りませんけれども、未満の企業、これは五百人以上を一〇〇としまして賃金を見ますと、五十八年が五九・一%、そして平成元年五七・五%。こういうことなのです。今御答弁によりまして、三十八年かな、中小企業基本法ができた。あたかも改善の方向を向いているように見えますと、五十八年が五九・一%、そして平成元年五七・五%。こういうことなのです。今未満の企業、これは五百人以上を一〇〇としまして賃金を見ますと、五十八年が五九・一%、そして平成元年五七・五%。こういうことなのです。今

が図られましてはいますものの、依然として中小零細企業が大宗を占めておりまして、經營基盤が脆弱でございます。さらに、近年対象地域産業の製品と競合いたします製品の輸入増加でありますとか消費者ニーズの多様化、高級化の急速な進展、さらにはウルグアイ・ラウンドの関税の引き下げ交渉等の環境変化が見られますことから、対象地域産業は極めて厳しい状況に置かれているものと認識をしております。

○安田(範)委員 認識についてはよくわかりますけれども、ぜひ実態というものを十分に見きわめさせていただきたい。特に今日の、先ほど話がありましたけれども、ウルグアイ・ラウンド交渉をめぐりましてさらに関税が引き下げられる、こういう状況になりますと、一層輸入も拡大をする。特に皮革産業、革靴を含めましてそういう面については大変な影響が出てくるんではないかな、こういうことを痛感をいたします。

特に、今日の部落産業の中心というものは主にやはり皮革産業でしょう。あるいは革靴の関係、そういうものがあろうかと思うのであります。これらについて大変厳しいよという認識が示されたわけでありますから、その厳しさに視点を置いてこれからどうぞそれらの業種を底上げをしていく、対策を立てていく、このことが極めて重要だと思うんです。これは先ほどのゆとりと豊かさ、こういうものとの非常に強いかかりがあると思うんです。もちろん、部落問題というものは歴史的な今日の背景というものはありますから、これも根本的に解決しなければいけない問題でありますけれども、ただ、そういう中で、今当面の問題としてゆとりと豊かさが議論をされている。そう

いう中で、より劣悪な状況で生活をしなければならない部分がある。そういうものをいかにして底上げをしていくかというのが国全体の、国民全体のゆとりと豊かさにつながるんだろうと思うんですね。一部の人たちのゆとりと豊かさであってはならない、こういうことを基本に置いてひとつ

開き放し、こういう面から考えましても、ただ単に今までの、こういう対策をやりましたよ、あるいはこういう施設もありますよという話だけでは解決ができない、とみにそういう度合いといでのものが開いてくる、こういうことについても十分に留意をしていただきないと、これから実態に即した商工行政ということにならないのじやないかな、こういうことを痛感をいたしますので、これは後でまた議論したいと思いますが、今後の問題として御留意をいただいておきたいと思うのです。

ゆとりと豊かさをもつてやりたいのですけれども、予定しております部落解放問題関係の通産にかかる問題、特に商工にかかる問題、これについて若干質問をしておきたいと思うのであります。

御承知だと思うのですけれども、今日部落産業、こういうものが存在をしているわけですね。これは中小企業でしようかな、部落産業の今日の実情をどのように認識をしておられるか、これをひとつ簡潔にお述べいただきたいと思うのです。

○新聞政府委員 対象地域の産業の現状を見ます

が、時間が大変少なくなったのですが、最後に、最後といつてもあれなんですが、地対協がありますね。地対協の答申、こういうものを持つていろいろこれから部落産業等々の施策をやりましょう。ところが非常に多いんですね。言うならば、中後といつてもあれなんですが、地対協がありますね。地対協の答申、これを待つてという状況的には地対協の答申、これを待つてという状況これはやはりある部分では今日の政治のシステムといいますか、そういう中で、そういういろいろな機関に答申をいただく、諮問をして答申をいただいて、それを行政化をしていくという手法は全般的に否定するわけじゃありませんけれども、やはり物によりましてはきちんとそれぞれの担当する所管庁がみずから判断、主体的な判断によってそういうものについてはしっかりした方向を出していく、このことがより大切なんではないかなどといふふうに思うわけです。

地対協の場合はそれぞれの関連する事務次官が十名ですか、それと学識経験者が十名、大体二十名ぐらいで構成されていると思つんですが、そういう面からしましても、今日の状況を踏まえて通産の果たさなければならない役割、このことを十分に理解をしていただき、それで主導的な役割を果たす、こういう姿勢を示していただきたいと思うんですが、いかがですか。一言でいいです。

○新聞政府委員 通産省といたしましては、これまで実施してまいりました地域改善対策事業の結果、対象地域産業の一般地域産業との間の格差が一定の改善をされていて考えております。しかしながら、対象地域産業は依然として中小零細企業が多数を占めておりまして、経営的にも厳しい状況に置かれておりますことから、引き続き経営

もは、やはり自由貿易のルールづくりが大事だ。アメリカに対しても、私は、ヒルズさんにも、何か自分の気に食わないといふとすぐ一方的措置を持ち出す、そういうような考えはやめてもらいたいというような話を繰り返して申しておりました。また一方、農業の問題、これも大変難しい問題であります。我が国は、言つまでもありません、食糧の安全保障という立場から米の自給ができる限り堅持していくべきだという基本的な考え方もありますし、また、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これは長い間農林省が農家の皆さん方に奨励して、しかも農家の皆さん方がかなり大きな負担を持つて、負担を抱えて、まだその負担の返済も済まないでおる水田を八十万ヘクタールも減反していただきておるという現実、また、たび重なる国会決議、こういう中で各國が合意を得ること、アメリカとE.C.の問題もありますし、日本とアメリカの問題もありますし、大変これは厳しい問題も幾つかまだ残っております。しかしながら、今具体的に一つ取り上げて、これが難しい、これが易しい、というような段階ではございませんが、まだ厳しい問題がたくさん残っておりますけれども、これらを乗り越えて何とか年内に決着するように努力をしてまいりたいと思います。

○森本委員 次に、日米関係についてお尋ねをいたします。

日本の貿易黒字が再び拡大しております。九一年度の上半期の黒字は五百十一億八千八百万ドルで、前年同月比を大きく上回っております。さらには、けさの各紙の報道を見ますと、日本の来年の貿易黒字、空前の一千九百億ドルになるとか、あるいはアメリカの九月の対日貿易赤字一・二%増の四十二億ドル等々が報道されております。アメリカとの貿易で日本の黒字がどんどん大きくなつてくるにつれて、一たん鎮静化したよう

もは、やはり自由貿易のルールづくりが大事だ。アメリカに対しても、私は、ヒルズさんにも、何か自分の気に食わないといふとすぐ一方的措置を持ち出す、そういうような考えはやめてもらいたいというような話を繰り返して申しておりました。また一方、農業の問題、これも大変難しい問題であります。我が国は、言つまでもありません、食糧の安全保障という立場から米の自給ができる限り堅持していくべきだという基本的な考え方もありますし、また、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これは長い間農林省が農家の皆さん方に奨励して、しかも農家の皆さん方がかなり大きな負担を持つて、負担を抱えて、まだその負担の返済も済まないでおる水田を八十万ヘクタールも減反していただきておるという現実、また、たび重なる国会決議、こういう中で各國が合意を得ること、アメリカとE.C.の問題もありますし、日本とアメリカの問題もありますし、大変これは厳しい問題も幾つかまだ残っております。しかしながら、今具体的に一つ取り上げて、これが難しい、これが易しい、というような段階ではございませんが、まだ厳しい問題がたくさん残っておりますけれども、これらを乗り越えて何とか年内に決着するように努力をしてまいりたいと思います。

○森本委員 次に、日米関係についてお尋ねをい

出して両国関係の改善に努めてまいらなければなりません。しかし、今はお互いの国の国益を強く主張し、そして激しいディスカッションの中で、最後は最大公約数の中で合意を求めるということでありりますから、今具体的に一つ取り上げて、これが難しい、これが易しい、というような段階ではございませんが、まだ厳しい問題がたくさん残っておりますけれども、これらを乗り越えて何とか年内に決着するように努力をしてまいりたいと思ひます。

○森本委員 次に、日米関係についてお尋ねをいたします。

日本の貿易黒字が再び拡大しております。九一年度の上半期の黒字は五百十一億八千八百万ドルで、前年同月比を大きく上回っております。さらには、けさの各紙の報道を見ますと、日本の来年の貿易黒字、空前の一千九百億ドルになるとか、あるいはアメリカの九月の対日貿易赤字一・二%増の四十二億ドル等々が報道されておりまます。アメリカとの貿易で日本の黒字がどんどん大きくなつてくるにつれて、一たん鎮静化したよう

に見えておりました日米間の貿易摩擦問題が再び頭を持ち上げてきたと言つても間違いないかと思ひますし、同時にジャパン・パッシングの再燃も懸念されております。特にアメリカでは、来年の選挙を控えて議会で対日強硬法案が相次いで出され、日米間の通商摩擦がさらに鮮明化される可能性が強いというふうに感ずることができます。新聞でも「米議会で法案続々」、「標的は日本」とか「赤字」にイラ立ちを感じているとか、いろいろ書かれております。中でも、特に自動車それから自動車部品、大臣もお会いになつたかと思いまが、板ガラス、この問題も今深刻化しているわけでございますが、この日米間の状況を大臣いかに認識しておられるのか。また、自動車あるいは板ガラス等々の交渉の経過並びに見通し、それから大臣がこういう状況下でやはり訪米される機会も近いのではないかと思うか。もちろん、向こうへ行つていろいろとお話をされることの必要性も痛感しておるわけでございますが、訪米時期はどのようと考えておられるのか、御答弁願います。

○渡部国務大臣 言うまでもございませんが、日米関係は両国にとって極めて重要な問題であり、しかも今お話しのよな自動車問題あるいは板ガラスの問題とか、お互いに意見の合わない、しかしこれから何とか意見を合わせなければならぬ問題等がござりますから、いずれ私も訪米して、日本の立場を強く主張すると同時に、またアメリカ側の考え方を聞いて、その中で最大公約数を見出します。

○森本委員 次に、日米関係についてお尋ねをいたします。

日本の貿易黒字が再び拡大しております。九一年度の上半期の黒字は五百十一億八千八百万ドルで、前年同月比を大きく上回っております。さらには、けさの各紙の報道を見ますと、日本の来年の貿易黒字、空前の一千九百億ドルになるとか、あるいはアメリカの九月の対日貿易赤字一・二%増の四十二億ドル等々が報道されておりまます。アメリカとの貿易で日本の黒字がどんどん大きくなつてくるにつれて、一たん鎮静化したよう

に見えておりました日米間の貿易摩擦問題が再び頭を持ち上げてきたと言つても間違いないかと思ひますし、同時にジャパン・パッシングの再燃も懸念されております。特にアメリカでは、来年の選挙を控えて議会で対日強硬法案が相次いで出され、日米間の通商摩擦がさらに鮮明化される可能性が強いというふうに感ずることができます。新聞でも「米議会で法案続々」、「標的は日本」とか「赤字」にイラ立ちを感じているとか、いろいろ書かれております。中でも、特に自動車それから自動車部品、大臣もお会いになつたかと思いまが、板ガラス、この問題も今深刻化しているわけでございますが、この日米間の状況を大臣いかに認識しておられるのか。また、自動車あるいは板ガラス等々の交渉の経過並びに見通し、それから大臣がこういう状況下でやはり訪米される機会も近いのではないかと思うか。もちろん、向こうへ行つていろいろとお話をされることの必要性も痛感しておるわけでございますが、訪米時期はどのようと考えておられるのか、御答弁願います。

○渡部国務大臣 言うまでもございませんが、日米関係は両国にとって極めて重要な問題であり、しかも今お話しのよな自動車問題あるいは板ガラスの問題とか、お互いに意見の合わない、しかしこれから何とか意見を合わせなければならぬ問題等がござりますから、いずれ私も訪米して、日本の立場を強く主張すると同時に、またアメリカ側の考え方を聞いて、その中で最大公約数を見出します。

○森本委員 次に、日米関係についてお尋ねをいたします。

日本の貿易黒字が再び拡大しております。九一年度の上半期の黒字は五百十一億八千八百万ドルで、前年同月比を大きく上回っております。さらには、けさの各紙の報道を見ますと、日本の来年の貿易黒字、空前の一千九百億ドルになるとか、あるいはアメリカの九月の対日貿易赤字一・二%増の四十二億ドル等々が報道されておりまます。アメリカとの貿易で日本の黒字がどんどん大きくなつてくるにつれて、一たん鎮静化したよう

に見えておりました日米間の貿易摩擦問題が再び頭を持ち上げてきたと言つても間違いないかと思ひますし、同時にジャパン・パッシングの再燃も懸念されております。特にアメリカでは、来年の選挙を控えて議会で対日強硬法案が相次いで出され、日米間の通商摩擦がさらに鮮明化される可能性が強いというふうに感ずることができます。新聞でも「米議会で法案続々」、「標的は日本」とか「赤字」にイラ立ちを感じているとか、いろいろ書かれております。中でも、特に自動車それから自動車部品、大臣もお会いになつたかと思いまが、板ガラス、この問題も今深刻化しているわけでございますが、この日米間の状況を大臣いかに認識しておられるのか。また、自動車あるいは板ガラス等々の交渉の経過並びに見通し、それから大臣がこういう状況下でやはり訪米される機会も近いのではないかと思うか。もちろん、向こうへ行つていろいろとお話をされることの必要性も痛感しておるわけでございますが、訪米時期はどのようと考えておられるのか、御答弁願います。

○渡部国務大臣 言うまでもございませんが、日米関係は両国にとって極めて重要な問題であり、しかも今お話しのよな自動車問題あるいは板ガラスの問題とか、お互いに意見の合わない、しかしこれから何とか意見を合わせなければならぬ問題等がござりますから、いずれ私も訪米して、日本の立場を強く主張すると同時に、またアメリカ側の考え方を聞いて、その中で最大公約数を見出します。

○森本委員 次に、日米関係についてお尋ねをいたします。

日本の貿易黒字が再び拡大しております。九一年度の上半期の黒字は五百十一億八千八百万ドルで、前年同月比を大きく上回っております。さらには、けさの各紙の報道を見ますと、日本の来年の貿易黒字、空前の一千九百億ドルになるとか、あるいはアメリカの九月の対日貿易赤字一・二%増の四十二億ドル等々が報道されておりまます。アメリカとの貿易で日本の黒字がどんどん大きくなつてくるにつれて、一たん鎮静化したよう

いうのが私の大臣にお伺いしたい点でございま
す。

さらにまた、東京の一極集中という点がいろいろと
言われてゐるわけでござりますけれども、もう
うよりも、むしろその需要供給のバランスのある、
むしろ地方へそついた企業の誘導施策とかを
持つていて、そしてさらにその土地の人たち
が潤っていく、あるいはまたそこに企業が同時に
来てみんなも栄えていく、こういう施策へむしろ
しなければならないのではないかと思うので
ある。東京に電力が足りないから地方の電力会社を使つてさら
にまた東京へエネルギーを送らなければなら
ないという考え方は、今の政府が、国民生活白書も出
ましたけれども、それによると東京は豊かさで一
番低いということになっているわけですから
も、一極集中を是正しようという考え方と逆の方
向になつていいのではないかと思うので
す。大臣、その辺、地方の電力会社を使って大都市
への電源立地をしようという考え方についてどう
お考えなのかお伺いしたいと思います。

○渡部国務大臣 御承知のように我が国は九電力
になつて、それぞれの配電地域がそれぞれの電力
会社でございます。しかし一方、今御指摘のあつ
た私の福島県、これは東北電力の配電地域であり
ますけれども、しかしここでつくられた電力のか
なりの部分は東京に来ております。電源立地、こ
れはどこにでもできるものではありませんから、
やはり水力発電所をつくるのはその資源のあると
ころでなければなりませんし、原子力発電所をつ
くるにも、それは地盤とかいろいろ条件がありま
すから、ある程度これは電源立地の適地に効率的
に発電所をつくつていくことありますけれども、
しかし先生御指摘のとおり、やはり東京に
何もかも集まつてしまつて今までの日本の
來た道、これは厳しく我々反省しなければなら
ないというところで今日の一極集中から多極分散型
國土形成という國の政策の方向が出て
いるので、したがつて、先ほど申し上げた電源立地

交付金などもそれぞれの地域の地場産業の振興と
あるいは企業の立地とか、そういう東京の人口
が発電地域に移つて行くような前向きのことにつ
いても使われるよう、ある程度今行つておりますが、
もつと積極的にこれを行つようこれから指示し
てまいり、発電地域の人たちが喜んでいけるよ
うに、人口が四十七都道府県に平均に暮らしてい
くといふことは、まさに今日の問題である土地の
問題あるいは庶民が花と緑と太陽に包まれた庭つ
き一戸建て住宅を持つてることにもつながる
わけでありますから、先生の御意見のように、こ
れから東京とか大阪とかそういう大都会に集中
した人々が地方にどんどん分散していくような
政策遂行に努めてまいりたいと思います。

○森本委員 大臣がおっしゃつたように、どこに
でも建てるといふものではありませんから、
これは電源の立地条件というの大変必要かと思
いますし、同時に、そういう地域へ集中して住
民の皆さんにいろいろと御迷惑をかけていること
も事実でござりますから、その点についてはき
ちつとやつていかなければならぬかと思うので
あります。

それと同時に、それでは三大都市圏への当面の
電力安定のための電源立地ということであれば、
国策として電源開発株式会社というのがつくられ
ておるわけでござります。商工委員会としても、
昭和六十一年の消費生活用製品安全法等の改正案
の採決の際に、「電源開発株式会社の国策会社と
しての機能を一層發揮させるため、同社の活性化
策を実効あるものとするとともに、電気事業の健
全な发展を期する見地から、同社に広域電源等の
開発を積極的に行わせるよう指導すること。」こ
ういった附帯決議をつけております。既に実績も
積み重ねてきておりますので、こういった国策と
しての電源開発株式会社を大いにもつと積極的に
推し進めていくことが必要ではないかと思います
が、いかがでござりますか。

○川田政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおりでござります。
最

近の電気の需給の状況は大変厳しくなつております
して、先ほど来お話を出しているような九電力、沖
縄を入れますと十電力ですが、電気事業者間の協
力関係を強めてまいりますと同時に、御指摘のよ
うに国策会社でございます電源開発株式会社の活
躍を期待をいたしたいと思っております。

電源開発株式会社は、電源開発基本計画におい
て定められた地点の電源開発を速やかに行つて、
電気の供給を増加するために、従来から石炭火力、
水力などさまざまな電源開発及び送電線の整備を
行つておるところでございます。数字で申し
上げますと、一端でございますが、発電所につい
ては六十二カ所、一千二百二十九万キロワットの
発電設備を有しております。全国の電気事業者
に卸供給を行つておるところでございます。

電力需給の地域間のアンバランスとか電力需給
変動等への対処のため、広域運営の一層の促進を
図つていく必要が出てまいっておりますが、こう
いう中で、広域電源の開発ですか広域的な送電
線の整備など広域運営に資する設備の整備につき
まして、今後とも同社が有します経験、技術力をな
どを生かしまして、引き続き重要な役割を果たし
ていくことを期待をいたしていけるところでござ
ります。

○森本委員 次に、時間帯別電灯料金制度の家庭
への選択制導入問題について質問をさせていただ
きます。

去年の十一月から、時間帯別電灯料金制度が実
施されました。この加入状況、まだスタートし
て間もないということもありますが、伺うところ
によりますと、一万八千件程度で余りその加入状
況が芳しくない。これはいろいろ原因があるかと
思いますが、本当はそれも聞きたかったのですが、
私は疑問を持っています。つい一二、三年前には、オール電化ハウスといつて電力会社
が大々的に電気を使うことを宣伝しておりま
した。そうしておいて、供給が不安定になつたから
といって今度通産省主導、これは通産省主導では
ないかと思うのですけれども、このような電気制
度を導入することには問題があるのでないかと
思います。

いずれにしても、本制度の早期導入には非常に
考えております。

ピーク対策を講じていくには、もつともとい
ういふことはございませんので、そういう状況
下である。その上に、今月の五日にまとめられた
「料金制度研究会中間とりまとめ」では、家庭用需
要について、時間帯別料金制度の選択制での試行
拡大が盛り込まれた、電気料金の新しいメニュー
が行われるという案が中間取りまとめされたとい
うふうに聞いておるわけでございますが、これに
ついては、早期導入することについては問題点が
多々あるのではないかどうか。新聞では来年導入
されるかというふうなことが書かれております
が、電気のピークを抑えるのに、この家庭の夜間
使用をいたしたいと思つております。

電力会社にとっては、この制度を導入し
まして、そのほかのいろいろな夜間用の機器もま
だ十分開発されていない中で、これは早期導入し
たところが果たしてどれほどの効果が起きてくる
のだろうかというふうに今思ひざるを得ない。同
時にまた、電力会社にとって、この制度を導入
するについてはコスト増になつてくるのではないか
だらうか。なぜならば、この選択をするときには
いろいろな人が相談に来られる、その相談の窓口も
設けなければならない、あるいはそういう制度を
導入するとメーターをかえていかなければならな
い。このメーターの一つ一つをかえていくにもた
だでかわるわけではございませんし、従来のメー
ターを簡単にできるものではない。そういうこ
と等々がコスト増になる。そうして電力会社は減
収になる。やがてそれは料金改定にまたつながつ
てくるのではないだらうかという危惧を持ってお
ります。

いずれにしても、本制度の早期導入には非常に
考えております。

ピーク対策を講じていくには、もつともとい
ういふことはございませんので、そういう状況
下である。その上に、今月の五日にまとめられた
「料金制度研究会中間とりまとめ」では、家庭用需
要について、時間帯別料金制度の選択制での試行
拡大が盛り込まれた、電気料金の新しいメニュー
が行われるという案が中間取りまとめされたとい
うふうに聞いておるわけでございますが、これに
ついては、早期導入することについては問題点が
多々あるのではないかどうか。新聞では来年導入
されるかというふうなことが書かれております
が、いかがでござりますか。

○川田政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおりでござります。
最

うふうに聞いておるわけでございますが、これに
ついては、早期導入することについては問題点が
多々あるのではないかどうか。新聞では来年導入
されるかというふうなことが書かれております
が、いかがでござりますか。

ピーク対策を講じていくには、もつともとい
ういふことはございませんので、そういう状況
下である。その上に、今月の五日にまとめられた
「料金制度研究会中間とりまとめ」では、家庭用需
要について、時間帯別料金制度の選択制での試行
拡大が盛り込まれた、電気料金の新しいメニュー
が行われるという案が中間取りまとめされたとい
うふうに聞いておるわけでございますが、これに
ついては、早期導入することについては問題点が
多々あるのではないかどうか。新聞では来年導入
されるかというふうなことが書かれております
が、いかがでござりますか。

ですが、どうですか。

○川田政府委員 電力の需給状況につきましては、先ほど申しましたように、大変中長期的に厳しい予想が出てまいります。こういう中で、安定供給を確保してまいりますためには、大臣も先ほど申しておりましたが、電気というのはやはり家庭生活、産業活動になくてはならないものでございますので、安定供給の確保というのは大変大事なところでございます。

その重要な一つとして、これからは需要に合わせて供給を行っていくという考え方だけではなくて、需要の面についても合理的な範囲内でその対応を考えいくべきではないかというの、昨今いろいろなところで御指摘をいただいているところでございます。この電気の需要の伸びの中で今後大きく伸びが予想されますのは、家庭用とか業務用の電力の需要の伸びが大きく見込まれております。今まで需要を何とかしようではないかといふ面では、産業用の需要につきましては、需給調整契約その他いろいろのメニューがございまして、アプローチ、対応がなされてきておるところでございます。

そこで、昨年から家庭用についても、試行的ではございますけれども、家庭用とか業務用というところではなかなか難しいという側面でございます。対応策が進んでいかつたというのが実情でございます。

そこで、昨年から家庭用についても、試行的ではございますけれども、時間帯別料金制度というものを導入して、皆さんに需要の抑制ということについて一緒に考え、御協力願えないか、こういったことでございましたけれども、時間帯別料金制度といふ面では、夏がピークでございまして、ガスは夏は需要が少ないシーズンになっております。したがって、ガスによる冷房の普及を促進してまいりております。これが一番ピーク時を抑えることの検討をいろいろやつておるところでございます。

それから先生、その他御指摘いただきましたように、工場の夏休み、これをできるだけ長期化あるいは分散化していくというの、電気のキロワットの面では大変役に立つというかすぐ力になる面が大きいと思っております。この面につきましては、電気事業審議会の先ほどお触れになりました需給部会の中に設けております基本問題検討小委員会の中で、十一月八日でございましたか提言を取りまとめていたので、広く産業界に夏休みの長期化、分散化について呼びかけをさせていただいているところでございます。できるだけいろいろな方面からの施策を講じてまいりますことによって、電気の安定供給の確保を図つてしまつたと思つております。

○森本委員 あと、以前も申し上げましたけれども、特に夏の高校野球のときはピークになつてくらぬ、電力で足りない分をガスでもつともと補かななかつてはいけない。そこで、最大のピークを抑えていくには、やはり私はガス冷房をもつともっと家庭用にも普及すべきようにしなければなりません。現在までの加入状況は、先ほど先生御指摘のようによつて、この時間帯別料金制度の需要家は増大をしまつてこの時間帯別料金制度についてもございません。まだ関連の機器が十分開発されていないということもございます。この機器の開発は今各方面で進んでおりますので、機器の開発と相まってこの時間帯別料金制度の需要家は増大をしていくのではないかというふうに思つておりますが、昨今の電力の需給情勢から見ていろいろな対応、料金制度面からの対応もいま一度検討すべきではないかということがでございません。

いつたことに対するいろいろと優遇策を講じていませんけれども、先ほどお述べましたように、これは本当に必要なものではないかと考えているところでございます。これが一番ピーク時を抑えることの検討をいろいろやつておるところでございます。

その一つとして、家庭用の時間帯別料金制度について、今試行的にやつておるんだけれどももう少し広げられないだらうかという声が出てまいりますので、それを前向きに検討していくところの検討をいろいろやつておるところでございます。

ですが、どうですか。

○川田政府委員 御指摘のとおりでござります。そこで内部に研究会を設けまして料金制度面からの検討をいろいろやつておるところでございます。

その一つとして、家庭用の時間帯別料金制度について、今試行的にやつておるんだけれどももう少し広げられないだらうかという声が出てまいりますので、それを前向きに検討していくところの検討をいろいろやつておるところでございます。

○森本委員 いざんしても、これから我が国のエネルギー対策、これは本当に二十一世紀が近づいて、今後さらにその拡充に努めてまいりたいと思います現下のエネルギー情勢を踏まえまして、今後さらにその拡充に努めてまいりたいといふ点でござりますけれども、先ほどお述べております現下のエネルギー情勢を踏まえまして、今後さらにその拡充に努めてまいりたいといふように思つております。

そこで、昭和五十六年から五十八年にエネルギー対策投資促進税制というものが行われまして、五十九年からは今度はエネルギー利用効率化等投資促進税制云々という税制が二年ごとに実行されてまいりました。平成二年から平成三年まではエネルギー環境変化対応投資促進税制、エネ環税制というのを行わされました。これは平成三年、もう本年で切れるわけであります。しかしこれが、

このエネ環税制が期限が切れたからといって、これまでこのまま終わってしまうとこれはもう大変なことになつてしまつし、今まで進み始めたエネルギー対策というのがここでまたストップしてしまつます。これを、平成四年度以降にもこれにかかる税制措置を講じていかなければならぬ、あるいはまた財投を使っていかなければならぬ。これは今伺うところによると大蔵省が大変渋つてゐます。これが一番ピーク時を抑えることの検討をいろいろやつておるところでございまして、このままではなかなか問題だと思つておられます。こういったいろいろな施策を講じて、コジエネやガス冷房あるいは蓄熱槽などの需要標準化設備や燃料電池を促進していかなければならぬとありますし、我々もこれは全力を挙げて、超党派で応援しなければならない問題だと思つております。こういったいろいろな施策を講じて、コジエネやガス冷房あるいは蓄熱槽などの需要標準化設備や燃料電池を促進していかなければならぬとあります。

先日、我が党の商工部会でコジエネそれから燃費の低減を可能にした、あるいはクリーンの燃料電池あるいは地域冷暖房等々を視察いたしました。我々も見学し、現地の人の声も聞いてまいりました。排熱の回収利用が非常に高いのでエネルギー費用の低減を可能にした、あるいはクリーンの燃料電池であるが、公害防止に資することができるとか、あるいはエネルギー対策は真剣に取り組まなければならぬ課題でもありますし、同時に省エネを大いに進めいかなければならないと思うところであります。

そこで、昭和五十六年から五十八年にエネルギー対策投資促進税制というものが行われまして、までの制度の中で、取得価額の7%の税額控除をやるか、あるいはまた三〇%の特別償却のいずれかの選択を適用する。そこは7%の税額控除を適用したけれども、こういう制度があつたがゆえに自分たちはさうに踏み切ることができたのだといふことです。非常に省エネの効果が大きいといふことを我々は実感してきたわけでござります。

今度非常に厳しい状況下にあると言われておりますが、大蔵省の厳しい状況に対しても通産省はどうに考へておられるか、お答え願いたい。

○黒田政府委員 ただいま先生御指摘のとおりでございまして、エネルギーの情勢、表面は落ちついているわけですが、それとも、中長期的に考えますと、需要供給両面から思い切ってエネルギーの需給構造を改革すること、そのための対策を講ずることが不可欠でございます。

御指摘のよう、エネルギー関係の税制については本年度末でエネルギー環境変化対応投資促進税制が期限切れになるわけでございまして、私ども新たな需要構造改革設備あるいは供給構造改革設備等を対象として加えながら、平成四年度からということでエネルギー需給構造改革投資促進税制という名称のもとに御趣旨のよな税制を要望いたしているところでございます。

また対象といなしましては、今先生が御指摘ございましたようなコジェネであるとか蓄熱槽であるとかガス冷房であるとか、あるいは燃料電池等エネルギーの効率的な利用、あるいは先ほど来御議論のござりますような需給の平準化のための設備、あるいは新しいエネルギーを利用する設備、そういうものを対象に考えながら現在財政当局と折衝をいたしているところでございます。重要性、先生御指摘のとおりでございまして、私どもとしても全力を挙げてその実現に努力してまいりたいと考えております。

○森本委員 燃料電池も同様でございます。燃料電池を見学しました。なぜこんなにこういう状況で電気が起こるのかなと我々も非常に不思議に思つたところでございますが、これはNO_xやCO₂が非常に少なくて地球環境面からもすぐれていますし、いろいろ説明を聞きながら、これは究極のコジエネだなというように感じた次第でございます。これが将来それぞれの自動車につくられると環境面を相当守ることもできるであろう。これを高能率、無公害という点からもさらに推していくかなければならないと思うところでござい

ます。

時間がございませんので、どうぞ小型燃料電池

開発とか、あるいはいろいろなそういう燃料電池の開発に向けても、通産省一步も譲ることなく、從来に増して大臣も頑張つていただいて、この点は日本の将来のエネルギーのためにお願いしたいと思います。我々もまた全力を挙げてこの問題についてはそれぞれ働きかけてまいりたいと思うところでございます。

次に、公取委員長にお見えいただきたいと思ひます。公取委員長に数点質問をさせていただきたいと思ひます。

けさからも小岩井先生からいろいろと証券会社の損失補てん問題について質問がございました。公取が勧告を出されたということでござりますが、前国会のこの委員会で、私は公取委員長の見解並びに対処についてお伺いをいたしました。その際、梅澤委員長は、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するということを十分考慮されらる。大蔵省の検査の状況を手がかりとして、公正取引委員会としても事態の明確を急ぐ。独占禁止法違反行為であると認定した場合に、排除措置をとる点で手抜かりがないように行いたい、そのように答弁されたわけでございます。けさから勧告を行われたということを小岩井先生に答弁されておられたましたが、前国会で質問した立場として、もう一度公取委員長の方から今回のとつた措置について、どうしたのかということを改めてお伺いしたいと思います。

○梅澤政府委員 証券会社によるいわゆる損失補てん問題につきましては、かねていわゆる大手四社に審査活動を続けてまいったところでございましたが、本日、野村証券株式会社、大和証券株式会社、日興証券株式会社及び山一証券株式会社の四社に対し、独占禁止法第十九条に違反するものとして勧告をいたしました。勧告の内容、骨子については後ほど事務局から御説明申し上げます。

同時に、証券業協会を通じて公表されました。

いわゆる大手十七社の損失補てん行為につきましても、本日、証券業協会に対し、この四社に対する勧告の要旨を周知徹底すると同時に、十七社のみならず傘下会員である全証券会社に対してこの趣旨を徹底するよう必要と要請をいたしたわけでございます。

本日の措置をもちまして、いわゆる今回の損失補てん問題に関する独占禁止法上の対応、公正取引委員会の措置を終結いたします。

なお、この機会に、先般の国会で証券取引法が改正になりまして、この種の損失補てん行為については厳正な禁止規定ができたわけでございます。そこで、今後、証券会社の損失補てん問題については、改正証券取引法のもとに厳正かつ効率的な規制が行われるように、公正取引委員会として強く期待するものでございます。

○糸田政府委員 ただいま公取委員長からお話をございました、本日大手四社に対して行いました勧告の中身につきまして御説明申し上げます。

私どもの審査によりますと、この大手四社は昭和六十二年十月から平成三年三月末までの間ににおいて損失補てんを行つてきたところでございますけれども、これは顧客との取引関係の維持あるいは拡大のために行われたもの、そのように認められました。こういった行為は独占禁止法の不公平な取引方法として不当な利益による顧客誘引に該当するわけでございまして、そういったことで、独占禁止法第十九条の規定に違反するということで勧告をしたわけでございます。

勧告によって求めております措置、いわゆる排除措置ということをございますけれども、二つございまして、一つは、こういった損失補てんが独占禁止法に違反するものであるということを四社が社内において役員それから従業員さらには四社のそれぞれの取引先に対し十分周知徹底するようについてござります。それからもう一点は、こういった独占禁止法に違反する行為を今後再び行わないようという不作為を求めるということ。この二点について勧告をしたところでござい

ます。

○森本委員 今回の勧告でもまだ甘いのじゃないかといういろいろな声もありますが、いずれにいたしましても、前国会のこの委員会で私も述べさせていただきましたけれども、金融機関に対する

今回のような措置をとられたのは三十年ぶりのことです。

今回金銭分野に対しても公正取引委員会の監視体制を強化していくことが必要だと

思いますが、公取委員長の決意を伺いたいと思いま

す。

○梅澤政府委員 かねがね申し上げておりますとおり、金融・証券会社はもとより、寡占産業あるいは政府規制産業といったのは、特に企業の協調的活動等を通じまして独占禁止法に違反する行為につながりかねない素地を持つておるわけでございま

す。今後ともこの種の業界に対する監視を強めますとともに、独占禁止法違反事件を把握いたしま

した場合には厳正に対処してまいります。

○森本委員 次に、告発問題でございますが、十一月六日に公正取引委員会は、生鮮食料品の包装などに使用される業務用ラップ材料メーカー八社と担当部長など八人を刑事告発されました。これ

は石油カルテル以来十七年ぶりで、私も大変評価するところでございます。

○森本委員 同時にけさの新聞で、十一月六日は担当部長などでございますが、大手役員も告発する、価格協定に深く関与をしていたということで報道されています。私は大手役員であろうと何であろうと

は石油カルテル以来十七年ぶりで、私も大変評価するところでございます。

実際はいかがなものですか。いずれにしても厳しく取り締まつていかなければならないと思いますが、現在のこの大手役員に対する告発状況について答弁願います。

○地頭所政府委員 塩化ビニール製の業務用ラッ

プ材につきましては、先生御指摘のとおり十一月六日に告発を行つて、翌七日に検察当局が捜査を

開始して、きょうまで二週間ぐらいの日時を経過しておるわけでございますが、これまでの捜査の

状況がいかがであるかということについては私ど

もまだまびらかにしておらないところでございます。新聞に伝えられておりますような役員等について追加告発をするというようなことについて申し上げる段階に至っておらないというのが現状でございます。もちろん、今後同種の独占禁止法違反事件がござりますれば、私どもいたしましては、告発を含め厳正に対処する方針をとつておるところでございます。

○森本委員 時間が参りましたので、最後に一言申し上げて終わりたいと思います。

ラップ業界、こういったことで今回告発になつて、これは私も評価するところでございます。しかし一方、こういう声が聞こえます。ラップ業界というのは年間売り上げが三百から四百億の小さい業界である。しかも過当競争の上、輸送費、人件費、湾岸戦争等々による石油の値上がりなどのコストが上昇して赤字経営だった。いろいろとこのラップ業界に似たようなことが多々あるのになぜラップ業界だったのか。これは一罰百戒的なコストが上昇して赤字経営だった。いろいろとほかにもっともっと大きなものがあるのではない。昨年末に勧告したセメント業界だつてあるのではないか。そついた感情を国民が持つております。こういった問題につきまして、先ほど申し上げました役員の問題も含めまして、今後国民の生活を守る上からも公取として厳しい姿勢で取り組んでいただきたい。委員長の決意を伺います。

○梅澤政府委員 今回の告発につきましては、昨年六月告発方針を公表いたしましてそれ以後起きた事件でございまして、告発するのに至る我々の判断過程についてここで具体的なことを申し述べることは省略させていただきますけれども、結論的に言つて、私どもが公表いたしました告発方針に照らし、今回の事件は告発に値する、要件に欠けるところはないというふうに考えております。

今後におきましても、公正取引委員会の告発が恣意的なものにわらないうように法務省との間で既に、告発の運用基準についても公表はいたしておるところです。

おりませんけれども、きちんとした基準をつくりまして、新聞に伝えられておりますような役員等について追加告発をするというようなことについて申し上げる段階に至つておらないというのが現状でございます。もちろん、今後同種の独占禁止法違反事件がござりますれば、私どもいたしましては、告発を含め厳正に対処する方針をとつておるところでございます。

○森本委員 ありがとうございました。質問を終ります。

○武藤委員長 水田稔君。

○水田委員 まず、渡部通産大臣また野田經濟企画庁長官、就任おめでとうございます。お二方ともにいわば日本の商行政なり日本の経済の問題については専門の方でございますし、国内の状況また日米の関係や国際的な経済の状況は大変動期を迎えているだけにぜひ頑張っていただきたい、冒頭お願いを申し上げておきたいと思います。

まず一つは、日本の国内の経済の状況について通産大臣と経済企画庁長官に同じ質問でお答えをいただきたい、こういううぐいに思います。

いざなぎ景気を上回るかどうかといわれた景気が実際にはもうことしの三月ぐらいには終わつたのではないかといつうことで、数字を見まし

ても、例えは住宅建設は昨年の十一月ぐらいから少し陰り始めている。特にことしの四月からは

ずっと今日までマイナスということになつておる。最高百六十万戸ぐらいの年間の建築が百二十万ぐらいに落ちるのではないか。また、特に高級乗用車の売り上げも落ちている。そうするとそれ

らに素材を供給する産業というのは生産を落とさざるを得ぬ、そういうぐあいに全体的な影響が出

ておりますし、個人消費の点でも、もちろん住宅、自動車も個人消費になるわけですが、百貨店の売

り上げ等もふえておるところと減つておるところがある、実際には微減ということ、個人消費が

冷えてきたということを示しておるわけですね。それらが影響して民間の設備投資が、一九八八年から一九九〇年ですか、それまで二けたで伸びておったのが今日では一けたに転落している。数字

の上で見ればまさに大変厳しい状況になつてきて

おる。二回にわたって公定歩合の引き下げを行つたけれども、これまでの景気を支えた中にパブルによって支えられたもの、例えば住宅建設の中には投機的なマンションの建築等があつたわけです。また、パブルで稼いだ者が高級乗用車を買つてきただというようなものがある。対外貿易の収支で見ても、高級自動車の外国からの輸入ががたつと落ちる、そして貿易収支が黒字の幅が大きくなつてくる、こういう状況で、すべてがそういう数字であらわれてきておるわけです。

そういう点から見て、一体これから日本の産業、日本の経済の運営といつうのは、まあパブルがはじけて、私はあの当時思つたのは、いわゆる虚業が栄えて実業が本当に軽んぜられるといつう社会がいつまで続くのだ、そんな社会はまともな社会じやないと思つてきたわけです。ですから、実業が大事にされるといつうことはいいことではあるけれども、逆に言えば、今厳しさがある。そういう中で、特に通産行政の中で通産省が、「ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現」、いいことをうたつておるわけですね。もう一つは、「消費者を重視した行政の推進」と、こうある。ですから從来とは違つた、バブルの当時のとにかく何でも生産すればいい、どんどん売れるといつうような形とは違つた形で、国民生活なり将来に向かつて我が国はどう生きいくか、そういうことを展望しながらこれから通産行政でなければならぬし、経済運営の基本といつうのは経済企画庁もそういうところへ視点を置いたものでなければならぬと思うのです。基本的なところですからこれは両大臣から、ひとつ心構えの点、これから取り組みの基本のことについてまずお伺いをしたいと思います。

○渡部國務大臣 かつてこの商工委員会で同僚委員として議論した水田委員から励ましのお言葉を

ちょうどいいいたして、大変ありがとうございまし

た。景気の問題これは経企庁長官から詳説説明

があると思いますけれども、日本の産業経済政策

を預かる通産大臣として大変心配しております。

現実に六十一年以後奇跡のように続いてきたイン

フレナキ持続的成長といつうものが、先生御指摘のようにな減速状態にあります。これは大企業、中小企業を問わず、きのう私は自動車工業会の方とお

目にかかりましたが、鉄にかわって今日日本の産

業の牽引車の役割を果たしておる自動車工業で

も、売り上げも減る、利益も減る、こういう状態で

ありますし、中小企業も、売り上げも伸び悩みの

状態にあり利益も減つておるといつうことで、私は、

切つて大幅な公定歩合の引き下げ、また金融の緩

和等を求めてまいりました。これからも、これは

もう景気が悪くなつてからでは間に合いませんか

ら、黄信号のうちに、これは赤信号にならないう

ちに、事故の起こらないうちに、経済は安全運転

でいかなければなりませんから、景気の問題には

大きな関心を払つてまいりたいと思います。

二番目の、ゆとりある、消費者を重視したこれ

からの生活といつうものを通産省が訴えてまいりました。これは、時代の変化で消費者のニーズが変

わつてまいりました。「二十年前は、ピアノを買つ

た、それから自動車を持てた、何か豊かになつた

ような感じがしたわけでありますけれども、今まで

は自動車を持つても駐車場がない、ピアノを買つ

ても、二LDKのマンションに大きなピアノが

入つてしまつとピアノに全部住んでおるところを

占拠されてしまつて、貧しさだけが目立つとい

うように、日本が豊かになつたことは現実でありま

すが、その豊かさがむしろ生活実感の中では貧し

さを感じさせるような状態になつておるので、こ

れからは広い意味で、やはり豊かな生活といつも

の、生活環境を豊かにしていく。これは、公の面

でも、公園とか下水道とか、そういうものに力を

入れていただかなければならぬし、また個人の

面でも、やはりサラリーマンが一生汗を流して働

いても庭つきの家を持ってないといつうようでは、こ

れは世界に向かつて日本は豊かになつたと言え

ませんし、毎日毎日が交通渋滞のいらっしゃる中で、

あるいは長い通勤時間でへとへとなつて会社に

行くといつうようなことではなりませんし、これは

毎日毎日の生活の中で豊かさをお互いが感じることのない未来を目指して、これから通産省の行政もやつていかなければならぬということを今申し上げておるところでございます。

○野田国務大臣 長年私も、通産大臣同様、この商工委員会で水田先生初め先生方の御指導をいただきながらまいった者として、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今、通産大臣から、基本的に景気の問題あるいは生活の豊かさの問題についてお話をございました。現在の経済の情勢でありますけれども、先生御指摘のとおり、住宅であつたり、あるいは自動車、あるいは消費の中身、あるいは設備投資の動向、それぞれ御指摘のとおり指標の上で一時ほど元気な姿でなくなつておる、こういうものもたくさん実はございます。

しかし、マクロ、鳥瞰図で見ますと、基本的には私どもは、今までのいわゆるバブルを含んだ経済という表現がありますけれども、結論から申し上げると、やや高目の成長の時代から、むしろより物価の安定を基礎とし、内需を中心とする持続的な拡大といいますか経済成長への経路に今すつと移行しつつある段階にあるということではなかろうかなと実は考えております。

例えれば住宅にしても、今の地価の水準は確かに

昨年のピークから徐々に徐々に低下してきております。しかし、まだ今の水準が、これが底だということではない印象がある。まだ水準が高いから下がっていくのではないかといふ、実はそういう期待感が、もうちょっと待てよ、もうちょっと待つたらもつと下がるものもしれぬというある種の効果を生んでおるということも一方では指摘がなされるわけであります。

そういう意味で、先生先ほど御指摘がありました実業、虚業という言葉をお使いになりましたが、その言葉を利用させていたくならば、まさにそういう実業の世界が中心になつてこれから持続可能な安定的な成長に今移行しつつある過程にある。ただ、今までのハイスピードから見るとか

なり減速感があるということはそのとおりだと思いますし、業種あるいは中小企業を中心にそれぞれミニクロでずっと見ていくと、かなり厳しい物の見方をしておられるということもよくわかつておますが、トータルとして見れば、私は今そういう段階にあるのではないか。

今後、じやどうなるのかということでありますけれども、これは雇用者数は着実に伸びてきておりますし、それを背景として個人消費もやはり堅調な姿で推移する。あるいは公共投資がこれからも持続的な下支え効果をもたらしていくわけがありますし、設備投資も、特に合理化あるいは省力化あるいは新商品の研究開発投資への意欲そのものは非常にまだまだ旺盛なものが潜在的にはあります。こんなことを考えますと、今申し上げましたように、これから内需中心型の持続可能な成長への今ラインにあるというふうに判断をいたしております。

生活の問題については、通産省の方でも九〇年代のビジョンなどでお出しになっておりますが、実は我が府も、御案内のとおり国民生活白書を出しをして、そういう中で、確かに今日まで、我々個人の側面においても収入の増大に重きを置くような発想があつたわけです。しかし、むしろ収入の増大よりも自分たち一人一人の生活を大事にしていかなければならぬわけですから、そういう意味で、いわゆる四百三十九兆の公共投資の基本計画を着実に達成をしていく必要がある、このように私は考えております。御指摘のとおり、世界経済も非常に大きく変わってきておりまし、日本の経済が単に日本の国内向けだけではなく、世界経済の中に調和といいますか、そういう中での責任が非常に大きくなってきたということもしっかりと踏まえて経済運営をしっかりと頑張っていきたい、こう考えております。

○水田委員 総論として御答弁いただいたわけですが、二つほど各論でちょっとお伺いしたい。一つは、年末を控えての問題で御質問したいと思うのですが、私は、証券のスキヤンタルの事件、特別委員会でやつてみまして、これだけの経済力をもつた日本の企業、国内だけではなくて国際的な企業のあり方と、いうものが間われた事件ではないかと思うわけですね。法律に触れなければ何を

して稼いでもいい、あるいはすき間を縫つて稼げ

なつてくる、そういう時代になつてきた。さまざまな企業活動にしても、企業の収益中心型の企業経営ではなくて、むしろ社会への貢献ということを逆に出していくことが企業イメージのアップにつながっていくとか、さまざまなもののが出てきた。さらに、環境の問題だと、いろいろなかつては成長の制約要因と考えられ、二律背反的なアプローチの仕方があつたんですけれども、それは雇用者数は着実に伸びてきておりますが、トータルとして見れば、私は今そういう段階にあるのではないか。それがあると事後もやらぬわけですね。日本は、法律を読んで、事前にやるといけぬから、実際には事前にやつておるのであります。まさにそれはそういう企業のモラルの問題。これから国際社会で日本が貢献したり、損失がないのに保証をもらつたのは五十九社あつた、こういう報告があります。それも、証券を残さずに事後でも保証をもらつたわけですね。まさにそれはそういう企業のモラルの問題。これから国際社会で日本が貢献したこと、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、それが、例えばそれは難民救済であつてもいいし、あるいは災害救済であつてもいい、そういうぐあいにすれば、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、例えればそれは証券特別委員会で、そういう金は、尾大臣に私は証券特別委員会から、出された側の四社に、これは独占禁止法十九条違反ということで勧告が行われておる。これは前の中下水道とか公園とか、そういう生活環境に関連する社会資本ということについては、これには公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、下水道だと公園だと、そういう生活環境に大きなことになつてきました。そういう中で、個々人の分野は別として、少なくとも住宅であつたり、あるいは通勤時間の問題であつたり、あるいは下水道だと公園だと、そういう生活環境は公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、いわゆる四百三十九兆の公共投資の基本計画を着実に達成をしていく必要がある、このように私は考えております。御指摘のとおり、世界経済も非常に大きく変わってきておりまし、日本の経済が大きく変わってきておりまし、日本経済が非常に大きくなってきたといふこともしっかりと踏まえて経済運営をしっかりと頑張っていきたい、こう考えております。

○水田委員 総論として御答弁いただいたわけですが、二つほど各論でちょっとお伺いしたい。一つは、年末を控えての問題で御質問したいと思うのですが、私は、証券のスキヤンタルの事件、特別委員会でやつてみまして、これだけの経済力をもつた日本の企業、国内だけではなくて国際的な企業のあり方と、いうものが間われた事件ではないかと思うわけですね。法律に触れなければ何を

ばいい。例えばヨーロッパでも事前の利回り保証は違法、こう言う。それがあると事後もやらぬわけですね。日本は、法律を読んで、事前にやるといけぬから、実際には事前にやつておるのであります。だから、損失がないのに保証をもらつたのは五十九社あつた、こういう報告があつたわけですね。まさにそれはそういう企業のモラルの問題。これから国際社会で日本が貢献したこと、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、それが、例えればそれは難民救済であつてもいいし、あるいは災害救済であつてもいい、そういうぐあいにすれば、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、例えればそれは証券特別委員会で、そういう金は、尾大臣に私は証券特別委員会から、出された側の四社に、これは独占禁止法十九条違反ということで勧告が行われておる。これは前の中下水道だと公園だと、そういう生活環境に関連する社会資本ということについては、これには公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、下水道だと公園だと、そういう生活環境は公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、いわゆる四百三十九兆の公共投資の基本計画を着実に達成をしていく必要がある、このように私は考えております。御指摘のとおり、世界経済も非常に大きく変わってきておりまし、日本経済が非常に大きくなってきたといふこともしっかりと踏まえて経済運営をしっかりと頑張っていきたい、こう考えております。

○水田委員 総論として御答弁いただいたわけですが、二つほど各論でちょっとお伺いしたい。一つは、年末を控えての問題で御質問したいと思うのですが、私は、証券のスキヤンタルの事件、特別委員会でやつてみまして、これだけの経済力をもつた日本の企業、国内だけではなくて国際的な企業のあり方と、いうものが間われた事件ではないかと思うわけですね。法律に触れなければ何を

ばいい。例えばヨーロッパでも事前の利回り保証は違法、こう言う。それがあると事後もやらぬわけですね。日本は、法律を読んで、事前にやるといけぬから、実際には事前にやつておるのであります。だから、損失がないのに保証をもらつたのは五十九社あつた、こういう報告があつたわけですね。まさにそれはそういう企業のモラルの問題。これから国際社会で日本が貢献したこと、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、それが、例えればそれは難民救済であつてもいいし、あるいは災害救済であつてもいい、そういうぐあいにすれば、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、例えればそれは証券特別委員会で、そういう金は、尾大臣に私は証券特別委員会から、出された側の四社に、これは独占禁止法十九条違反ということで勧告が行われておる。これは前の中下水道だと公園だと、そういう生活環境に関連する社会資本ということについては、これには公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、下水道だと公園だと、そういう生活環境は公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、いわゆる四百三十九兆の公共投資の基本計画を着実に達成をしていく必要がある、このように私は考えております。御指摘のとおり、世界経済も非常に大きく変わってきておりまし、日本経済が非常に大きくなってきたといふこともしっかりと踏まえて経済運営をしっかりと頑張っていきたい、こう考えております。

○水田委員 総論として御答弁いただいたわけですが、二つほど各論でちょっとお伺いしたい。一つは、年末を控えての問題で御質問したいと思うのですが、私は、証券のスキヤンタルの事件、特別委員会でやつてみまして、これだけの経済力をもつた日本の企業、国内だけではなくて国際的な企業のあり方と、いうものが間われた事件ではないかと思うわけですね。法律に触れなければ何を

ばいい。例えばヨーロッパでも事前の利回り保証は違法、こう言う。それがあると事後もやらぬわけですね。日本は、法律を読んで、事前にやるといけぬから、実際には事前にやつておるのであります。だから、損失がないのに保証をもらつたのは五十九社あつた、こういう報告があつたわけですね。まさにそれはそういう企業のモラルの問題。これから国際社会で日本が貢献したこと、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、それが、例えればそれは難民救済であつてもいいし、あるいは災害救済であつてもいい、そういうぐあいにすれば、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、例えればそれは証券特別委員会で、そういう金は、尾大臣に私は証券特別委員会から、出された側の四社に、これは独占禁止法十九条違反ということで勧告が行われておる。これは前の中下水道だと公園だと、そういう生活環境に関連する社会資本ということについては、これには公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、下水道だと公園だと、そういう生活環境は公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、いわゆる四百三十九兆の公共投資の基本計画を着実に達成をしていく必要がある、このように私は考えております。御指摘のとおり、世界経済も非常に大きく変わってきておりまし、日本経済が非常に大きくなってきたといふこともしっかりと踏まえて経済運営をしっかりと頑張っていきたい、こう考えております。

○水田委員 総論として御答弁いただいたわけですが、二つほど各論でちょっとお伺いしたい。一つは、年末を控えての問題で御質問したいと思うのですが、私は、証券のスキヤンタルの事件、特別委員会でやつてみまして、これだけの経済力をもつた日本の企業、国内だけではなくて国際的な企業のあり方と、いうものが間われた事件ではないかと思うわけですね。法律に触れなければ何を

ばいい。例えばヨーロッパでも事前の利回り保証は違法、こう言う。それがあると事後もやらぬわけですね。日本は、法律を読んで、事前にやるといけぬから、実際には事前にやつておのであります。だから、損失がないのに保証をもらつたのは五十九社あつた、こういう報告があつたわけですね。まさにそれはそういう企業のモラルの問題。これから国際社会で日本が貢献したこと、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、それが、例えればそれは難民救済であつてもいいし、あるいは災害救済であつてもいい、そういうぐあいにすれば、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、例えればそれは証券特別委員会で、そういう金は、尾大臣に私は証券特別委員会から、出された側の四社に、これは独占禁止法十九条違反ということで勧告が行われておる。これは前の中下水道だと公園だと、そういう生活環境に関連する社会資本ということについては、これには公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、下水道だと公園だと、そういう生活環境は公的セクターが大いにその役割を果たしていくかなければならぬわけですから、そういう意味で、いわゆる四百三十九兆の公共投資の基本計画を着実に達成をしていく必要がある、このように私は考えております。御指摘のとおり、世界経済も非常に大きく変わってきておりまし、日本経済が非常に大きくなってきたといふこともしっかりと踏まえて経済運営をしっかりと頑張っていきたい、こう考えております。

○水田委員 総論として御答弁いただいたわけですが、二つほど各論でちょっとお伺いしたい。一つは、年末を控えての問題で御質問したいと思うのですが、私は、証券のスキヤンタルの事件、特別委員会でやつてみまして、これだけの経済力をもつた日本の企業、国内だけではなくて国際的な企業のあり方と、いうものが間われた事件ではないかと思うわけですね。法律に触れなければ何を

ばいい。例えばヨーロッパでも事前の利回り保証は違法、こう言う。それがあると事後もやらぬわけですね。日本は、法律を読んで、事前にやるといけぬから、実際には事前にやつておのであります。だから、損失がないのに保証をもらつたのは五十九社あつた、こういう報告があつたわけですね。まさにそれはそういう企業のモラルの問題。これから国際社会で日本が貢献したこと、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、それが、例えればそれは難民救済であつてもいいし、あるいは災害救済であつてもいい、そういうぐあいにすれば、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、例えればそれは証券特別委員会で、そういう金は、尾大臣に私は証券特別委員会から、出された側の四社に、これは独占禁止法十九条違反ということで勧告が行われておる。これは前の中下水道だと公園だと、そういう生活環境に関連する社会資本sth

扱いについては、これはやはりそれがこれから世界に生きていく企業でありますから、みずからの自主的な判断の問題であって、これを私から今とやかく申し上げるということではないような気がいたしますが、いずれにしても、企業が社会に対する重い責任を自覚して行動することは極めて重要なことであると感じております。

○水田委員 大臣、バブルがはじけて株で損した人は二百兆円どこかへ消えてなくなつたのです。そのうちをわざかな企業が千七百億ほど入れておるのでですね。二百兆損した人の恨みというのは大変なものですよ。そして、一部上場企業でそれを機に入れたままおばかりをしておるのかということは、これらの企業運営でそれは社会的な信頼という点では大変損ですよ。だから親切なんですよ。それはちゃんと処理をした方がこれから的企业イメージも違うし、悪いイメージの企業だったら人は来ぬですよ。今人が採用できなくて倒産するというのがふえてくるわけですからね。そういう点ではまさに、私は法律的な権限があるから通産大臣に言つてほしいということじゃないのです。日本の産業が国民からも信頼される企業であつてほしいし、また国際的にも、よその国ではないことをあの国では何十億と機に入れた会社かといふので、外國に行つたらそれはつまはじきでしようね。そういうことがないようになります。通産大臣としては企業に対する極めて親切な仕事だらうと思うのですが、もう一遍いかがですか。

○通産国務大臣 いろいろ立場がありまして、私も大臣になる前は、雲仙岳に被災しておる皆さん

方のために一部出したらどうだなどという話をしました。企業も立派な社会的存在でありますから、みずから判断、またみずから責任でこれから信用を国際的にも国内的にも保持するような御判断をなさるのではないか、私と水田先生とのこのやりとり等も聞こえていくのではないか、そんなふうに感じております。

○水田委員 そういう意味に理解をして、終わります。

次は、豊かさ実感という中で、やはり日本の経済というのは、特別な公共料金のようなこういう決め方をしておるもののは別として、普通はいわゆる市場原理が働いて価格が決定する。それが業者にとってみても、また消費者にとってみても一番いいことであることはもう間違いないと思うのですね。

そこでちょっとお伺いするのですが、エネルギーで、例えば都市ガスを使うとかLPGを使うとか、あるいは灯油を使うとか、あるいは炭を使うとかまきを使うとか、そういうことを選択するのに何か法律的に、どことは何を使わなければならぬという制限はありますか。

○黒田政府委員 基本的にはございません。消費者の選択によって決められるものというふうに考えております。

○水田委員 そのとおりなんです。消費者の選択であるけれども、まさに市場原理が働かない、国民の生活に大変関係の深いエネルギーがあるのであります。私は数年前にもこれをやつたのです。それから全く変わりがないのですね。消費生活に関する通産省も経企庁も、また公正取引委員会も一体これをどう見て、なぜ何もしないのだろうかと疑問に思うわけです。

具体的にちょっと申し上げますと、LPGの輸入価格、いわゆる卸ですね、卸の価格が昭和六年にトン五万八千五一円です。そのときの小売を、これを換算して、一グラム幾らでカロリー計算をしてやりますと、トン当たり二十六万二千四円なんですね。ですから、五倍くらいになりますので、企業も立派な社会的存在でありますから、みずから判断、またみずから責任でこれから信用を国際的にも国内的にも保持するような御判断をなさるのではないか、私と水田先生とのこのやりとり等も聞こえていくのではないか、そんなふうに感じております。

ら、それは保安のために金が必要なんだ、こう言ったのです。

それから、ずっと見ますと、一番安いときには、昭和六十三年の十二月が一万五千七百五十五円、それから平成元年の一月が一万六千三百七円ですから、五万八千円からいと約四分の一ですか。

四分の一に下がったときに、これは通産省が指導して五%しか下がらなかつたのです。約二十三万、二十二万九千六百二十九円。そして平成三年、こしの九月の新しい資料でございますと、トン当たり二万一千四百九円が、これは二十六万八千二百七十二円ですからまさに十二倍。こういう経費はもう絶対どんな商売でもないですね。加工しないのですから、ボンベに入れかえるだけですから。これが幾ら通産省が指導しても、円高差益のときも五%ぐらい下がつたのが精いっぱい、全く下がらなかつたのですね。まさに市場原理が働かない最たるものになつておるわけですね。

これはどうしてなんですか、通産省、経企庁、それから公正取引委員会。いわゆる国民生活に一番関係のある、都市ガスのない地域ではほとんどがプロパンを主体に使つておると思うのですが、そういうところで、それだけの大変な影響のあるものがこれだけ硬直化した価格で、しかも原価から比べれば數倍の値段で売られるということがまかり通つておる今の状態で、豊かさを実感できる消費者に対する行政というの是一体何なのか。これ、どうですか。

○武藤委員長 どこから聞きますか。

○水田委員 通産省、それから経企庁、そして公正取引委員会はこういうことに全く目を向けておられないということを伺いたいのです。

○黒田政府委員 LPGガスの小売価格でございませんのかといふことを伺いたいのです。

されども、今先生御指摘のように、原料はほと

ますけれども、基本的にはそれに連動して最近は動いておる。そういうことから、原料としてのブロパンあるいはブタンの価格というものがそのときどきの原油価格の情勢を反映して動いているところども、小売の段階ということで申し上げます。

そのほかに、今先生御指摘のように、小売の段階までにはいろいろな段階があるわけでございますけれども、小売の段階ということで申し上げますと、やはり先生先ほど御指摘がございました保安関係の設備というのか非常に充実していくなかで、いろいろな段階があるわけでございます。したがいまして、そういう意味での人件費いたしているところでございますし、そのほかに、これは導管で供給する供給形態とは違いまして物流というのが非常に重要なわけでございまして、それが幾ら通産省が指導しても、円高差益のときやいかぬということで、最近ではマイコンメーターというのを普及させるべく各業者とも努力をいたしているところでございますし、そのほかに、これは導管で供給する供給形態とは違いまして物流というのが非常に重要なわけでございます。したがいまして、そういう意味での人件費が高騰等に基づきます配達費の増大等を反映して価格は決まっているものと思うわけでございます。

それで基本的には、このLPGの価格というのは市場メカニズムの中で決まっていくわけでございますけれども、過去の私どもの行政といたしましては、円高が急速に進展した段階で、原料であるプロパンあるいはブタンの変動に応するような価格引き下げが末端段階で必ずしも十分に行われていないと、いう背景のもとに、四回ほど円高差益と申しますか、それを価格に反映させていくようになります。それから、前回の湾岸危機の状況の中におきましては、ちょうど石油製品の価格について同じような指導をいたしたわけでござりますけれども、便乗値上げはしないようにといふ指導を行つておられるところでございます。

現在のところはそういうことで、市場メカニズムの中でこのLPGの価格というのは決められていくわけでございますが、これも便乗値上げはしないようにといふ指導を行つても、仕切り価格に見合つた適切な価格設定を行つたこと、あるいは、価格改定を行う場合には十分

にその内容を消費者に説明していただきたいこと、あるいは、当然のこととござりますけれども、独占禁止法の違反になるような行為がないようにといふような御指導はかねてやっているところでございまして、最近またこの夏ごろから若干小売価格が、私どもの行つております価格調査によりますと微増の状況にあるわけでございますので、十分その価格動向については監視してまいりたい、あのように考えておるところでございます。

○長瀬政府委員 お答えいたします。

私ども、石油産品の価格、需給動向につきましては、通産省とともにこれを注視し、調査、監視に努めているところでございます。

○長瀬政府委員 お答えいたします。

私ども、石油産品の価格、需給動向につきましては、通産省とともにこれを注視し、調査、監視に努めているところでございます。

○地頭行政府委員 御指摘のLPガスにつきましては、国民生活に欠くことのできない重要な資材でございまして、私ども、カルテル等の競争制限行為を規制する立場からも、かねてから強い関心

をもつておるところです。これまでにも多数の排除審決を行つた前例もございますが、最近では本年二月に、茨城県高圧ガス保安協会太田支

部、社団法人岐阜県LPガス協会恵那支部の各団体が、従来の最低料金アラス従量料金、数量に応じた料金でございますが、システムから基本料金プラス従量料金というような

ことを三一部料金制と言つておるようですが、この二部料金制に切りかえること、それから、価格引き上げについて協定をした疑いのある行為が認められたと

そこで警告をいたしたところでございます。

また、先ほど六十一一年ごろの価格についても御指摘があつたかと思いますが、エネ府が六十一年に円高差益還元の指導これはガイドポスト的なものを設けて指導を行つたことがございました

が、その際に鳥取県LPガス協会、それから福岡県LPガス協会が、価格引き下げ幅について、これ以上は引き下げを行わないという下限づめ協定

をした疑いで警告をした事例がございました。だから私は、これから今バブル経済が実業の経済に変わっていくその中で、国民がお互いに豊かに暮らそうとするなら、そういうところではやはり市場原理が働くような仕組みを、私はこれは例

として申し上げるのです。だから、そのことは通産省が知り抜いてやらないのです。ですから、

ガスに変わる場合には金を出せというのはどこでありますね。一軒当たり四万二千円を立ち会い料として一万五千五百五十円、保安協力費として二万六千五百円を取るわけです。これを一万円さ

らに上げるという要求が今されておるところです。こんなのはどこにもないのでですよ、こういう

取り決めは、例えばLPガス使っておるのが都市ガスに変わった場合には金を出せというのはどこでありますね。それがほろもうけ。これは十何倍ですかね。話にならぬわけですね。

通産省は私に、保安とか管理なんかに金がかかることで、なぜこの価格が自由に競争できないのかといふんです。だから、圧力容器が安全ということが検定で保証されれば、今度高圧ガスのあれも次に

法を出すようですが、それであれば安全なんですよ。扱いは。そんな難しいものじゃない。そして、なぜこの価格が自由に競争できないのかといふのは、容器を、特定の業者のものはそれだけが

そこへ行つたら使うという仕組みになつてているんです。だから、例えば、ビール瓶ならどこのビール瓶、今は若干違うものもあるけれども、違つてもラベルを張りかえたらアサヒでもキリンでもどこで使える。安全性の問題だけ。そうなつてないんですよ。だからとにかく、一つのところが入つた

らほかは入らぬという、事実上はカルテルでないかもしれませんけれども、業者間のそういう取り決めがこの高い価格を維持しておるのです。ですから、通産省はそれはよく知つておるんですよ。公取も

知つておるし、経済企画庁も知つておる。これができないというところに国民が実感として豊かさを実感できないわゆる市場原理が働かないといふ仕組みがここにあるんですよ。

それからもう一つは、通産省は、僕が最初に聞いたのは、それはLPガスを使おうが、あるいは都市ガスが入つておるところでLPガスは使つてもいいんですよ。炭を使ってもいいし石油を使つてもいい。それは消費者の選択だというのですよ。

選択できぬ状態がある。それは、通産省が一番よく知つておるのでよ。ガス会社が供給区域を広げようとすれば、それは通産省の認可だけでいいんですよ。普通は。しかし、持つてこいと言ふんで

す。LPガス協会の判をもらってこいと言うのです。LPガス協会の判をもらってこいと言ふのです。自由なんだ、本当は。それは実際に判を押さないんですよ、通産省は。

そして、これは報道でありますから皆さん御承知だと思いますけれども、LPガスから都市ガス

に変えた場合には、これは大阪ガスの場合が書いたい

ことがありますね。一軒当たり四万二千円を立ち会い

料として一万五千五百五十円、保安協力費として二万六千五百円を取るわけです。これを一万円さ

らに上げるという要求が今されておるところです。こんなのはどこにもないのでですよ、こういう

おきたいと思います。

それから、あとは、ひとつ年末が迫つて中小企

業の資金の問題についてぜひ御配慮いただきたい

のは、やはり証券が証券スキヤンダルで不況にな

る、だから大手の企業はいわゆる資本市場から資

金を調達するというのがだんだん難しくなってきた。当然銀行に頼らざるを得ない。銀行にとってみれば、大口の方が多いし、心配ないものですか。そこへ貸すだろう。すると、前なら幾らでも出すのでしょうか、今預貸率もB.I.S規制で幾らも出しますといふにはいかぬから、大手が大枠になると中小へ回る金は少なくなってくるわけです。そういう点で、特に年末を控えて、先ほど申し上げましたように、経済の状況はちょっと下降ぎみですから、そういう点では中小が一番厳しい状況にあるわけですから、商工中金とか中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫等、そういうところへやはり中小企業の資金手当てのための手配をぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、株式市場の低迷から新たなエクイティーファイナンスがとりづらくなっていますし、またこれから既発の転換社債等の償還のため多額な資金需要が発生するおそれがあるわけあります。今後大企業がこうした需要を背景に金融機関借り入れに対する依存を高めていきますと、金融自由化の進展なりB.I.S規制への対応などもありまして、中小企業者は資金調達に困難を來すおそれもあるわけあります。ただ、これまでのところ中小公庫や国民公庫への資金需要を見てみると、堅調ながら落ちつい伸びとなっております。本年度の政府系中小企業金融機関の資金につきましても、所要の貸付規模を我々としては確保していると考えておりますが、引き続き年末にかけまして中小企業をめぐる金融経済情勢を注視しながら、必要に応じまして機動的に対応し、政府系中小企業金融機関からの円滑な資金供給に万全を期してまいりたいと考えております。

○水田委員 ゼヒ十分な手配をいただきたいと思います。

次は、日米関係について、経済企画庁長官も言われましたように、私も日米関係というものは大変

大事だし、いわゆる個別の問題もさることながら、構造協議のような形で全体的なあり方というのを論議をして、その中で着実にそれを努力していく、まさに日本はそういう努力をしておる。足らぬところもありますけれどもね。例えば独禁法というのには、どうもあれは本当は約束したことでは我が家が出した案の方がよかつた。あれを通してもらえばアメリカも文句言わぬのじやなかつたかと思ふ。ところが、最近、ことし一年見ても、アメリカの議会では、いわゆる保護主義的な通商法案ですね。ですから、通商法三〇一条を発動する、こういう場合には。あるいは関税を一・何%を一五%に上げる、そういうような法案がメジロ押しで既に四つ出ていますし、十一月中には二つで、六つも出でてくる、そういうことになつておるわけですね。それから、宮澤内閣が発足して大統領がおいでになるかと思つたらちよと延期だ、こう言うて、後はいわゆるベーカー国務長官から、ヒルズ通商代表から、エネルギー省の長官からメジロ押しに来て、米を初め、いろいろな問題でこうやるわけですね。

これは私、心配するのは、アメリカが国内の内政の状況がよくない。国民の目を外に向けるといふのははどここの國でもよくやることの一つなんですが、そして、日本たまきをやる。そういう状況がまた出てきておるのはないか。それからもう一つは、日本のこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。そのためには、日本がこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。そのためには、日本がこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。

そこで、最初はこうやつて防いでおるけれども、最後にはしようがないということで牛肉・オレンジやないのです。そして、二つの国で世界のG.N.Pの四〇%を占めるのですから、そこらはやはりこれが広がってきておるわけですね。私は、決してこのことは日米お互にとつて好ましいこと

くのじやないだろかと思うのですね。構造協議のような形で全体的なあり方といふのを論議をして、その中で着実にそれを努力していく、まさに日本はそういう努力をしておる。足らぬところもありますけれどもね。例えば独禁法というのには、どうもあれは本当は約束したことでは我が家が出した案の方がよかつた。あれを通してもらえばアメリカも文句言わぬのじやなかつたかと思ふ。ところが、最近、ことし一年見ても、アメリカの議会では、いわゆる保護主義的な通商法案ですね。ですから、通商法三〇一条を発動する、こういう場合には。あるいは関税を一・何%を一五%に上げる、そういうような法案がメジロ押しで既に四つ出ていますし、十一月中には二つで、六つも出でてくる、そういうことになつておるわけですね。それから、宮澤内閣が発足して大統領がおいでになるかと思つたらちよと延期だ、こう言うて、後はいわゆるベーカー国務長官から、ヒルズ通商代表から、エネルギー省の長官からメジロ押しに来て、米を初め、いろいろな問題でこうやるわけですね。

これは私、心配するのは、アメリカが国内の内政の状況がよくない。国民の目を外に向けるといふのははどここの國でもよくやることの一つなんですが、そして、日本たまきをやる。そういう状況がまた出てきておるのはないか。それからもう一つは、日本のこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。そのためには、日本がこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。そのためには、日本がこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。

そこで、最初はこうやつて防いでおるけれども、最後にはしようがないということで牛肉・オレンジやないのです。そして、二つの国で世界のG.N.Pの四〇%を占めるのですから、そこらはやはりこれが広がってきておるわけですね。私は、決してこのことは日米お互にとつて好ましいこと

くのじやないだろかと思うのですね。構造協議のような形で全体的なあり方といふのを論議をして、その中で着実にそれを努力していく、まさに日本はそういう努力をしておる。足らぬところもありますけれどもね。例えば独禁法というのには、どうもあれは本当は約束したことでは我が家が出した案の方がよかつた。あれを通してもらえばアメリカも文句言わぬのじやなかつたかと思ふ。ところが、最近、ことし一年見ても、アメリカの議会では、いわゆる保護主義的な通商法案ですね。ですから、通商法三〇一条を発動する、こういう場合には。あるいは関税を一・何%を一五%に上げる、そういうような法案がメジロ押しで既に四つ出ていますし、十一月中には二つで、六つも出でてくる、そういうことになつておるわけですね。それから、宮澤内閣が発足して大統領がおいでになるかと思つたらちよと延期だ、こう言うて、後はいわゆるベーカー国務長官から、ヒルズ通商代表から、エネルギー省の長官からメジロ押しに来て、米を初め、いろいろな問題でこうやるわけですね。

これは私、心配するのは、アメリカが国内の内政の状況がよくない。国民の目を外に向けるといふのははどここの國でもよくやることの一つなんですが、そして、日本たまきをやる。そういう状況がまた出てきておるのはないか。それからもう一つは、日本のこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。そのためには、日本がこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。そのためには、日本がこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。

そこで、最初はこうやつて防いでおるけれども、最後にはしようがないということで牛肉・オレンジやないのです。そして、二つの国で世界のG.N.Pの四〇%を占めるのですから、そこらはやはりこれが広がってきておるわけですね。私は、決してこのことは日米お互にとつて好ましいこと

ならぬことだと思っております。

ただ、率直に申し上げて、日米関係というものが經濟面だけだと考えるという、これは經濟面の現象は非常にわかりいいのですけれども、私は、

大手ですけれども、日米の間で構造協議をやつたところでは、どうもあれは本当は約束したことでは我が家が出した案の方がよかつた。あれを通してもらえばアメリカも文句言わぬのじやなかつたかと思ふ。ところが、最近、ことし一年見ても、アメリカの議会では、いわゆる保護主義的な通商法案ですね。ですから、通商法三〇一条を発動する、こういう場合には。あるいは関税を一・何%を一五%に上げる、そういうような法案がメジロ押しで既に四つ出ていますし、十一月中には二つで、六つも出でてくる、そういうことになつておるわけですね。

それから、宮澤内閣が発足して大統領がおいでになるかと思つたらちよと延期だ、こう言うて、後はいわゆるベーカー国務長官から、ヒルズ通商代表から、エネルギー省の長官からメジロ押しに来て、米を初め、いろいろな問題でこうやるわけですね。

これは私、心配するのは、アメリカが国内の内政の状況がよくない。国民の目を外に向けるといふのははどここの國でもよくやることの一つなんですが、そして、日本たまきをやる。そういう状況がまた出てきておるのはないか。それからもう一つは、日本のこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。そのためには、日本がこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。

そこで、最初はこうやつて防いでおるけれども、最後にはしようがないということで牛肉・オレンジやないのです。そして、二つの国で世界のG.N.Pの四〇%を占めるのですから、そこらはやはりこれが広がってきておるわけですね。私は、決してこのことは日米お互にとつて好ましいこと

くのじやないだろかと思うのですね。構造協議のような形で全体的なあり方といふのを論議をして、その中で着実にそれを努力していく、まさに日本はそういう努力をしておる。足らぬところもありますけれどもね。例えば独禁法というのには、どうもあれは本当は約束したことでは我が家が出した案の方がよかつた。あれを通してもらえばアメリカも文句言わぬのじやなかつたかと思ふ。ところが、最近、ことし一年見ても、アメリカの議会では、いわゆる保護主義的な通商法案ですね。ですから、通商法三〇一条を発動する、こういう場合には。あるいは関税を一・何%を一五%に上げる、そういうような法案がメジロ押しで既に四つ出ていますし、十一月中には二つで、六つも出でてくる、そういうことになつておるわけですね。

それから、宮澤内閣が発足して大統領がおいでになるかと思つたらちよと延期だ、こう言うて、後はいわゆるベーカー国務長官から、ヒルズ通商代表から、エネルギー省の長官からメジロ押しに来て、米を初め、いろいろな問題でこうやるわけですね。

これは私、心配するのは、アメリカが国内の内政の状況がよくない。国民の目を外に向けるといふのははどここの國でもよくやることの一つなんですが、そして、日本たまきをやる。そういう状況がまた出てきておるのはないか。それからもう一つは、日本のこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。そのためには、日本がこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、織維に始まつてずっとやられて改めてくる。

そこで、最初はこうやつて防いでおるけれども、最後にはしようがないということで牛肉・オレンジやないのです。そして、二つの国で世界のG.N.Pの四〇%を占めるのですから、そこらはやはりこれが広がってきておるわけですね。私は、決してこのことは日米お互にとつて好ましいこと

構造のあり方との絡みといふことで少し質問したいと思っておりましたが、時間がもう五分ほどしかありませんから、改めてまた一遍、十分大臣等の御意見も聞きたいと思うのです。

最後に、ソ連 東欧の経済がどうなるのか。ということは、世界経済ひいては日本の経済にも影響があるわけです。そしてアメリカも金はないし、ドイツも東を抱えたのですから外国へ出す金がない。みんな、出すのは日本が出して、こう言うんですね。しかし、ソ連の状況というのは本当に混沌としてよくわからぬわけです。この間通産省も含めて、シベリアの緊急医薬品、食糧の援助の調査団が入る、それから渡部大臣は行っておられたのですが、中尾前大臣が十月二十日から行かれいろいろお話をされております。

それで、時間がありませんからもうはしゃって申上げますと、一つは、私は、一番の隘路は、連邦と共和国の権限、共和国と自治州、自治共和国の権限がいままで明確でないものですから、そういう中へ一体どういう援助ができるのかというの問題です。

それからもう一つは、援助でただ上げる分はいいですね。ですかでも、貸す分ですね、これはやはり、もう通貨がどうなるかということで、今ループルがどうなるのかあるいはループルが恐らくこの一年間で何倍のインフレになるかもしれませんね。そういう中では非常に不安定ですが、そちらが問題があると思うのです。それ以外にも通産省は二つの調査団、大臣を含めて行かれたわけですが、何かそういう隘路になるものがほかにもあるのかということをお伺いしたいのが一つ。

それからもう一つは、やはり状況が今は変わりましたから、むしろソ連邦が解体されくることによってソ連の持つておる軍事技術が第三世界へ流出するのじゃないか、それをとめないと危ないよ、こういう話になってくるのですが、全廃はできないとしても、相当スタンスの変わった国として見て、ココムというもの全体を見直してみると、あるのじゃないか、そのことについてお伺い

したいのと、最後に、ソ連は、いわゆる数字の見方はいろいろありますけれども、一人当たりのGNPが五千ドルと言われてきたのです。ところが、実際に今、一ルーブルを実勢価格、旅行者の価格で計算すると、私、この間五円でかえってきたので年千ドルないし千二百ドルぐらいの所得しかならぬわけですね。そして、ロシア共和国が五千ドルのときにウラル山脈を越した東側というのは千七百ドルぐらいだったのですね。ですから、ODAの援助の対象になるわけですね。そして今、連邦がほとんどもう権限がなくなってきて、共和国になつて、例えばバイカル湖の東側のヤクート自治共和国は独立宣言をする、こういうようなことになつてくれば、それそれで考えられるのじやないか。それは、物を上げるというのじやなくて、例え港湾の整備であるとか通信であるとか、日本の商社が行つても通信がモスクワよりとにかく通じゆわけですから、シベリアを中心にしてそういうODAの援助とか、あるいは輸送の機関、道路もいけませんね、それから鉄道とかそういうことを考えるべきではないだろうか、これからアジアにおける日本海を中心とした日本とソ連との新しい経済関係で、その三点をお伺いして終わりたいと思います。

○渡部國務大臣 今ソ連との今後の問題の大変難しいことについてお尋ねがございました。

実はきのう、エリツィン大統領の代理としてるでルーキン最高会議対外経済委員長が私のところに参りまして、先般の中尾前通産大臣の貿易保険等についての協力については非常に評価をしていただきました。また、いろいろ話をしている中で、まさに先生御指摘の問題、大変重要であったと思うので、私の方から、ソ連が円滑に経済改革を実施していくには二つの点が重要である。まず第一に、既に十の共和国によつて署名している経済共同体条約の実施などにより、連邦と共和国の

関係も含め改革の推進主体が明確化することが極めて重要でないか。また、ソ連経済の数多くの問題の解決に同時にこたえ得る包括的な経済改革によって巨額の財政赤字の削減計画が明確にされるとともに、価格の自由化、民営化、競争の導入政策などが効果的に開拓づけられて実施されいくことが重要ではないか、こんなことをお話ししておきました。

またこれからも、ソ連がどうしますか、ロシア共和国これが安定していくことは世界のために極めて重要なことであり、また我が民族としては北方四島の返還という極めて重大な問題をこの機会に解決しなければならないので、一生懸命頑張つてまいりたいと思います。

○水田委員 基本的なことは結構でございますが、いわゆるODAの共和国に対する適用と、もう一つはココム規制の問題について、すぐにじやなくて検討なら検討ということでの御答弁でもいただければと思います。

○岡松政府委員 ソ連邦についてODAの適用がないか、またソ連邦でなしに共和国をとらえてみれば、自治区をとらえてみればODAは適格ではないかという趣旨の御質問と存じますが、ODAのあり方につきましては、共和国に対するODAを今直ちにやるのかどうかということにつきましては、まず連邦と共和国の関係あるいは共和国と我が国と一体どういう外交、政治的関係を持つていかつか、その辺を明らかにしながら慎重に検討すべき問題ではないかといふうに考えておる次第でございまして、これら地域につきましてはやはり対ソ支援全体の中で検討していくべき問題ではないか、かように考えておる次第でございます。

○水田委員 終わります。

○武藤委員長 小沢和秋君。

〔委員長退席、和田（貞）委員長代理着席〕

○小沢（和）委員 本日は、今急増しております貿易不均衡を是正する抜本対策について渡部、野田両大臣に見解を伺いたいと思います。

委員長、質問のために資料の図表を用意いたしましたので、同僚の議員や政府側に配付をさせていただきましたが、現在はそういう考え方でございまして直ちにココム規制を撤廃するということは時期尚早であると考えておりますが、これは他のココム参加国とも十二分に連絡をとり、情報交換をして直ちにココム規制を撤廃するということは時效したところでございます。

ただ、ソ連に関しましては、その軍事的威儀が我が国といたしましても法制を整備いたしまして、今月十四日からこの新しいリストを採択、施行したわけでございます。

ただ、ソ連に関しましては、その軍事的威儀が我が国といたしましても法制を整備いたしまして、今月十四日からこの新しいリストを採択、施行したわけでございます。

から見まして戦略性の高い先端技術を規制しているものでございます。ただ、先端技術というのは日々進歩でございまして、その規制内容について特徴であります。その輸出内容を見ますと、今大臣にも皆さんのお手元にも配付いたしましたところには、従来の対米不均衡に加え、EC、アジアなどに対しても不均衡が増大していることが今回の特徴であります。その輸出内容を見ますと、今までどおり大きな部分を占めており、トヨタ、日産など上位十社で総輸出額の三三・一%、三十

社で五〇・五%を占めています。我が国の巨額の貿易黒字が自動車、電機などのほんの一握りの巨大企業の猛烈な輸出によってもたらされておることはもう明らかだと思います。念のため一九八〇年の上位三十社を調べてみました。十年たつても入れかわっておるのは四社だけあります。

我が党は、日本経済の維持発展のために輸出が重要な役割を果すべきことはよく理解をしておられます。今までも貿易摩擦解消のため、黒字減らしのためにいろいろやつてもこういう状態だということは、従来の対策ではだめだ、もっと抜本的な対策を講ずる必要があるということを示しているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○高島政府委員 御指摘ございましたように、我が国は貿易黒字、通関ベースで見ますと九一年の四月から十月で四百七十二億ドル、対前年同期比にいたしまして四六・八%増と非常に拡大をしているわけでございます。

これは、内容を見てみますと、前年急増しておりました絵画とか自動車といいました高級品の輸入が減少したり、あるいは昨年に比べまして円高になりましたためにドルベースの輸出価格が上昇させたことがございますほかに、統一後のドイツで非常に需要が伸びましたことあるいは東南アジアの好調な内需が、これもまた日本の輸出につながったということでございます。

今後の動向につきまして、為替レートや石油価格等の変動要因に左右されるところも大きいわけですが、引き続きインフレなき内需中心の持続的成長を図るということがこれはもう根幹でございますけれども、構造調整努力の促進あるいは輸入拡大策の一層の推進に努めていく必要があるうかと思います。

なお、八七年にピークを打ちました貿易黒字は、その後の諸般の施策によりましてずっと減少してきましたわけでございまして、その意味ではいろいろな施策が黒字解消に役立ってまいりました。ただ、冒頭に申し上げましたような状況でございますので、そういう施設の一層の拡充、推進が必要であろうかと思つておるわけでございます。

○小沢(和)委員 そこで、渡部通産大臣にお伺いをしたいのですが、アメリカのブッシュ大統領はこの貿易不均衡は正のために、日本に対し、ウルグアイ・ラウンドとも絡んで、米の輸入自由化を強く要求いたしております。日本政府に圧力をかけるために要人の来日も相次いでいるわけでございますが、これに対して、官澤首相を初め自民党的有力者が相次いで譲歩を示唆しております。あなたも昨日そういうような趣旨の発言をされたということが新聞で報道されています。

既にこれまで、政府・自民党は我が党や農民などの反対を押し切つて、自動車などの輸出超過のしりぬぐいを農業に押しつけ、次々に農産物の輸入拡大に応じてまいりました。その結果、我が国は食糧のカロリー自給率がついに四八%まで落ち、主要国最低という状況になつております。農産物の純輸入額では世界最大という状況であります。

もうこれ以上、米についてまで輸入自由化に応じたら、日本の農業は完全に崩壊するのではないかと思いますが、関税化であれ部分自由化であれ、日本は絶対に必ずではないのではないかと思われます。大臣の見解はいかがでしょうか。

○渡部国務大臣 一言先に申し上げさせていただきますのは、委員一握りの企業とおっしゃいますけれども、自動車にしても半導体に至っても弱電にあって心もいうべき大変これは大事な問題であります。しかも、現状農林省が戦後奨励して農家の皆さん方に田んぼをつくらせ、構造改善事業を進め、これはかなり多くの国費を出しておりますけれども、農家の皆さんにも負担をいただき、その返済もまだ終わっておらないという中で、これは残念ながらだんだんと農家の皆さんは理解していただくためのやることはありますけれども、これから対処してまいりたいと存じます。

○小沢(和)委員 今のお話は、そうすると、国内産で自給をしていくということを基本にしながら対処していくといふうに最後のところでは確かにありますけれども、その前の方では各國の協力、最大の努力をお互いにし合つてといふように言われたんですが、米の輸入の自由化は認めないという点についてはどうなのがどういうこ

いう言葉はちょっと極端であろう。日本は戦後、やはり技術を開発して、すばらしい製品をつくつてこれを外国に売つて、国民全体がその豊かさを享受しておるということは、委員にも御承知願いたいと思います。

したがつて、この自由貿易によつて最も享受を受けておる日本が、ウルグアイ・ラウンドを成功させなければならない大きな責任があります。しかし、たびたび私が申し上げておるよう、それの国が国益を背負つて、国益を代表して、ガットという場でそれぞれ議論をして今日にまで及んでおるわけでありますから、何もアメリカが言つたから、はい、そうですと、これはすべてを受け入れるものではございません。我々は、譲ることができることもありますし、譲つてならないこともありますし、国益を前提にして、しかもやはりこれは世界が平和で、自由で、みんながすばらしい未来に向かつて進んでいくためには、最終的には最大公約数、話し合いによって一致見出します。ウルグアイ・ラウンドを成功させなければならない」ということでござります。

農業については各國ともそれぞれ困難な問題を抱えておりますけれども、ウルグアイ・ラウンド交渉を年内に終結させるためには、お互いの国が相互の協力によって解決に向けて最大限の努力を、したがつて傾注する必要がござります。特に、米については、農業についての相互の協力による解決に向けての最大限の努力の傾注の中での国会決議などの趣旨を十分に体して、国内産で自給するとの基本の方針のもとで、大変労作の要る仕事でありますけれども、これから対処してまいりたいと存じます。

○小沢(和)委員 今のお話は、そうすると、国内産で自給をしていくことを基本にしながら対処していくといふうに最後のところでは確かにありますけれども、その前の方では各國の協力、最大の努力をお互いにし合つてといふように言われたんですが、米の輸入の自由化はならないと思っております。

とが、今の答弁ではもう一つはっきりしないので、重ねてお尋ねをしたいと思うのです。

○渡部国務大臣 国会決議等を十分に尊重しながら対処してまいります。

○小沢(和)委員 ここで大臣にすばり申し上げたのですが、あなたは昨年の総選挙で、この米の問題についてははどういうような公約をされたが、私実を言うと調べて、そのときの選舉公報をここに持ってきたんです。これがそれです。この中に、「私の政策」として「米の輸入自由化を阻止し食管制度を堅持する」というふうに、疑問の余地なく書かれているのです。だから、私は政治家であるあなたとしては、国会の決議を守り云々というお話を私はまだ不十分だと思うのです。これをちゃんと守るということをひとつここで明言願いたいのですが、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 これは、たびたび申し上げてまいりましたけれども、米は二千年の歴史にさかのばかり、豊原原の瑞穂の國、我が日本民族にとって心もいうべき大変これは大事な問題であります。しかも、現状農林省が戦後奨励して農家の皆さん方に田んぼをつくらせ、構造改善事業を進め、これはかなり多くの国費を出しておりますけれども、農家の皆さんにも負担をいただき、その返済もまだ終わっておらないという中で、これは残念ながらだんだんと農家の皆さん方に理解していただかなければなりませんから、そういう立場に置かれておる農家の皆さん方に理解していただくためのやはり積極的な農業政策、これは私の分野でありませんが、これは農林水産大臣にお願いをしなければならないと思つております。

ですから今答弁したように、国会決議がそつ

う中で行われておるわけでありますから、これを尊重しながらできる限り食糧、米の自給というものを確保するという方向の中で、しかし交渉といふものは、全部おれの意見が一〇〇%だ、こういうことではお互の話し合いは成り立たないわけありますから、お互いにやはり譲れない点もあるしまた譲らなければならぬこともあるし、相手側もそうでありますから、そうでないと国民に対する責任ある政治といふのはできないので、小沢さんと私の立場の違いも御了承を賜りたいと思います。

○小沢(和)委員 米が余るようになつて減反をしておる、日本の農民が大変な苦境に立つておる、だからそこから出でてくる結論といふのは、私は外國からお米などを輸入するようなことは困るといふことでなければおかしいのではないかと思うんですよ。

それで、ウルグアイ・ラウンドの成功のためと

いうことがきつから出ておりますけれども、私が承知をしておるのは、このウルグアイ・ラウンドの最大の交渉の焦点といふのは、農業問題につい

ておれば輸出補助金やECの可課課徴金の問題じゃないかと思うんですね。だからアメリカは

この問題でECと交渉しながら、同時にそれがうまくいかなかつたときにも貿易摩擦の最大の相手

である日本に米の問題で譲歩をさせたというこ

とになれば、今国内で人気が下がりぎみのブッシュが非常に自分の政治的立場をよくできる、こ

ういう思惑があつて日本に非常に圧力を集中して

いるということじやないかと思うんです。だから私は、そういうような彼らの思惑に全くはめられるというようなことでは、これは国益も守れない。

今こそ相手がアメリカでも言うべきことは言う、さつきから何遍かおっしゃつたように思います。

ぜひこれ書いていただいて、米の輸入自由化は絶対認めないということをはつきりお約束願いたいんですが、政治家としての渡部さんにもう一遍お尋ねしたい。

○渡部国務大臣 先般訪問していただいたべーカー

国务院にもまたヒルズ通商代表にも、米の問題

というのは我が国にとても極めて困難な問題であることは再三申し上げておりますが、こ

れは一義的には農林水産大臣の問題でありますから、これ以上のことは農林水産大臣にお尋ねを賜りたいと存じます。

○小沢(和)委員 それは私は許されないことだと

思うのですよ。しかし、きょうは商工委員会の場

であるから、今の問題についてはそのことを指摘するだけ先へ行きたいと思うのですが、私は、

この米の輸入自由化を推し進めてもいわゆる貿易赤字の解消には余り役に立たないんじゃないかと

いう認識を持つておるんです。

これは極端な想定でありますけれども、米を全量アメリカから輸入することにしたらどうかといふことを私はちょっとここで計算をしてみました

た。米の国内消費量一千五十万トン、これに対し

て米の国際価格は二百八十四ドルですから、これを掛け合わせてみますというと、全量輸入したら

二十九億八千一百万ドル、円に換算いたしますと

四千三百十八億円にしかならないわけです。これ

はトヨタの輸出額二兆七千九百二十億円の六分の一

にもならないわけですね。だから、九〇年度の我が国の貿易黒字額が六百九十八億六千四百万ドル

であつたし、九一年度はさらに急増するというこ

とを考えてみますと、この米の輸入自由化

というのは、幾ら何でも私が仮定したように全部

輸入に一遍に切りかわつてしまつという事はあ

り得ないわけなんですから、こういう極端な

ことを想定してもこの程度しか輸入額としては日

本の側はふえないと考えてみても、これは本

に違ひありません。しかしこれだけ労働時間短縮が国民的関

心事となつてゐるときに、トヨタ、日産など主要

輸出企業は、時短どころか残業時間の伸びで総

労働時間がふえてさえおるわけであります。

ますけれども、これはウルグアイ・ラウンドで取

り上げられておりますコンテクストと申しますの

は、アメリカあるいはケアンズ・グループといつ

た輸出国のグループから強く求められておるこ

ろでございまして、工業品の貿易自由化とは直接には無関係に進められておるというふうになつておるわけでございます。

それで、自由貿易の恩恵、これは単に工業品の生産者のみではなくて、兼業農家におきまする農業従事者が工業で雇用される、あるいは工業従事者の所得の上昇を通じて農産物の消費が増大をするといったことで、農業従事者を含む国民の広い層が恩恵をこうむるという次第になるということも認識すべきであると思っておるわけでございま

す。したがつて、工業品貿易の自由化のために農業があるいは犠牲になつてゐるとか、そういうた

論理と申しますか、お考え、見方もございまして、それが一面的ではないかというふうに思つております。より多面的、総合的な観点からこの貿易の自由化、こういったウルグアイ・ラウンドといつたことを考えていかなければいけないと

いうふうに思つておる次第でござります。

○小沢(和)委員 私は、日本が全世界に対し輸出超過による構造的な最大の要因は、過労死が国際語になるような長時間・超過労働にあるのでは

ないかと思います。だから、これをなくすことが

膨大な貿易黒字解消の最も重要な施策になるのではないかと考えます。

一九八九年の数字で見ましても、製造業で日本の労働者の年間総労働時間は二千五百五十九時間

これに対しアメリカは千九百五十七時間、ドイツ

は千六百三十八時間と、日本の労働時間の長さは

際立つております。国民の中から、経済大国といつても我々には豊かさもよりも実感でできない

という悲痛な声が上がつてゐるのは当然だと思ひます。しかし、これだけ労働時間短縮が国民的

心事となつてゐるときに、トヨタ、日産など主要

輸出企業は、時短とともに実感でできない

時間短縮を労働省の問題だといふにばかり

言つてもおれなくなつて、九〇年代の通商産業政策の目標として、ゆとりと豊かさのある生活の実現などを掲げまして、あと三十日休んでゆとり社

会の実現などさまざまの労働時間短縮の提言を

しておられるわけであります。ただ耳ざわりのよ

うでございまして、工業品の貿易自由化とは直接

には無関係に進められておるというふうになつておるわけでございます。

通産当局は、我が国企業のこの異常な国際競争力の重要な要因としてこのような長時間・超過労働があるということを認識しておられるのか

ております。自動車ということになります。

〔和田(貞)委員長代理退席、委員長着席〕

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のように、日本

の産業の国際的な調和を確保する、あるいは御指

掲げられておりました。そしてその報告書におきましても、業種、業態に応じた時短推進

へ取り組みが必要という指摘がござります。こう

した状況を踏まえまして、現在業界ごとの時短に

向け、取り組みの状況等についてヒアリングを行つております。業界ごとの事情を踏まえまし

たしております。

通産省は先般、時短経営問題懇談会というのを開催しまして、経営の側から時短を進めるための具体的な方策を検討いたしました。そしてその報告

書におきましても、業種、業態に応じた時短推進

へ取り組みが必要という指摘がござります。こう

した状況を踏まえまして、現在業界ごとの時短に

向け、取り組みの状況等についてヒアリングを行つております。業界ごとの事情を踏まえまし

たしております。

○小沢(和)委員 そこで、この問題は大臣にもお尋ねをしたいのです。

通産省も貿易摩擦が激しくなるにつれて、労働

時間短縮を労働省の問題だといふにばかり

言つてもおれなくなつて、九〇年代の通商産業政

策の目標として、ゆとりと豊かさのある生活の実

現などを掲げまして、あと三十日休んでゆとり社

会の実現などさまざまの労働時間短縮の提言を

しておられるわけであります。ただ耳ざわりのよ

い言葉を並べるのではなくて、今こそ実際に大幅な労働時間の短縮になるよう、企業あるいは労働組合、労働省などに具体的に働きかけてそれを実現していただきたいと思いますが、大臣の決意のほどを伺つておきたいと思います。

○渡部国務大臣 今、詳細 山本産業政策局長から答弁がありました。時代が推移、ゆとりのある生活を求める、これは先ほどの議論もありましたが、昔は何時間余計働いても収入を余計欲しいという貧しい日本だったのですけれども、私どもの長い政権の中で、今では国民の皆さんのが、むしろ収入が若干減つても労働時間を短縮したいという豊かさを生活の中で求められるような経済社会ができ上がったわけですから、この時短に、労働時間を短くするように努力する、これは委員御指摘のように、そういうことによつてもと、きょうまである貧しさから今日の豊かさをつくり上げてきたわけですけれども、その豊かさが一人一人の庶民の毎日毎日の生活の中で生きていいくように努力をしてまいりたいと存じます。

○小沢(和)委員 私は、もつと具体的に企業や労働組合や労働省などに大臣の立場で積極的に働きかけていただきたいということをお願いしているわけです。ぜひそうしていただきたい。

この問題については、経済企画庁の野田長官にもぜひ伺いたいわけであります。

経済企画庁の関係でも、最近、国民生活審議会から「個人生活優先社会をめざして」という中間報告が出されるなど、しばしば労働時間短縮の提言が行われております。私は、これを一般的の提言に終わらせることなく、特に輸出関係の製造業で働く人々の長時間・過密労働、先ほどから申し上げているところおりありますし、これを解消し、この人々にゆとりと豊かさを確保して貿易摩擦を解消する役に立ていただきたいといふふうに願つておるわけであります。

今まで経企庁としてどう努力をしてきたか、それから経済関係閣僚会議の座長としても、日本経

に取り組んでいただきたいと思うのですが、長官の決意も何つて、時間が来たようですから終わらないと思います。

○武藤委員長 野田経済企画庁長官。——事実関係を先に。富金原総合計画局長。

○富金原政府委員 時間もございませんようですが、簡単にお話をしたいと思いますが、先生御承知のとおり、経済企画庁は経済全体の総調整をするという立場から経済計画の作成をいたしておりまして、現行の経済計画「世界とともに生きる日本」という計画の中でも、労働時間の短縮は国民生活の豊かさを実感する上で極めて重要な問題であるという認識のもとに、計画の中でできるだけ早く千八百時間の労働時間を実現するように努力をしているわけでございます。それが一点。

それから、毎年のフォローアップというのをやっております。計画の中で実行状況をチェックするわけございますが、その中でも、労働時間の短縮は進んではいるけれどもまだ十分ではない

○川端委員長 川端達夫君。

○小沢(和)委員 終わります。

○川端委員 日本の経済にとつても、また国民の個々の生活にとつても非常に大きな役割と責任を持つているいわゆる通商産業者あるいは経済企画庁両省庁に、豊かな見識と実績をお持ちの渡部大臣、野田大臣に御就任をいただいて、心からお祝いを申し上げたいと思います。せひとも期待どおりの御活躍をお願いを申し上げたいというふうに思います。

○小沢(和)委員 私は、もつと具体的に企業や労働組合や労働省などに大臣の立場で積極的に働きかけたいと思いますが、その中でも、労働時間の短縮は進んではいるけれどもまだ十分ではない

○野田国務大臣 今經濟の現状についてのお話をあつたのですが、住宅の建設あるいは自動車の新規登録台数あるいは企業収益の動向、設備投資、幾つかの指標の中で、従来に比べてかなり減速をあらわす指標があらわれておることも確かであります。しかし一方でまた、雇用者数というのは着実に伸びておりますし、あるいはいわゆる個人の御活躍をお願いを申し上げたいというふうに思います。

○小沢(和)委員 初めての御就任後の委員会でございます。全般的なことを中心にお尋ねを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○野田国務大臣 一番最初に経済の見通しに關してでございますが、私たちも選挙区、あるいはいろいろな経済にかかる方にお会いをします、あるいは職場に回りますと、経済の先行きというのに大変不安をお持ちの方が多い。同時に、ひたひたとというよりももう少し強い勢いでかなり厳しい状況に陥っているという話をのべつに伺います。先般十一月十四日に公定歩合の引き下げをされまして、我々もせひともにと思っておりましたので、時宜を得たものと思うのですけれども、最近の経済状況は予想以上にカーブを切っているのではないかなど実感いたしております。民間の信用調査機関

も、労働時間の短縮、さらにはそれを含めて自由時間、ゆとりという問題が極めて重要であるといふことを報告の中ではつきりうたつております。そこで、いろいろな意味で企画庁も真剣に取り組んで

いるというのが実態でございます。

○野田国務大臣 御指摘ございましたように、労働時間の短縮の問題は、ゆとりある豊かな国民生活を実現をしていく、生活大国を目指していくこ

多少改善の歩みはありますけれども、まだまだ努力をしていかなければならぬと思っております。これからも、関係省庁の御協力もいただきながら、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 終わります。

○野田国務大臣 今、研究開発投資への意欲とか、基本的にはそういう研究開発投資への意欲とか、基本的にはそういう実はあります。設備投資の問題にしても、底がたいものが現にある。これからその先を考えますと、公共投資がかなり持続的な下支え材料がある。必ずしも指標がそろつておるというわけではありません。設備投資の問題にしても、実に伸びておりますし、あるいはいわゆる個人消費のレベルを見てみると底がたい堅調なものがあります。しかし一方でまた、雇用者数というのは着実に伸びておりますし、あるいはいわゆる個人の御活躍をお願いを申し上げたいというふうに思います。

○野田国務大臣 あらわす指標があらわれておることも確かであります。しかし一方でまた、雇用者数というのは着実に伸びておりますし、あるいはいわゆる個人の御活躍をお願いを申し上げたいというふうに思います。

○野田国務大臣 うと見解をお出しでございますが、経済企画庁と

そういう意味で、ます初めに、今までいろいろと見解をお出しでございますが、経済企画庁と

隨分倒産が含まれております。

○野田国務大臣 うと見解をお出しでございますが、経済企画庁と

そういう意味で、ます初めに、今までいろいろと見解をお出しでございますが、経済企画庁と

隨分倒産が含まれております。

○野田国務大臣 うと見解をお出しでございますが、経済企画庁と

隨分倒産が含まれております。

のあれを見てみますと、確かに平成二年度あるいは元年度は年間で六、七千という倒産件数であつたけれども、それより前の、例えば五十七年以降、ピークの二万件を超えたということは別といたしまして、終じて見ると、ではこの状況が深刻ないわば景気後退の段階にあると見るということはいささか弱気が過ぎるのではないか、このように実は考へておるわけであります。

今後の見通しといましても、先ほど申し上げましたような着実な雇用の増加、そしてそれに支えられる消費あるいは公共投資、そしてまた先般公定歩合の引き下げも行われました。金利も今低目に移行いたしております。これらの事柄を考えますと、私どもはこれからも内需を中心とするインフレのない着実な成長経路をたどっていくものであるというふうに考へておるわけございません。ただ、この減速感というものが企業家や消費者の心理にいろいろ影響を及ぼしておるということも十分理解をいたしておりますので、これから経済運営に当たっては機動的なきめ細かい経済運営をやつていかなければならぬ、このように考えております。

○川端委員 実際の産業の現場を所掌されている

通産省としては、今きょうの委員会でも今の御答弁でも、いわゆる減速しつづ拡大基調、減速しつづ拡大をしているというのが経企庁の全般的な御判断のようですが、通産省としてはどのような認識と見通しをお持ちですか。手短にお願いをいたしたいと思います。

○渡部国務大臣 最近の我が国の経済、まさに川端委員御指摘のように倒産、大変残念なことでありますけれども增加傾向にあります。また、住宅着工の減少や設備投資の鈍化など、殘念ながら確かに減少をしてきておることは否定できないと思います。企業には今経済企画庁長官から答弁のありましたように弱気の見方が大変強まってきておりました。こうした状況のもとで、先般の公定歩合引き下げによって企業心理、企業の資金調達にこのことが好影響を与えることを私は期待をして

おります。

今後については景気の実態をより慎重に見きわめ、内需中心の息の長い成長が持続できるようにはじめて、総じて見ると、ではこの状況が深刻ないわば景気後退の段階にあると見るということはいささか弱気が過ぎるのではないか、このように実は考へておるわけであります。

今後の見通しといましても、先ほど申し上げましたような着実な雇用の増加、そしてそれに支えられる消費あるいは公共投資、そしてまた先般公定歩合の引き下げも行われました。金利も今低目に移行いたしております。これらの事柄を考えますと、私どもはこれからも内需を中心とするインフレのない着実な成長経路をたどっていくものであるというふうに考へておるわけございません。ただ、この減速感というものが企業家や消費者の心理にいろいろ影響を及ぼしておるということも十分理解をいたしておりますので、これから経済運営に当たっては機動的なきめ細かい経済運営をやつていかなければならぬ、このように考えております。

○川端委員 大変ありがとうございました。確かに今非常に微妙な時期であろう。そして長官もおっしゃいました、大臣もおっしゃいましたように、いわゆる弱気な部分、それから減速感というものが非常に大きな影響を与える可能性もあるという時期を迎えていた。そういう意味で、いわゆる経済政策のとり方というものがある部分には慎重に、ある部分には大胆にということで、トータルの大きな目で政策運営をしていただきたいというふうに思つておけです。

それに関連をいたしまして、最近の新聞報道を含めましていろいろなところで耳にする部分で、いわゆる税収の落ち込みに対する財源対策として財政当局がいろいろ検討されている、その中にいわゆる自動車に関する消費税の6%が期限切れになるのを延長という問題、それから湾岸危機に関して増税を行いました石油税、それから法人税を中心とするかとどうかというふうなことが巷間耳に聞こえております。この問題に関しては、先ほど小沢委員に対し大臣御答弁されましたけれども、ただ単に自動車だけでなく、広範な産業台数が減つてきており、そういうふうな一般の需要者の消費、それから自動車産業自体がまさに、先ほど小沢委員に対し大臣御答弁されましたけれども、ただ単に自動車だけでなく、広範な産業

に要るから、あるいはこの期間だけということであられた税制が、財政事情のためにということであり続されるということになると、これは政治的に大変な、いわゆる道義的に許されることではないということと同時に、先ほど来御答弁いただいている中でもあるよう、今の微妙な時期の経済に対して与える影響というのが非常にマイナスです。

○川端委員 大変ありがとうございました。確かに今非常に微妙な時期である。そして長官もおっしゃいました、大臣もおっしゃいましたように、いわゆる弱気な部分、それから減速感というものが非常に大きな影響を与える可能性もあるという時期を迎えていた。そういう意味で、いわゆる経済政策のとり方というものがある部分には慎重に、ある部分には大胆にということで、トータルの大きな目で政策運営をしていただきたいといふふうに思つておけです。

それに関連をいたしまして、最近の新聞報道を含めましていろいろなところで耳にする部分で、いわゆる税収の落ち込みに対する財源対策として財政当局がいろいろ検討されている、その中にいわゆる自動車に関する消費税の6%が期限切れになるのを延長という問題、それから湾岸危機に関して増税を行いました石油税、それから法人税を中心とするかとどうかというふうなことが巷間耳に聞こえております。この問題に関しては、先ほどお述べになりましたように、自動車の登録台数が減つてきており、そういうふうな一般的の需要者の消費、それから自動車産業自体がまさに、先ほど小沢委員に対し大臣御答弁されましたけれども、ただ単に自動車だけでなく、広範な産業

に要るから、あるいはこの期間だけということであられた税制が、財政事情のためにということであり続されるということになると、これは政治的に大変な、いわゆる道義的に許されることではないということと同時に、先ほど来御答弁いただいている中でもあるよう、今の微妙な時期の経済に対して与える影響というのが非常にマイナスです。

○川端委員 大変ありがとうございました。確かに今非常に微妙な時期である。そして長官もおっしゃいました、大臣もおっしゃいましたように、いわゆる弱気な部分、それから減速感というものが非常に大きな影響を与える可能性もあるという時期を迎えていた。そういう意味で、いわゆる経済政策のとり方というものがある部分には慎重に、ある部分には大胆にということで、トータルの大きな目で政策運営をしていただきたいといふふうに思つておけです。

それに関連をいたしまして、最近の新聞報道を含めましていろいろなところで耳にする部分で、いわゆる税収の落ち込みに対する財源対策として財政当局がいろいろ検討されている、その中にいわゆる自動車に関する消費税の6%が期限切れになるのを延長という問題、それから湾岸危機に関して増税を行いました石油税、それから法人税を中心とするかとどうかというふうなことが巷間耳に聞こえております。この問題に関しては、先ほどお述べになりましたように、自動車の登録台数が減つてきており、そういうふうな一般的の需要者の消費、それから自動車産業自体がまさに、先ほど小沢委員に対し大臣御答弁されましたけれども、ただ単に自動車だけでなく、広範な産業

に要るから、あるいはこの期間だけということであられた税制が、財政事情のためにということであり続されるということになると、これは政治的に大変な、いわゆる道義的に許されることではないということと同時に、先ほど来御答弁いただいている中でもあるよう、今の微妙な時期の経済に対して与える影響というのが非常にマイナスです。

○川端委員 大変ありがとうございました。確かに今非常に微妙な時期である。そして長官もおっしゃいました、大臣もおっしゃいましたように、いわゆる弱気な部分、それから減速感というものが非常に大きな影響を与える可能性もあるという時期を迎えていた。そういう意味で、いわゆる経済政策のとり方というものがある部分には慎重に、ある部分には大胆にということで、トータルの大きな目で政策運営をしていただきたいといふふうに思つておけです。

それに関連をいたしまして、最近の新聞報道を含めましていろいろなところで耳にする部分で、いわゆる税収の落ち込みに対する財源対策として財政当局がいろいろ検討されている、その中にいわゆる自動車に関する消費税の6%が期限切れになるのを延長という問題、それから湾岸危機に関して増税を行いました石油税、それから法人税を中心とするかとどうかというふうなことが巷間耳に聞こえております。この問題に関しては、先ほどお述べになりましたように、自動車の登録台数が減つてきており、そういうふうな一般的の需要者の消費、それから自動車産業自体がまさに、先ほど小沢委員に対し大臣御答弁されましたけれども、ただ単に自動車だけでなく、広範な産業

に要るから、あるいはこの期間だけということであられた税制が、財政事情のためにということであり続されるということになると、これは政治的に大変な、いわゆる道義的に許されることではないということと同時に、先ほど来御答弁いただいている中でもあるよう、今の微妙な時期の経済に対して与える影響というのが非常にマイナスです。

○川端委員 大変ありがとうございました。確かに今非常に微妙な時期である。そして長官もおっしゃいました、大臣もおっしゃいましたように、いわゆる弱気な部分、それから減速感というものが非常に大きな影響を与える可能性もあるという時期を迎えていた。そういう意味で、いわゆる経済政策のとり方というものがある部分には慎重に、ある部分には大胆にということで、トータルの大きな目で政策運営をしていただきたいといふふうに思つておけです。

それに関連をいたしまして、最近の新聞報道を含めましていろいろなところで耳にする部分で、いわゆる税収の落ち込みに対する財源対策として財政当局がいろいろ検討されている、その中にいわゆる自動車に関する消費税の6%が期限切れになるのを延長という問題、それから湾岸危機に関して増税を行いました石油税、それから法人税を中心とするかとどうかというふうなことが巷間耳に聞こえております。この問題に関しては、先ほどお述べになりましたように、自動車の登録台数が減つてきており、そういうふうな一般的の需要者の消費、それから自動車産業自体がまさに、先ほど小沢委員に対し大臣御答弁されましたけれども、ただ単に自動車だけでなく、広範な産業

おりますような労働環境の改善によりまして、まざもつて労働力不足の解消に努めるのが先決だと思っております。

あわせまして、高齢者でございますとか、女子でございますとか、そういった方々の能力を有効に發揮できるような環境の整備を図ることが必要であるというふうに思つております。

外国人労働者の受け入れにつきましては、例えば二国間協定によりまして、期間でございますとか人數等を限定いたしました方式で受け入れではどうかといったような主張があるわけでございますが、こういった例をとつております西欧の具体例を見ますと、次第に滞在期間が延長されてまいつたり、あるいは受け入れ人数があるいは就労分野も含めまして適時拡大されていくとか、結果的に十分機能していらないといったような現状があるわけでござります。

そういうことを考えますと、まずもつて国内の労働力を十分活用するといつたことが必要でございますし、そういう意味では外国人労働者、特に単純労務者の受け入れについては今後ともやはり受け入れないという方式を通すべきであるというふうに思つております。

○川端委員 従来の枠を超えない御答弁でございました。しかし、現実に今のよなな状況は、私は、アメリカにおける一九二〇年代の禁酒法の時代、お酒を飲んではいけないとときに、アル・カポネが暗躍をしたというふうなことを映画でよく見るのは、ああいうのを思い出しません。現実に今やブラジルとかペルーとかの日本人以外に、いわゆる不法労働者というものが蔓延をしている。そして、同時にそれはまさにアウトローでございますので、それを束ねる、あっせんかわらず、働いている人は搾取をされ、ほとんど三分の一ぐらいしか手にしない。そして、犯罪も起っているわけですし、働いている人、それも起っているわけです。

からその出身の国は反日感情が増すという状況を生み出しているのは事実なんですね。そういうときに、しかも日本において労働力は本当に不足しております。しかし、労働省がおっしゃったような省力化であり云々と、いいんだろうか、私はそういうふうに疑問を持たざるを得ません。現に、産業を支える労働者、今ある労働省がお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○南学政府委員 私ども中小企業庁といたしましても、先生御指摘のとおり、中小企業にとりまして、今労働力不足問題は大きな経営上の問題と認識をいたしております。

ただ、この労働力不足対策のために外国人労働者を積極的に受け入れるか否かという点につきましては、帰国の担保であるとか、あるいは社会的受け入れ基盤の問題など、いろいろ検討を要する問題があるわけでありまして、昨年の入管法改正におきましても、単純労働者の受け入れは行わないという政府方針がとられております。今後とも慎重な検討が必要と認識をいたしております。

なお、政府といたしましては、国際的な技術移転促進という観点から、外国人研修生の受け入れのための制度につきましては、その整備に鋭意努めているところであります。例えば中小企業庁といたしましては、外国人研修生の受け入れを積極的に進めているところであります。また関係四省で本年九月に、財團法人国際研修協力機構の設立認可が行われまして、同機構を活用して、今外国人研修生受け入れに当たっての助言、援助等を実施しているところであります。今後とも外国人研修生の受け入れのための支援措置を積極的に講じていく

申しませんが、いろいろ手立てをされているところを非常にたくさん雇用するということで、中小企業になかなか来てくれない。それで今、パートの方を採用するにも、最近は大企業はパートを非常にたくさん雇用するということで、中小企業になかなか来てくれない。これが、パートの方の最大の政治に対する願いは、非課税限度額申しあげてほしいということがあるわけですね。それが、僕は中小企業にたくさんパートの方が行かれていることと、大企業は非課税限度額百万円です、うしたときに、大企業は非課税限度額百万円です、かかるれですかとも、というふうな発想も柔軟に持ちながら、そういうふうなことを何か仕組みとして、働く人にとって、選んだときに、例えば店舗あるいは町づくりの活性化のために御配慮をいただき、要求をしていただいていることは評価をさせていただきたいと思いますし、ぜひともに予算獲得をして、遅滞な政策の実行をしていただけないと御要請申し上げておきたいと思うのですが、同時に中小企業の、どちらかというと企業に対する経営基盤の確立といふ意味で、いろいろな融資であるとか施策といふのは今までもやつてきました。しかし、一番今人手不足で困っているときに問題になつてるのは、企業としては大企業と中小企業が連携をとりながらおのおの分担をしてやる、そして中小の経営基盤の弱いところにはいろいろなところから援助をしていただく、これはいいのですが、人を採用するという段階で、大企業で働く労働者よりも例えれば税制面にいた点で大企業よりも不利な立場に置かれておりまして、これが中小企業における労働力確保難の大きな要因になつてることは事実であると思ひます。しかし、中小企業で働く労働者につきましても含めて、ひとつ、お願いと同時にお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○南学政府委員 御指摘のとおり中小企業が人材を確保していく上で福利厚生あるいは知名度と社宅が完備しています、食堂が立派です、厚生施設が全部大企業に負けるのは当たり前なんですね。そういうふうな観点で、働く人にとってよい中小企業政策が何か考えられないのかということとも含めて、ひとつ、お願ひと同時にお考えがあります。

そこで、大企業で働く労働者よりも例えれば税制面から大いに支援し、中小企業における魅力ある職場づくりに努力してまいりたいと思います。

また、中小企業の知名度の不足につきましても、いろいろな議論を我々もしましたときに、恐らくできないとおっしゃるのですけれども、例えば

めの予算要求を行つておりますので、こうした対策を通じて中小企業の労働力不足対策に努めていく考えであります。

○川端委員 まといろいろとお知恵を出していただきたいたいと思うし、我々もまた提言をさせていただきたいと思います。

時間が限られておりますので、本当は、事業の承継税制に関して今大変な悩みをお持ちになつて、特に評価額が七〇%から八〇%に引き上げられるという問題も含めていろいろ御質問を申し上げたかったのですが、あとわざかになりまして次の機会に譲らせていただきまして、実はしきながら、ただいま先生から御指摘がございましたように、そのような天候要因の背後に構造的な要因がなかつたか、こういうことになりますと、これは先般私ども公表させていただきました物価レポートの中におきましたが、天候不順による質問をいろいろ準備をしているときに夕刊を読みました。そうしまして、「野菜供給へ経済応援」という記事が載つておりますと、非常にうれしく思いました。今国民が本当にもう野菜、野菜と悩んでおりますときに、きめ細かい観点から、例え曲がったキユウリを送るとかいうことを含めて御配慮をいただいたことは、本当に大ヒットではないかということで喜んでおります。

つきましては、お札を申し上げると同時に、これに對して一点だけお伺いをしたいのですが、昨今異常な野菜の値上がりが現実に起つていて、物価に直接的にかかわる品々でございますし、物価といふことは国民の生活に大変な影響を与えるわけですが、この現象が全国的に起きている。台風の被害、それから秋の長雨の被害というのはもちろんあつたというふうに思います。しかし、私は、それ以外の要因といふものが根底にはあるのではないかなど、うつうな気がいたしてならないわけですが、現在のこの野菜の異常な高騰の原因、それからこれらの見通しといふものに対して経企庁としてはどのよくな御認識をされているのか、伺いたいと思います。

○長瀬政府委員 溫かいお言葉をちょうだいいいたしまして、まことにありがとうございます。

今般の生鮮野菜の価格上昇、これは基本的にはやはり近来にない九月中旬以降の長雨、日照不足、そして台風の来襲によりまして冠水、浸水、暴風

雨、そういうことによりまして天候の影響を受けたことが主因であるというふうに思うわけでもございまして、ちなみに台風等の被害が少なかつた北海道を主産地といたしますニンジン、タマネギでありますとか、あるいは温帶に強い里芋というようなものにつきましては、価格が平年並みの水準にとどまっているということをございます。

しかしながら、ただいま先生から御指摘がございましたように、そのような天候要因の背後に構造的な要因がなかつたか、こういうことになりますと、これは先般私ども公表させていただきました物価レポートの中におきましたが、天候不順による質問をいろいろ準備をしているときに夕刊を読みました。そうしまして、「野菜供給へ経済応援」という記事が載つておりますと、非常にうれしく思いました。今国民が本当にもう野菜、野菜と悩んでおりますときに、きめ細かい観点から、例え曲がったキユウリを送るとかいうことを含めて御配慮をいただいたことは、本当に大ヒットではないかということでおとうございました。

今のいろいろな問題指摘、私も同感でございまして、必要以上に曲がったキユウリは売れないといふふうなこともあります。天候に弱い品種がふえてきた、あるいはまた、主産地が形成されましめたけれども、これが台風の直撃を受けますと大変大きな被害を受けるというようなことがあります。同時にまた生産面の要因といふことで、そのため農業や担い手の高齢化、こういう状況が起つてきておりまして、野菜関係は機械化が困難である、労働時間の縮小が進まない、こたしましては、農家や担い手の高齢化、こういう状況が起つておこりますとき、米づくりに於ける農業というものの何か将来を見ているところに農業従事者が本当に少なくなってきていて、どうか高い立場で分析をいただいて、農水省とも連携をとつて将来に備えていただきたい、お願いを申し上げて終わりにいたします。

○武藤委員長 江田五月君。
〔委員長退席、和田（貞）委員長代理着席〕

○江田委員 渡部通産大臣、御就任おめでとうございます。たしか私がまだ参議院の時代ですから今から十二、三年前でしょうか、近畿地方の大学の教育のシンボルシムか何かで御一緒させていたいたることがあります。以来大臣には先輩としていろいろ御指導を賜りたいと思っておりました。今回の大臣就任、大変期待をしておりますので、ひとつせひ頑張っていただきたいと思いま

す。

最初の質問ですので通商産業行政全体にわたつて議論させていただきたいのですが、時間が余りありませんますけれども、しかし、過剰な鮮度あるいは過剰な包装に対する要求といふようなものは価格の引き上げに結びつく、こういったものではありません。いや、これは文句を言つてゐるのではなくて、委員長や同僚の委員の皆さんのお配慮で二十分という貴重な時間をうそえていたいので感謝をしておるのですが、それときよは緊急の問題がありますので、もう早速テーマを絞らせていただきたいと思います。

○川端委員 時間が来てしましましたので終わりにしますが、どうもありがとうございます。

今のいろいろな問題指摘、私も同感でございまして、必要な構造要因が横たわっているということにも十分留意しながら、野菜の価格安定の問題につきまして農林水産省とも十分連携をとつて対応を進めてまいりたいと考えております。

○川端委員 時間が来てしまいましたので終わりにしますが、どうもありがとうございます。

今のいろいろな問題指摘、私も同感でございまして、必要以上に曲がったキユウリは売れないといふふうなこともあります。天候に弱い品種がふえてきた、あるいはまた、主産地が形成されましめたけれども、これが台風の直撃を受けますと大変大きな被害を受けるというようなことがあります。同時にまた生産面の要因といふことで、要するに農業従事者が本当に少なくなつてきていて、どうか高い立場で分析をいただいて、農水省とも連携をとつて将来に備えていただきたい、お願いを申し上げて終わりにいたします。

ありがとうございました。

○武藤委員長 江田五月君。

〔委員長退席、和田（貞）委員長代理着席〕

○江田委員 渡部通産大臣、御就任おめでとうございます。たしか私がまだ参議院の時代ですから今から十二、三年前でしょうか、近畿地方の大学の教育のシンボルシムか何かで御一緒させていたいたることがあります。以来大臣には先輩としていろいろ御指導を賜りたいと思っておりました。今回の大臣就任、大変期待をしておりますので、ひとつせひ頑張っていただきたいと思いま

す。

最初の質問ですので通商産業行政全体にわたつて議論させていただきたいのですが、時間が余りありませんますけれども、しかし、過剰な鮮度あるいは過剰な包装に対する要求といふようなものは価格の引き上げに結びつく、こういったものではありません。いや、これは文句を言つてゐるのではなくて、委員長や同僚の委員の皆さんのお配慮で二十分という貴重な時間をうそえていたいので感謝をしておるのですが、それときよは緊急の問題がありますので、もう早速テーマを絞らせていただきたいと思います。

○渡部国務大臣 今江田先生からお話しの四原則、基本的には同じでござります。

○江田委員 さまざまの資料を十分に把握した上でその基本的人権あるいは自由、民主化、こうしたことについての判断を下さなければなりません。たしか私がまだ参議院の時代ですから今から十二、三年前でしょうか、近畿地方の大学の教育のシンボルシムか何かで御一緒させていたいたことがあります。以来大臣には先輩としていろいろ御指導を賜りたいと思っておりました。今回の大臣就任、大変期待をしておりますので、ひとつせひ頑張っていただきたいと思いま

に政府間の情報だけでなくNGOといいますか非政府組織あるいは人権団体、市民団体あるいは個人レベルの情報、その情報価値はそれはいろいろですけれども、そうした情報をきちんととにかく受けとめるという姿勢で的確なODAを行ったために努力をする、こういう趣旨だったと思うのですが、この点も渡部大臣は同じお考えだと伺いましたが、ようろしいですか。

○渡部国務大臣 今江田先生お話しの考え方、私も同様でございます。

○江田委員 お答えが簡単で時間が節約できて大変助かっております。

そこで、実はきょう私は朝、委員会を時々抜けたて大変忙しい思いをしたんですが、それは一つはミヤンマーですね、ミャンマー、ビルマ。アウン・サン・スー・チーさんが率いる党が選挙で大勝したのに実は議会が招集されない。アウン・サン・スー・チーさんはノーベル賞を受けた。しかし自宅軟禁で出てこれない。もしノーベル平和賞をもらよいにオスロへ行つたらもう帰つてくることができないといった状況ですね。まあこれは象徴的な事例ですが、これについての勉強会を一つ行いました。

十二時からは今度は東チモールの問題について記者会見を行いまして、非常に忙しかったんですが、この東チモールです。これは、一九七五年にインドネシアに武力侵攻されて、その後インドネシアの占領下にある東チモールという場所で最近重大な人権侵害事件がどうも起きた。インドネシア軍による武力弾圧事件があつたわけです。きのうの夜の九時のNHKの「ニュース21」のトップニュースで報道されまして私も見ましたが、これは大臣ごらんになつたでしょうか。きのうの夜の九時の「ニュース21」

○渡部国務大臣 ちょっととその時間テレビを見ておりませんでした。

○江田委員 それは大変残念で、だけれども、私もいつもテレビ見てるわけじゃないからそのことがどうというんじゃないかもしれませんけれども、ごら

んになつております大臣もきっととびっくりされたと思いますよ。墓地の門のようなものがあるのですよね。その門のところへ人がぱあっと逃げてくるわけです、門の中から。銃の音がバンバンバンとうるさいです。門の中から、まさにたまたま門があるので第二の天安門事件じやないかなんで、冗談言つていませんが、ようろしいですか。

○渡部国務大臣 今江田先生お話しの考え方、私も同様でございます。

○江田委員 お答えが簡単に時間が節約できて大変助かっております。

そこで、実はきょう私は朝、委員会を時々抜けたて大変忙しい思いをしたんですが、それは一つはミヤンマーですね、ミャンマー、ビルマ。アウン・サン・スー・チーさんが率いる党が選挙で大勝したのに実は議会が招集されない。アウン・サン・スー・チーさんはノーベル賞を受けた。しかし自宅軟禁で出てこれない。もしノーベル平和賞をもらよいにオスロへ行つたらもう帰つてくることができないといった状況ですね。まあこれは象徴的な事例ですが、これについての勉強会を一つ行いました。

○渡部国務大臣 ぜひ取り寄せて拝見させていただこうと思います。

○江田委員 ぜひひとつこれはごらんになつていただきたい。ODA四原則から見ても看過できな事件だとと思うのです。

そこでこれは、事実関係の究明というのも外務省のまずは第一次的なお仕事かと思ひますので、

外務省、事実関係をどう把握しており、またこれにどう対応されたか、これからどうされようとしておるか、これを説明していただきたいと思います。

○林説明員 お答え申し上げます。

全体としてまだ調査中という前提で手短にお話しさせていただきます。

○江田委員 この十二日の朝、東チモールのジリ市におきまして、去る十月二十八日に別の騒擾事件で死亡いたしました二名の青年の埋葬されております墓地

に集まつておりました群衆と治安部隊が衝突を起こしました。軍の発砲等によりまして、インドネシア政府の発表によりますれば、死者二十名及び負傷者九十名以上に上る慘事となつた由でござります。

これに対しまして我が国といたしましては、十四日にインドネシア政府に対しまして、一つ、かかる事件の発生は遺憾であり、二つ、事実関係の究明と情報の提供を求めたい、また三つ、かかる事件の再発防止とこれ以上の流血回避を希望する旨の我が国政府の考え方を申し入れいたしました。この申し入れは、東京でアジア局参事官から在京の公使、在京インドネシア大使館の公使を招致して行うとともに、念のためジャカルタにおいても外務省に対して行つております。さらに、十四日から三日間、在インドネシア大使館の館員二名を現地に急遽派遣いたしました等、みずからも情報の収集に努めております。このことは我が國の本件に対しまして関心の高さを示すものというふうに私どもとしては考えております。

これに対しましてインドネシア政府でございますけれども、十七日、インドネシア政府はスマート大統領の指示に基づきまして、最高裁判事をリーダーとし外務、内務、法務各省、国軍、最高諮問会議及び国会の代表、いわば国を擎げての調査委員会を設置いたしまして、本件事件の真相究明のため徹底的な調査を行つ旨、また政府としては本件を深く遺憾と考える旨を明らかにしておりま

す。

いずれにいたしましても、我が国といたしましては、こうした調査委員会の活動を通じまして十分な調査が行われて早急に事件の真相究明がなされること、及びこれを踏まえましてインドネシア政府がかかるべき措置をとることを期待しております。

○林説明員 お答えいたします。

外務省といいたしましては、累次現地東チモールに在インドネシア大使館の館員等を派遣しております。昨年の五月及び十月にも、これは在ジャカルタの外交團と共にございましたが、それともやはりこれは深い深い内攻した不満ある安定していくつて、そこへ突然ほんと起きたのか、や状況はだんだんよくなっています、次第に安定化しております。そこで外務省にちょっと伺つておくのですが、私どもがこの東チモールのことについてどうなつたのですが、報道によると十九人と発表したところが起きてくるということが心配されるわけですね。これは事実かどうかの確認ということになります。

○江田委員 お答え申し上げます。

ア側で調査を進めておる、これから本格的な調査

ですが、十二日の事件だけではなくてその後今度は十四には逮捕者が、六十人もわかつて逮捕されている者が銃殺をされたという、裁判なき処刑であります。

これは事実かどうかの確認ということになります。ドネシア政府は、今二十人というようなお答えだつたのですが、報道によると十九人と発表したことですが、百十五人という死者が、いや死体はもう運び去られているのではないかとか、印度ネシア政府は、今二十人というようなお答えだつたのですが、報道によると十九人と発表したことですが、百十五人という死者が、いや死体はもう運び去られているのではないかとか、印度

が起きてくるということが心配されるわけですね。これは事実かどうかの確認ということになります。

そこで外務省にちょっと伺つておくのですが、私どもがこの東チモールのことについてどうなつたのですが、報道によると十九人と発表したことですが、百十五人という死者が、いや死体はもう運び去られているのではないかとか、印度

が起きてくるということが心配されるわけですね。これは事実かどうかの確認ということになります。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりま

が行われる段階でございますし、私どもとしても引き続きさまざまな情報を収集してまいりたいと思つております。

○江田委員 やはり事実というものを知る方法について、もっとさまざまな方法を駆使する必要があると思うんですね。これは通産大臣もひとつせひ聞いておいていただきたいのですけれども、在外公館から向こうの政府を通じて手に入れた資料、あるいは在外公館の人間が現地に行って見てくる、それだけで事がわからないケースというのにはいっぱいあるので、私どもがいろいろな草の根資料でこんなこともあるぞ、あんなこともありますぞ、現地の人間はこんなことを不安に思つている、こんなことを心配しているぞということいろいろ申し上げても、まあそれはなかなか資料的価値としてはいろいろあると思うのですけれども、常に政府は、いやいや平穏無事でございます。今回のよろづ事件は平穏無事だったらそんなにほんと起きないですよ。私は、やはり今度のこの十二日の事件でも、インドネシア側が設立を決めた真相究明委員会、この出してくる答えだけではなくて、それが本当に確かなのかということを日本の独自の根調査で調べていただきたい。向こうが出したるものとそのままのままでございませんが、日本も日本としてのそういうさまざまの真相究明の努力をするんだというその決意を外務省の方で聞かしていただきたい。

○林説明員 お答えいたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、私どもとしても現地に急遽館員を派遣する等独自の情報収集ということについては相応の関心を持っておりまして、現地に参りました館員も、決して政府の関係者だけではございませんで、市井の人々の話を伺う等の形で情報を収集しております。今後とも引き続きあらゆる形での情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○江田委員 事前に質問のためのやりとりで伺いましたら、現地の人たちが調査をして帰ってきた報告によると、現地は静ひつであると、どういう

言葉でしたかね、穂やかである、そういう報告あると思うんですね。これは通産大臣もひとつせひ聞いておいていただきたいのですけれども、在外公館から向こうの政府を通じて手に入れた資料でこんなこともあるぞ、あんなこともありますぞ、現地の人間はこんなことを不安に思つている、こんなことを心配しているぞということいろいろ申し上げても、まあそれはなかなか資料的価値としてはいろいろあると思うのですけれども、常に政府は、いやいや平穏無事でございます。今回のよろづ事件は平穏無事だったらそんなにほんと起きないですよ。私は、やはり今度のこの十二日の事件でも、インドネシア側が設立を決めた真相究明委員会、この出してくる答えだけではなくて、それが本当に確かなのかということを日本の独自の根調査で調べていただきたい。向こうが出したるものとそのままのままでございませんが、日本も日本としてのそういうさまざまの真相究明の努力をするんだというその決意を外務省の方で聞かしていただきたい。

○林説明員 お答えいたしました。

先ほど御説明いたしましたとおり、私どもとしても現地に急遽館員を派遣する等独自の情報収集ということについては相応の関心を持っておりまして、現地に参りました館員も、決して政府の関係者だけではございませんで、市井の人々の話を伺う等の形で情報を収集しております。今後とも引き続きあらゆる形での情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○江田委員 事前に質問のためのやりとりで伺いましたら、現地の人たちが調査をして帰ってきた報告によると、現地は静ひつであると、どういう

が、事実いかんによつてはインドネシアの援助停止を考えるべきだ、こう思います、事実いかんによつてはですよ、もちろん。今すぐそうするといふではないですが、そういうこともあり得ます

○江田委員 おつしやるべきだと思いますが、いかがですか。

○渡部国務大臣 ただいまの江田委員と外務省政委員のやりとり、興味深く聞かせていただきましたので、これから心を払つてしまひたいと思います。

○江田委員 勉強してみたいというお答えをいたしましたが、その間に「質疑持ち時間が終了いたしました」という紙が来たので終りますが、

私はやはり、少なくとも事実関係が明らかになるまでは、実施中のものはともかくとして、新規の援助は中止をしておくべきじゃないか、それだけの大きな事件じゃないかと思います。これは……

○武藤委員長 ちよつと外務省に聞こうか。それで最後に、外務省小島調査計画課長。

○小島説明員 お答え申し上げます。

先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、印度ネシア政府が基本的人権というものを大切にしないと国際社会で生きていけないよという認識を持つていく、そういう手だてになると思うから言つてはいるわけで、このODA四原則についても、これは何も日本がお金を出す場合のさじかげんのことの原則じやなくて、世界から武器をなくしたいあるいは市場経済を確立していきたいあるいは基本的人権や自由を世界に確立したい、こういう日本有意思があるからこそそれをやろうとす。

○江田委員 ぜひひとつ、単に見守るとか研究するとかだけじゃなくて、この事件、こういうことを通じて基本的人権を世界に確立するのだという日本の意思を示していただきたいと思いますが、時間がなりましたので終わりります。

○武藤委員長 次に、内閣提出、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○武藤委員長 これがより越前の大蔵大臣と、〔本号末尾に掲載〕

○渡部国務大臣 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の高圧ガス取締法は、昭和二十六年に高圧ガスの保安に関する基本的な法律として制定され、その後、高圧ガスの大量消費の増加、高圧ガス製造事業所の大規模化、複雑化等に対処するため、数次にわたる改正が加えられております。

しかししながら、近年、高圧ガス保安行政を取り巻く諸情勢は大きく変化しております。特に、先般の大坂大学における爆発事故にも見られるおそれ、高圧モノシラン等の特に危険な性質を有する高圧ガスの消費が拡大していること等を踏まえ、高圧ガスの消費についての保安対策を強化することが急務となつております。

また、近年下げどまりの傾向にある高圧ガス関連事業所における事故の発生をより確実に防止していくため、事業者が自身が行う保安活動の徹底を図つていくことが必要となつております。

さらに、高圧ガスの保安に関する技術の向上等に対応し、規制の合理化を行う必要があります。

以上のようないわゆる要請に対応するため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨をご説明申し上げます。

まず第一に、高圧モノシラン等の特殊高圧ガスを、その特に危険な性質にかかる、特定高圧ガスの種類に追加することとし、これにより、特殊高圧ガスの消費について、届け出をさせるとともに、特定高圧ガス取扱主任者の配置義務、従業者の保安教育の実施義務等を課すこととしてお

ります。

また、液化石油ガス以外にも一般消費者が高圧ガスを消費する機会が増大していること及び高圧ガス消費事業所における事故が毎年多発していることにかんがみ、販売業者等に、その販売先

の消費者に災害の発生の防止上必要な事項を周知させる義務を課することとしております。

第二に、事業者が行う保安活動の徹底を図るため、事業者がみずから定めた危害予防規程を遵守していない場合、あるいは従業者に対する保安教育を怠っている場合に、都道府県知事が危害

予防規程の遵守を命令または勧告し、あるいは保安教育の実施、改善を勧告することができるとしております。

また、高压ガス取締法に基づき設立されている高压ガス保安協会の業務について、技術的な事項に限定せず、広く高压ガスの保安に関する調査、研究及び指導並びに情報の収集、提供を行なうこととしております。

第三に、高压ガスの輸入について、現行の輸入前の許可、輸入後の検査という二重の厳しい規制を課しておかなくても保安は確保されることから、許可制を廃止し届け出制とともに、一定の場合には、届出、検査とも不要とすることとしております。

第四に、高压ガスの保安に係る技術の向上により現行の規制を課することが過重かつ不要となつておる一重の設備について、通商産業大臣等が行う認定を受けた場合に、許可等の規制から届け出等の規制に変更をすることとしております。

第五に、高压ガスを充てんするための容器について、容器証明書制度を廃止し、保安上必要な事項を容器に直接表示する制度を一律的に適用することとしております。

このほか、高压ガス製造事業所について都道府県知事が行う保安検査について、高压ガス保安協会に加えて民間検査機関も行えることといたします。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○武藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
第十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「である設備」の下に「(第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。)」を加え、同項第二号中「以上のもの」の下に「(第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。)」を加えます。

第八条第一号中「第二十条の二」を「から第十三条の三まで」に、「第八十条第三号及び第四号」を「第八十条第二号及び第三号」に改める。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の二条を加える。

次回は、来る二十二日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十分散会

高压ガス取締法の一部を改正する法律案

高压ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 冷凍機器及び原料ガス(第五

(第五十六条の七—第五十六条の九)及び原料ガス(第五十七条—第五十八条の二)を「第三節 指定設備

指定試験機関」を「指定試験機関(第五

節 指定容器検査機関(第五十八条の十八—第五

十八条の三十二)」を「第二節 指定容器検査機関(第五十八条の三十八—第五十八条の三十一)

」を「第三節 指定特定設備検査機関(第五十九条)」に改め

「第四節 指定特定設備検査機関(第五十九条)」に改め

「第五節 指定特定設備検査機関(第五十九条)」に改め

「第六節 指定特定設備検査機関(第五十九条)」に改め

「第七節 指定特定設備検査機関(第五十九条)」に改め

「第八節 指定特定設備認定機関(第五十九条)」に改め

「第九節 指定特定設備認定機関(第五十九条)」に改め

「第十節 指定特定設備認定機関(第五十九条)」に改め

「第十一節 指定特定設備認定機関(第五十九条)」に改め

「第十二節 指定特定設備認定機関(第五十九条)」に改め

(周知させる義務等)
第十四条の二 販売業者又は第六条第一号の規定により販売する者(以下この条において「販売業者等」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、その販売する高压ガスであつて通常産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高压ガスによる災害の発生の防止に關し必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、当該高压ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十四条の三の特定高压ガス消費者その他通常産業省令で定める者は、この限りでない。

高压ガスの輸入をする場合
一 船舶から導管により陸揚げして高压ガスの輸入をする場合

二 通商産業省令で定める緩衝装置内における高压ガスの輸入をする場合
三 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は灾害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして通商産業省令で定める場合

2 都道府県知事は、販売業者等が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対して、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができない。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、販売業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができない。

4 都道府県知事は、輸入された高压ガス又はその容器が第二項の検査に合格しなかつたときには、当該高压ガスの輸入をした者に対する基準に適合するときは、これを合格とする。

3 前項の検査においては、当該高压ガスの性状及びその容器が通商産業省令で定める技術上の方法を改善すべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、輸入された高压ガス又はその容器が第二項の検査に合格しなかつたときは、当該高压ガスの輸入をした者に対する基準に適合するときは、これを合格とする。

第二十四条の二第一項中「次の」を「圧縮モノシリラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高压ガスであつてその消費に際し灾害の発生を防ぐため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの又は次の」に、「といふ」を「と総称する」に、「であつて」を「(次の表の上欄に掲げる種類の高压ガスを消費する者にあつては)」に、「であるもの」を「である者」に、「もの(以下「特定

第二十条の三 第十五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、第五十六条の七第二項の認定を受けた設備であつて、第五十六条の八第一項の指定設備認定証によりその旨の確認をすることができるものに係る製造のための施設につき、第二十条の完成検査を受けるときは、当該設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十二条第一項を次のように改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

第二十条の三 第十五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、第五十六条の七第二項の認定を受けた設備であつて、第五十六条の八第一項の指定設備認定証によりその旨の確認をすることができるものに係る製造のための施設につき、第二十条の完成検査を受けるときは、当該設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十二条第一項を次のように改める。

高压ガスの輸入をしようとする者は、あらかじめ、輸入をしようとする高压ガスの性状及びその容器に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを記載した書面を添えて、そ

の旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 船舶から導管により陸揚げして高压ガスの輸入をする場合
二 通商産業省令で定める緩衝装置内における高压ガスの輸入をする場合
三 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は灾害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして通商産業省令で定める場合

る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。」に改める。

第二十四条の四第一項中「又は消費」の下に「をする特定高圧ガスの種類若しくは消費」を加える。

第二十六条に次の二項を加える。

6 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

第二十七条第四項中「特定高圧ガス消費者」の下に「次項において「第二種製造者等」という。」を加え、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に二項を加える。

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるとときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

第二十五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「協会」の下に「又は通商産業大臣が指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）」を加え、同条第三項中「協会」の下に「又は指定保安検査機関」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

第三十五条第一項第一項の規定

項」を「第十四条の三第三項」に改め、「第二十六項第四項」の下に「若しくは第六項」を加え、同項を削り、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特定容器」を「容器（前又は第十九条第一項）に改め、同条第二項中第二項を削り、第三号を第二号とする。

第四十五条の二の見出しを「（刻印等）」に改め、同条第一項中「前条第一項の」を「刻印をする」とが困難なものとして、「種類の高圧ガスを同項の通商産業省令で定める圧力以下の圧力で充てんする容器であつて、その内容積が百二十リットル未満」を「容器以外」に改め、「速やかに」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条の「（通商産業省令で定める方式による）」を削り、同条第二項とし、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に二項を加える。

2 通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が前項の通商産業省令で定める容器であるときは、速やかに、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

第四十五条の二を第四十五条とする。

第四十六条第一項中「第四十五条第一項の規定により容器証明書の交付を受けたとき、又は前条第一項の規定により」を削り、「刻印」を「刻印等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に二項を加える。

2 容器（高圧ガスを充てんしたものに限り、通商産業省令で定めるものを除く。）の輸入をした者は、容器が第二十二条第二項の検査に合格したときは、運送なく、通商産業省令で定める措置をとることにより、その容器に、表示をしなければならない。

ならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

第四十七条の見出し並びに同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特定容器」を「容器（前又は第十九条第一項）に改め、同条第一項第一項を削り、同条第二項とし、同条第三項を削り、同条第一項第一号中「前号」を「前号各号に定めた措置」を「刻印等」に改め、「その措置が同項第二項の通商産業省令で定めるもの及びくず化し、その他容器として使用することができないよう処分したものと除く。」を「特定容器」に改め、同条第四項中「特定容器」を「容器」に改め、同項を同条第二項に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第二項とする。

第四十八条第一項第一号中「その所有者が容器証明書の交付を受けており、又は第四十五条の二第一項の刻印」を「刻印等」に改め、同項第二項とし、同項第一号及び第三号に「特定容器以外の容器（以下「一般容器」という。）にあつては容器証明書にその旨の記載がされており、特定容器があつては次条第四項の刻印」を「次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示」に改め、同条第二項中「その容器が一般容器である場合には第一号及び第三号、その容器が特定容器である場合には第二号及び第三号」を「次の各号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十五条の二第一項の」を削り、「刻印」を「刻印等」に改め、「前号の」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第四十九条第三項中「ときは」を「場合において」に、「第四十五条の二第一項に規定する容器である場合を除き」を「第四十五条第一項の通商産業省令で定める容器以外のものであるときは」に、「表示をし、かつ、容器証明書に、裏書」を「刻印に改め、同条第四項中「第四十五条の二第一項に規定する」を「第四十五条第一項の通商産業省令で定める」に改め、「速やかに」の下に「通商産業省令で定める」ところにより、「表示若しくは刻印」を「刻印若しくは表示」に改め、同条第五項中「前二項の表示若しくは刻印」を「第三項の刻印若しくは前項の標章の掲示」に改め、「表示若しくは刻印」を「刻印若しくは標章」に改める。

項中「速やかに」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による」を削る。

第五十四条第一項中「次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める措置」を「刻印等」に改め、第三号又は第四号に定める措置であるときは」を削り、「第四十五条の二第一項の刻印」を「刻印等」に改め、「その措置が同項各号に定めた措置」を「刻印等」に改め、「その措置が同項各号に定めた措置」を「刻印等」に改め、同条第三項中「により当該容器について第一項各号に定める措置」を「による刻印等」に改める。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第五十六条第三項及び第四項中「二箇月以内に第五十四条第一項各号に定める措置」を「三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等」に改め、同条第三項各号を削り、同条第二項中「前項各号に定めた措置」を「による刻印等」に改める。

第五十六条の四中第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に二項を加える。

2 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備とともに譲渡する場合は、この限りでない。

3 特定設備検査合格証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ、又は失つた場合において、その特定設備検査合格証が通商産業大臣の交付に係るものであるときは、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは、協会に、その特定設備検査合格証の交付を受けたときに、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは、協会に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは、協会に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは、協会に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは、協会に、その再交付を受けることができる。

第五十六条の六 特定設備検査合格証の返納

第五十六条の六を次のように改める。

（特定設備検査合格証の返納）

第五十六条の六 特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、運送なく、その特定設備検査合格証を通商産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納しなければならぬ。

条の六（第五十六条の九第二項において準用する場合を含む。）を加える。

第八十三条の二中「指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、認定機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十九条第一項」を「第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項及び第五十九条第二項」に、「容器検査等若しくは特定設備検査」を「保安検査、容器検査等、特定設備検査若しくは指定設備の認定」に改める。

第八十三条の三中「二十万円」を「三十万円」に改め、第八十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。第八十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に改正前の高圧ガス取締法（以下「旧法」という。）第二十二条第一項の規定による許可を受けている者又はその申請を行っている者は、改正後の高圧ガス取締法（以下「新法」という。）第二十二条第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第二十四条の二第一項の政令で定める種類の高圧ガス（以下「特殊高圧ガス」という。）を消費している者（次項に規定する者を除く。）に関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始日の二十日前まで」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）の施行の日から一月以内」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十四条の二第一項の届出をしている特定高圧ガス消費者で

あって、特殊高圧ガスを現に消費しているものに関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四条の四第一項の規定の適用については、同項中の「あらかじめ」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）の施行の日から一月以内」とする。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定に基づき交付されている容器証明書及び当該容器証明書に係る容器については、同項中の各号に掲げる時までの間は、なお従前の例による。

一 当該容器についてこの法律の施行後最初に行われた容器再検査（以下単に「容器再検査」という。）に当該容器が合格した場合は、その合格の時

二 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、その合格しなかつた時から三月以内に当該容器が旧法第五十四条第二項の規定により旧法第四十四条第三項の規格に適合（以下単に「規格に適合」という。）すると認められたときは、その認められた時

三 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合（前号に掲げる場合を除く。）は、その合格しなかつた時から三月が経過した時

四 容器再検査を受ける前に当該容器が規格に適合すると認められた場合は、その認められた時

（政令への委任）

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定に基づき容器証明書の交付を受けている者は、当該容器証明書に係る容器に新法第四十九条第三項の刻印若しくは同条第四項の標章の掲示若しくは新法第五十四条第二項の規定による刻印等がされたとき、又は容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、三ヶ月以内に同項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器証明書を通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関に返納しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる容器証明書及び容器に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のようにより改正する。

第二十六条第七号中「第二十二条第一項の許可を受けないで高圧ガスの輸入をしたとき又は同法」を削り、「命令若しくは」を「命令又は」に改める。

第八条 附則第二条から第六条までに定めるものは、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対応し保安の確保を図るために、特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業者等における保安に関する規制を強化するとともに、最近における高圧ガスの保安に関する技術の向上にかんがみ、規制の合理化を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。